

令和7年度 第3回 一関市地域福祉計画推進会議

日時 令和7年11月18日（火）13:30～15:30

場所 一関市役所 大会議室A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 一関市地域福祉計画体系図について 資料No.1

(2) 行政区長アンケート結果について 資料No.2

(3) 一関市地域福祉計画一次案について 資料No.3

グループワーク

(4) その他

4 その他

5 閉 会

次回、開催予定 1月22日（木）一関市総合福祉センター 午後1時30分～3時30分

一関市地域福祉計画（案）並びに一関市地域福祉活動計画（案）の体系図

地域福祉計画（一関市）

地域福祉活動計画（一関市社会福祉協議会）

基本理念

基本目標

施策展開の方向性

推進目標

基本目標

基本理念

みんなが
つながり
ひとりひとりが
輝くまち

1 地域福祉を担う「ひとづくり」

2 ともに支え合う「まちづくり」

3 充実した福祉サービスの提供と
多機関の協働による社会参加の「しくみづくり」

- 重**
- (1) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進
・人材の発掘と育成、世代間交流、交流体験機会の創出
- (2) 福祉教育の推進
・福祉に関する知識の普及、学校等での体験・交流機会の充実
- (3) 権利擁護の充実
・日常生活自立支援事業、成年後見制度の充実
- (4) 地域福祉の担い手のネットワークづくり
・担い手の交流、ネットワークづくり
- (5) 生活困窮世帯への自立支援
・生活困窮者自立支援事業、生活困窮者自立相談支援窓口
・支援調整会議
- 重**
- (1) 地域とつながり続ける関係づくり
・見守り活動を通じた地域での孤独・孤立防止
・地域における役割分担の明確化
・ふれあいサロン、子ども食堂など通いの場づくりの支援
・地域が活動しやすい環境整備
- (2) 協働による身近な地域の支え合い
・社会資源（サービス）の開発提供
・高齢者関連の課題への対応
・子育て支援
・地域協働体など様々な組織で地域課題の発見や自ら解決する取組の推進
- 重**
- (3) 相談体制の充実
・相談窓口の充実（断らない相談窓口）
・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（伴走支援）
- (4) 災害時の避難行動要支援者の支援
・避難行動要支援者名簿と個別計画の作成の推進
・防災意識の高揚と地域での支え合い
- 新**
- (5) 再犯防止の推進
・就労・居住の確保、困窮、保健医療・福祉サービス利用の促進 学校等と連携した就学支援の実施、民間協力者の活動の促進 後方・啓発活動の推進、国・県・民間団体等との連携強化
- (6) ともに参加する意識の向上
・社会参加の意識の高揚、地域福祉に関する広報周知
- 重**
- (1) ボランティア・NPOの活動支援
・ボランティアセンターの運営支援
- (2) 社会福祉法人間の連携推進
・「地域における公益的な取組」の推進
- (3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進
・地域包括ケアシステム、多機関協働
- (4) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成
・福祉職等の魅力ややりがいの啓発、就労のきっかけづくり
・介護事業所等職員の研修会

- 地域福祉活動への参加や交流、生活課題解決へ向けた取り組みを促進します
- 福祉教育の推進と協働した福祉人材の育成に努めます
- 福祉に関心や理解を持てるようにします
- 福祉のネットワークの輪が広がるよう支援します
- 孤独・孤立を防ぐ取り組みを促進するようなまちづくりを進めます
- 協働による身近な支え合いを促進します
- ボランティア・NPO活動を促進します
- 災害時の支援体制づくりを強化します
- 協働による再犯防止の推進と普及啓発に努めます **新**
- 権利擁護支援の充実を図ります
- 協働して生活困窮世帯の自立を支援します
- 誰もが安心して相談できる体制をつくります
- 社会福祉法人の公益的な取り組みを促進します
- 多機関協働の支援体制を強化します

1 住民の参加を高めよう
（ともに気づく、そだてる）2 住民相互が協力し、支え合う
地域をつくろう
（ともに支える、つくる）3 誰もが安心して社会参加で
きる地域をつくろう
（ともしながる、つくる）支え合い
幸せ感じる
地域の暮らし

地域福祉推進のためのアンケート調査について

＜ 調査協力をお願い ＞

今日の地域社会を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、地域での交流機会の減少などの社会環境の変化に伴い、お互いの支え合いや助け合いといった機能が低下してきております。

こうした中、市では「第2期一関市地域福祉計画」、市社会福祉協議会では「第2次一関市地域福祉活動計画」を策定し、市民、福祉事業者、関係団体との連携、協働により、地域福祉を推進するため様々な事業に取り組んでいるところです。

各計画は、令和7年度までの計画期間となっており、これまでの取り組みに対する評価と次期計画の策定に関するご意見を行政区長の皆様から伺いたいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、標記調査にご協力いただきますようお願いいたします。

調査の回答につきましては、下に記載しているURLもしくはQRコードをスマートフォンで読み込みと入力フォームで回答することが出来ます。

スマートフォン等での回答が難しい場合は同封した調査用紙に直接ご記入の上、10月31日（金）までに返送していただきますようお願いいたします。

【URL】

【QRコード】

<https://logoform.jp/form/HgLy/1256881>



令和7年10月

一 関 市 長 佐藤 善仁
一関市社会福祉協議会長 畠 山 博

【問合せ先】 一関市福祉部長寿社会課 福祉企画係 21-8357
一関市社会福祉協議会 地域福祉課 23-6020

問1. 性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

問2. 年齢をお答えください。

1. 60歳未満
2. 60歳以上～65歳未満
3. 65歳以上～70歳未満
4. 70歳以上～75歳未満
5. 75歳以上～80歳未満
6. 80歳以上

1

問3. お住いの地域をお答えください。

1. 一 関 2. 山 目 3. 中 里 4. 真 滝
5. 巖 美 6. 萩 莊 7. 舞 川 8. 弥 栄
9. 花 泉 10. 大 東 11. 千 厩 12. 東 山
13. 室 根 14. 川 崎 15. 藤 沢

問3

問4. 行政区長の経験年数をお答えください。

1. 2年未満
2. 2～4年未満
3. 4～6年未満
4. 6～8年未満
5. 8～10年未満
6. 10年以上

問4

問5. 行政区の世帯数は何世帯ですか。

1. 50世帯以下 2. 50～100世帯未満
3. 100～150世帯未満 4. 150～200世帯未満
5. 200世帯以上

問5

問6. 行政区の組織に福祉関係の専門部を設置していますか。

1. 設置している → 問7へ
2. 設置していない → 問8へ

問 6

問7. 問6で「1. 福祉関係の専門部を設置している」とお答えされた方に伺います。
専門部はどのようなメンバーで構成されていますか。(複数回答可)

1. 民生委員児童委員 2. 保健推進委員
3. 班長
4. その他（具体的には

問 7

問8. 行政区内で、行政区や自治会の役員と民生委員児童委員などによる地域活動に関する「情報交換会（相談会）」を開催していますか。

1. 開催している → 問9へ
2. 開催していない → 問10へ
3. 開催の予定がある → 問10へ

問 8

問 9. 問 8 で「情報交換会（相談会）」を「1. 開催している」と答えた方にお聞きします。

(1) 「情報交換会（相談会）」で話し合われている内容についてお答えください。

主なものを3つまで選び番号でお答えください。

（※「要支援者」とは、見守りなどの支援が必要な人のほか、災害時要支援者マップ・避難行動要支援者名簿に登録されている人を言います）

1. 要支援者（高齢者や障がい者など）世帯の生活状況の把握
2. 要支援者の支援方策
3. ふれあいサロン・世代間交流などの企画運営
4. 要支援者が活動に参加しやすくなるための方策
5. 住民の困りごとへの対応
6. 行政区内の環境美化・資源回収など打ち合わせ
7. 防犯・防災活動の打ち合わせ
8. 行政区内の最近の地域課題に関する情報交換
9. その他（

問 9 (1)

(2) 「情報交換会（相談会）」をどのくらいの頻度で開催していますか。

1. 毎月開催している
2. 2 か月に 1 回開催している
3. 3 か月に 1 回開催している
4. 1 年に 1 ～ 2 回程度開催している

問 9 (2)

(3) 今後、「情報交換会（相談会）」で力を入れるべき内容は何かあると思いますか。主なものを3つまで選び番号でお答えください。

1. 要支援者（高齢者や障がい者など）世帯の生活状況の把握
2. 要支援者の支援方策
3. ふれあいサロン・世代間交流などの企画運営
4. 要支援者が活動に参加しやすくなるための方策
5. 住民の困りごとへの対応
6. 行政区内の環境美化・資源回収など打ち合わせ
7. 防犯・防災活動の打ち合わせ
8. 行政区内の最近の地域課題に関する情報交換
9. その他（

問 9 (3)

問 10. 問 8 で「情報交換会（相談会）」を「2. 開催していない」「3. 開催の予定がある」と答えた方にお聞きします。

(1) 今後、「情報交換会（相談会）」の開催は必要であると思いますか。あなたの考えに最も近いものを選び番号でお答えください。



問 10 (1)

(2) 開催していない主な理由は何ですか。最も近いものを2つまで選び番号で回答してください。

1. 自分ひとりで行った方が良いため
2. 福祉に関する専門的な知識の違いがあり、話がうまくまとまらないため
3. 行政区や自治会関係者の理解が得られないため
4. 実施するまでの手順や実施方法が分からないため
5. 担当地区内に特に問題がないため
6. 要支援者の情報（個人情報に関すること）を共有することが困難なため
7. その他（

問 10 (2)

問 11. 地域（行政区）で実施している事業についてお聞きします。その実施している事業内容はどのようなものですか、主なものを4つまで選び番号でお答えください。

1. ふれあいサロン（いきいき百歳体操、元気いきいき教室、茶話会など）
2. 高齢者や障がい者などの見守り訪問
3. 防災マップの作成
4. 老人クラブとの共催事業
5. 世代間交流
6. 環境美化活動
7. 防犯・防災活動
8. 子ども会との連携活動
9. 資源回収
10. お祭り・盆踊り大会など
11. レクリエーションやスポーツ大会
12. その他（

問 11

問 12. 今後、地域（行政区）で特に力を入れていきたい事業を教えてください。あなたの考えに最も近いものを4つまで選び番号でお答えください。

1. ふれあいサロン（いきいき百歳体操、元気いきいき教室、茶話会など）
2. 高齢者や障がい者などの見守り訪問
3. 防災マップの作成
4. 老人クラブとの共催事業
5. 世代間交流
6. 環境美化活動
7. 防犯・防災活動
8. 子ども会との連携活動
9. 資源回収
10. お祭り・盆踊り大会など
11. レクリエーションやスポーツ大会
12. その他（ ）

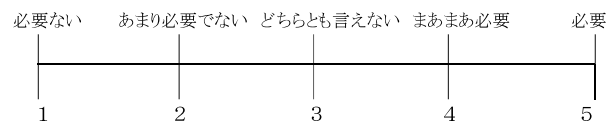
問 12

問 13. 地域の「要支援者」の福祉活動への参加の状況を教えてください。

1. 頻繁に参加している
2. たまに参加している
3. ほとんど参加していない
4. 参加していない
5. よく分からない

問 13

問 14. 地域の福祉活動を進めるための拠点（例：公民館、集会所など）は必要だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選び番号でお答えください。



問 14

問 15. 問 11 で「1. ふれあいサロンを開催している」と答えた方にお聞きします。

(1) 主にどのような場所で開催していますか。

1. 行政区の集会施設
2. 地域の市民センター（公民館）
3. 個人のお宅や空き家
4. その他（具体的には

問 15 (1)

(2) どのくらいの頻度で開催していますか。(令和6年度の実績でお答えください。)

1. 週に1回程度
2. 2週間に1回程度
3. 月に1回程度
4. 3か月に1回程度
5. 年に1～2回
6. その他（具体的に）

問 15 (2)

(3) 1 回当たりの参加者は何人くらいですか。

1. 10 人未満
2. 10 人～20 人
3. 21 人～30 人
4. 31 人以上

問 15 (3)

(4) ふれあいサロンの運営にはどのような方がたずさわっていますか。(複数回答可)

1. 行政区長
2. 行政区の役員
3. 民生委員児童委員
4. 保健推進委員
5. 班長
6. 女性部の役員
7. その他（具体的には

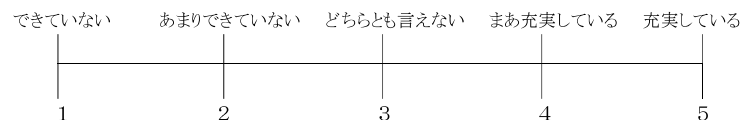
問 15 (4)

問 16. 地域の福祉活動を行っていく上で、市や社会福祉協議会に望むことはありますか。
2つまで選び番号でお答えください。

1. 福祉関係の研修会を開催してほしい
2. 地域との連携方法について教えてほしい
3. いろいろ相談に乗ってほしい
4. 困難ケースへのアドバイスがほしい
5. 地域の行事に協力してほしい
6. 特に望むことはない
7. その他 ()

問 16

問 17. 行政区の地域福祉活動は、どこまで充実したと思いますか。



問 18. 今後、地域福祉活動をどうするべきだと思いますか。



問 19. 高齢者や障がい者の方を住民同士の手助けで支えていく「ちょっとした支援活動」を
 地域や団体などで行っていることがあればご記入ください。

- 例) ① 行政区のメンバーで、通院や買い物などの支援をしている
 ② 行政区のメンバーで、高齢者宅などのゴミ捨てを手伝っている

--

問 20. 地域での生活課題の解決に向けて、具体的な方策や提案がありましたらご記入ください。
 (実際に取り組んでいなくても、こう考えているという内容でも構いません)

- 例) ① 住民同士の繋がりを築くためサロンのように住民が気軽に集まる機会を設けている
 ② 地域活動を皆さんに知ってもらうために広報紙を発行している など

--

問 21. あなたの地域では、避難訓練が行われていますか。

1. 行っている
2. 行っていない
3. 分からない

問 21

問 22. 災害時避難行動要支援者（障がい者や要介護者など災害時に支援が必要な人）の情報を
 地域に提供することについて、どのような考えをお持ちですか。あなたの考えに最も近いもの 1つ選び番号でお答えください。

1. 本人の同意・不同意に関わらず、提供するほうがよい
2. 本人が同意した場合に限り、提供したほうがよい
3. 提供しないほうがよい
4. 分からない

問 22

問 23. 問 22 で 1 または 2 と答えた方にお聞きします。

市では本人が同意した場合に限り、避難支援等関係者の「消防団、一関・千厩警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織の長、自治会又はこれに準ずる組織の長、行政区長」に個人情報を提供しています。個人情報を提供する避難支援等関係者（下線部分）の範囲について、あなたの考えに最も近いもの 1つ選び番号でお答えください。

1. 今までどおりの範囲で提供する方がよい
2. 提供する避難支援等関係者が少ない
3. 提供する避難支援等関係者が多い
4. 分からない

問 23

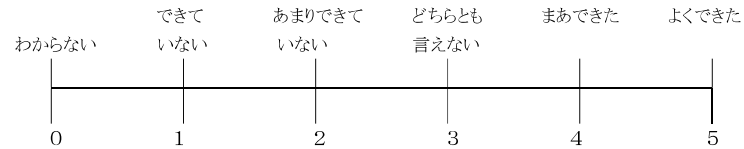
問 24. 問 23 で 1 または 2 と答えた方にお聞きします。個人情報を提供する避難支援等関係者はどなたが良いと思いますか。あなたの考えに近いものを全て選んでください。また、これ以外にも必要と思う避難支援等関係者がある場合は記入して下さい。

1. 消防団
2. 警察署
3. 民生委員
4. 社会福祉協議会
5. 自主防災組織
6. 自治会又はこれに準ずる組織
7. 行政区長
8. その他

(具体的には)

問 24

問 25. 令和 3 年 3 月に策定した一関市地域福祉計画では、「誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、3 つの基本目標を掲げ、14 の施策展開の方向性を設定しました。その施策展開の方向性の「これまでの評価として」、下スケールの 6 つのうち、あなたの考えにもっとも近いものを 1 つ選び番号でお答えください。
わからない場合は 0 を選択してください。



(基本目標：地域福祉を担う人づくり)

- ① 福祉教育の推進
- ② 共に参加する意識の向上
- ③ 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

問 25 ①
問 25 ②
問 25 ③

(基本目標：共に支え合う地域づくり)

- ④ 地域福祉の担い手のネットワークづくり

問 25 ④

- ⑤ 地域とつながり続ける関係づくり

問 25 ⑤

- ⑥ 協働による身近な地域の支え合い

問 25 ⑥

- ⑦ 社会福祉法人間の連携の充実

問 25 ⑦

- ⑧ ボランティア・NPO の活動支援

問 25 ⑧

(基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり)

- ⑨ 相談体制の充実

問 25 ⑨

- ⑩ 権利擁護の充実

問 25 ⑩

- ⑪ 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進

問 25 ⑪

- ⑫ 生活困窮世帯への自立支援

問 25 ⑫

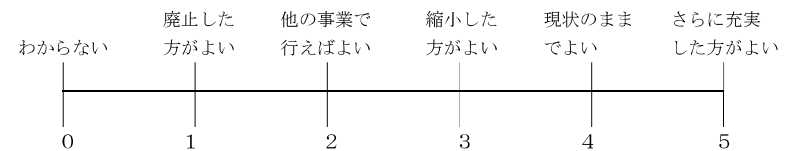
- ⑬ 災害時の避難行動要支援者の支援

問 25 ⑬

- ⑭ 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

問 25 ⑭

問 26. 14 の施策展開の方向性を「今後どのようにすべきか」、下スケールの 6 つのうち、あなたの考えにもっとも近いものを 1 つ選び番号でお答えください。
わからない場合は 0 を選択してください。



(基本目標：地域福祉を担う人づくり)

① 福祉教育の推進

問 26 ①

② 共に参加する意識の向上

問 26 ②

③ 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

問 26 ③

(基本目標：共に支え合う地域づくり)

④ 地域福祉の担い手のネットワークづくり

問 26 ④

⑤ 地域とつながり続ける関係づくり

問 26 ⑤

⑥ 協働による身近な地域の支え合い

問 25 ⑥

⑦ 社会福祉法人間の連携の充実

問 25 ⑦

⑧ ボランティア・NPOの活動支援

問 25 ⑧

(基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり)

⑨ 相談体制の充実

問 25 ⑨

⑩ 権利擁護の充実

問 25 ⑩

⑪ 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進

問 25 ⑪

⑫ 生活困窮世帯への自立支援

問 25 ⑫

⑬ 災害時の避難行動要支援者の支援

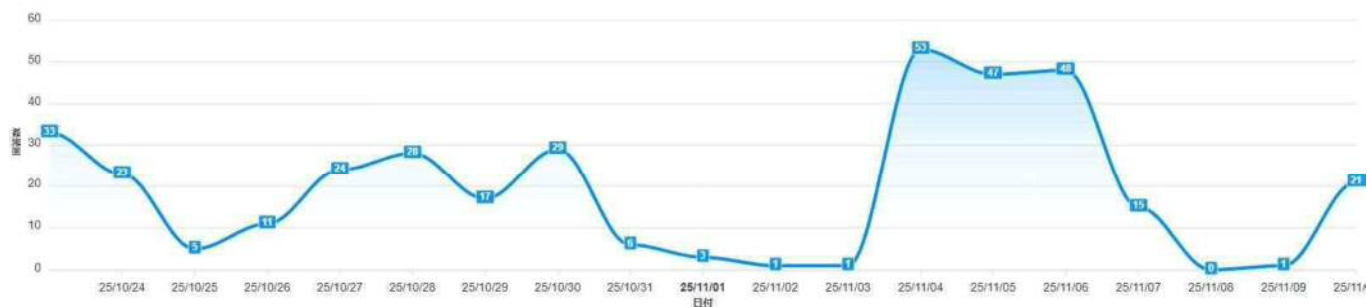
問 25 ⑬

⑭ 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

問 25 ⑭

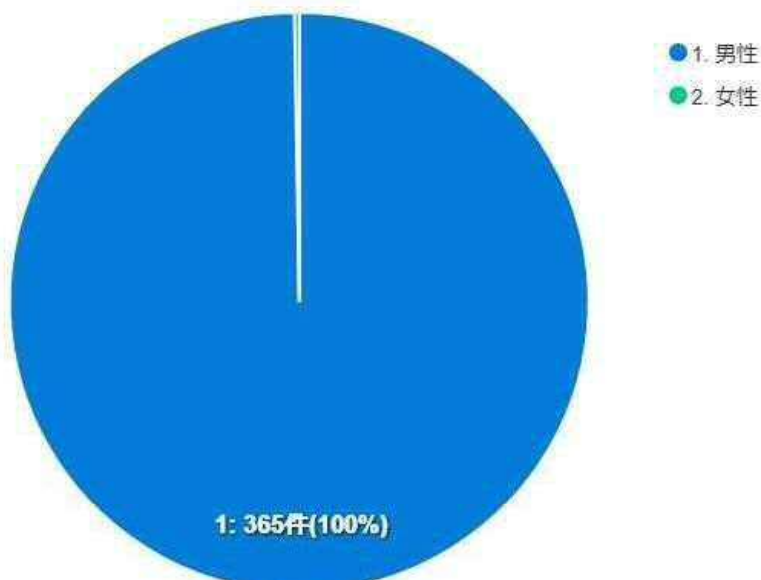
問 27. 地域福祉の推進に関してご意見などがありましたらお聞かせください。

アンケート調査は以上で終わります。ご協力いただきありがとうございました。

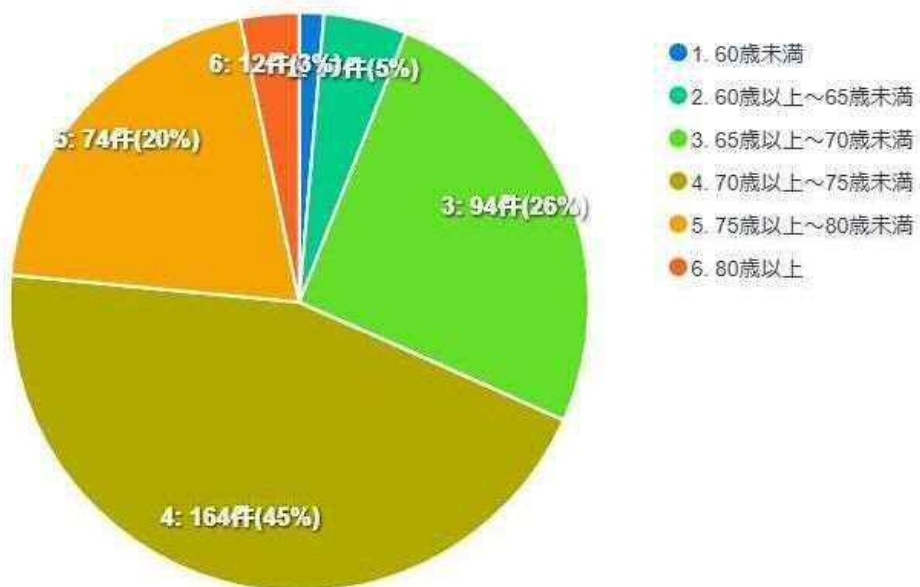


2025. 11. 10現在 366/453人中
(回答率 : 80. 8%)

性別をお答えください。



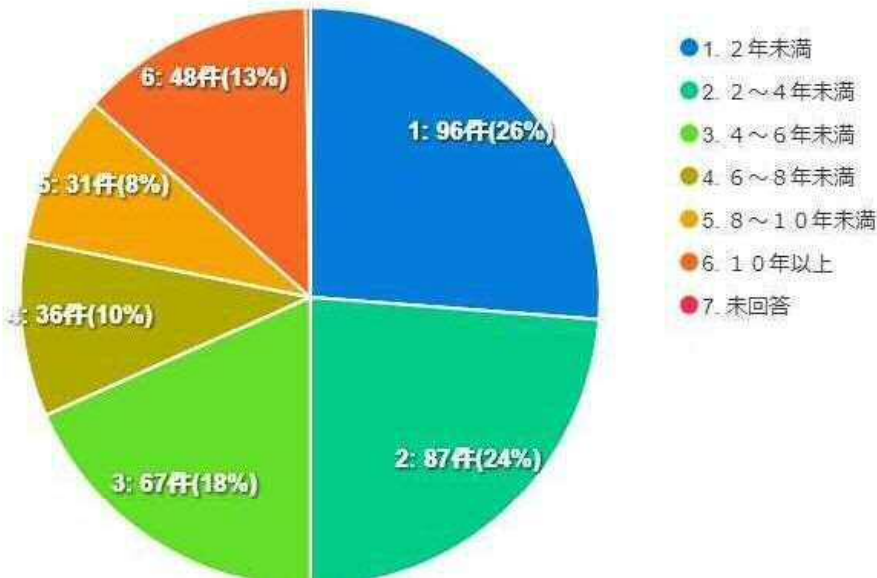
年齢をお答えください。



お住まいの地域をお答えください。



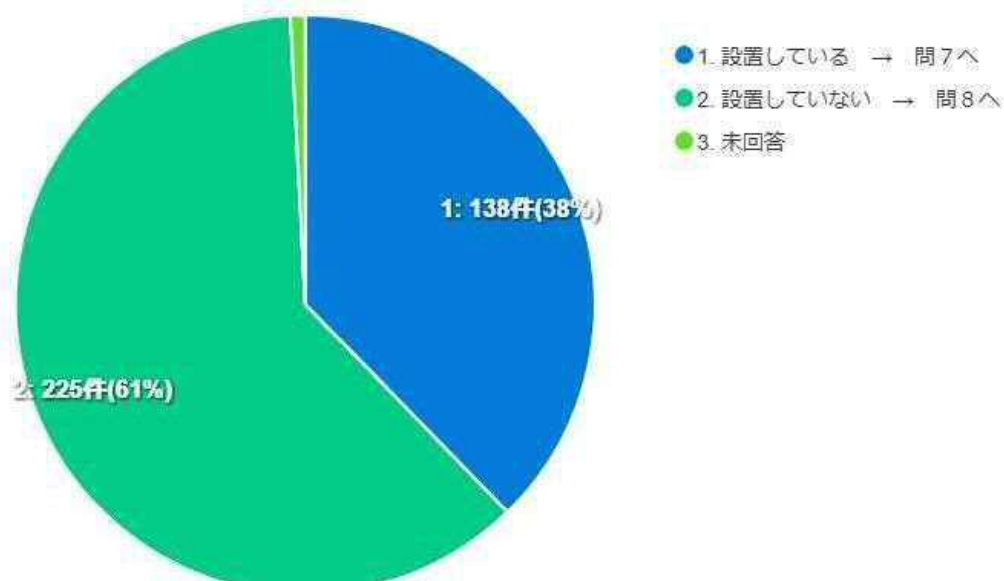
行政区長の経験年数をお答えください。



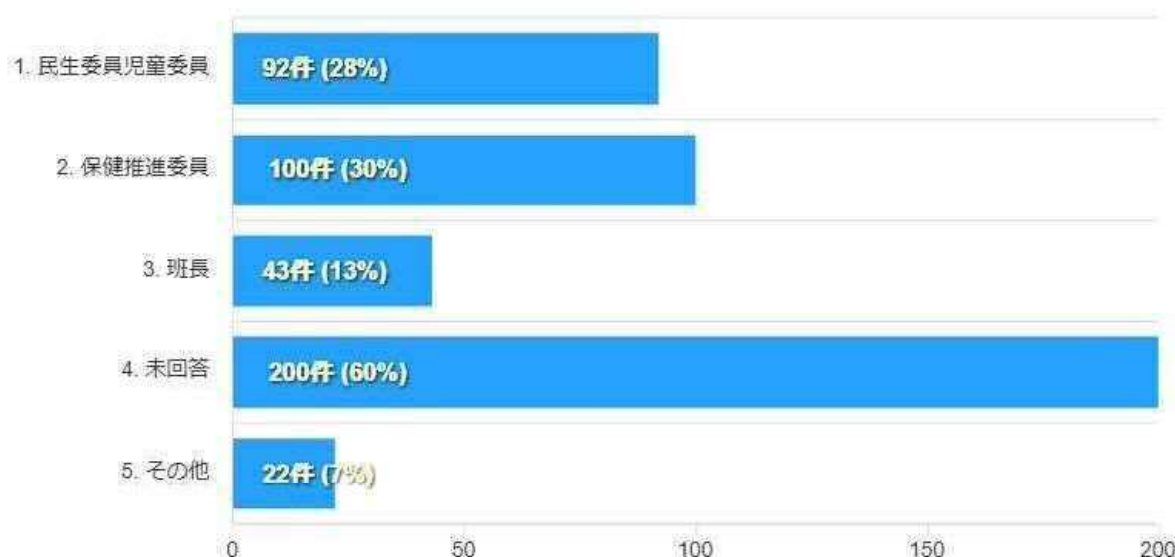
行政区の世帯数は何世帯ですか。



行政区の組織に福祉関係の専門部を設置していますか。



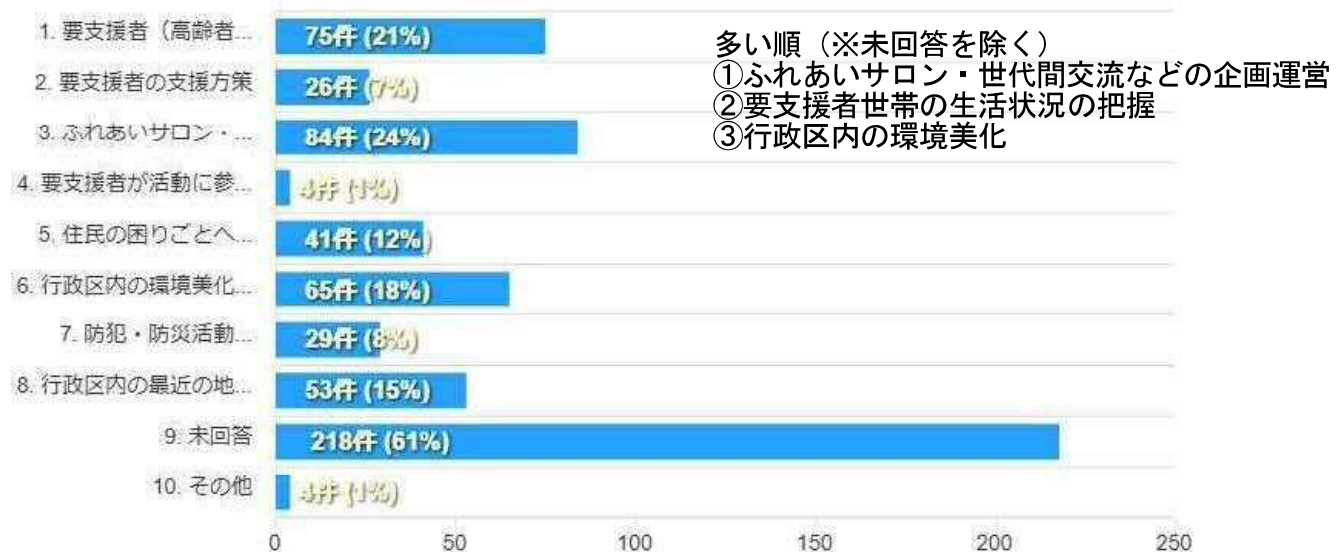
問6で「福祉関係の専門部を設置している」とお答えされた方に伺います。専門部はどのようなメンバーで構成されていますか。（複数回答可）



行政区内で、行政区や自治会の役員と民生委員児童委員などによる地域活動に関する「情報交換会（相談会）」を開催していますか。



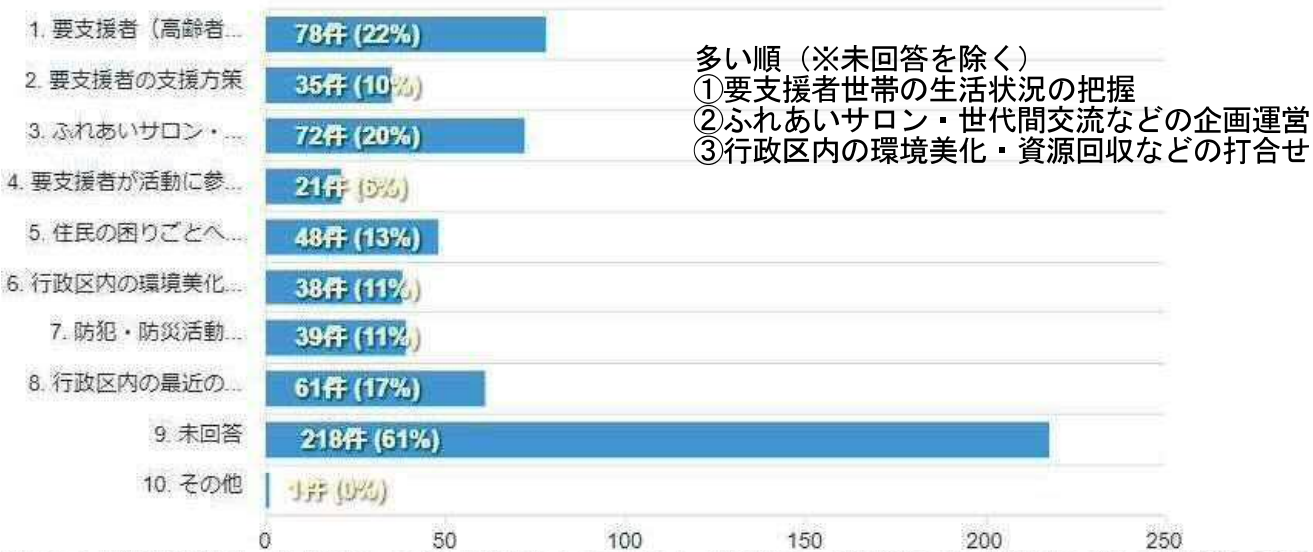
問8で「情報交換会（相談会）」を「開催している」と答えた方にお聞きます。[「情報交換会（相談会）」で話し合われている内容についてお答えください。主なものを3つまで選びお答えください。（※「要支援者」とは、見守りなどの支援が必要な人のほか、災害時要援護者マップ・避難行動要支援者名簿に登録されている人を言います）]



【「情報交換会（相談会）」をどのくらいの頻度で開催していますか。】



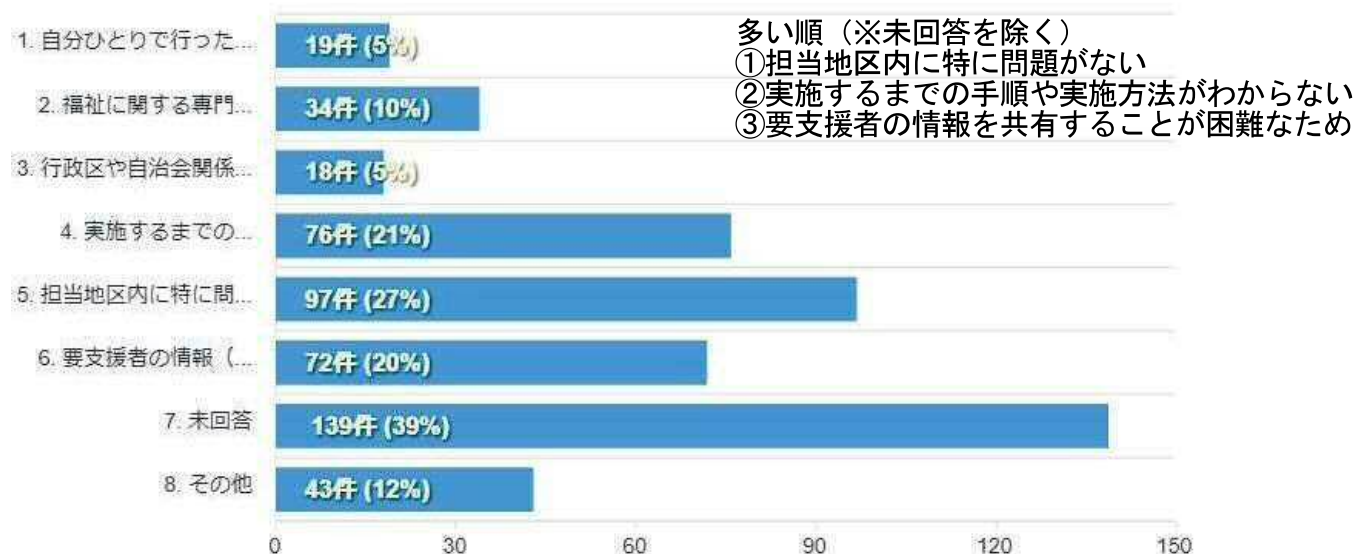
[今後、「情報交換会（相談会）」で力をいれるべき内容は何であると思いますか。主なものを3つまで選びお答えください。]



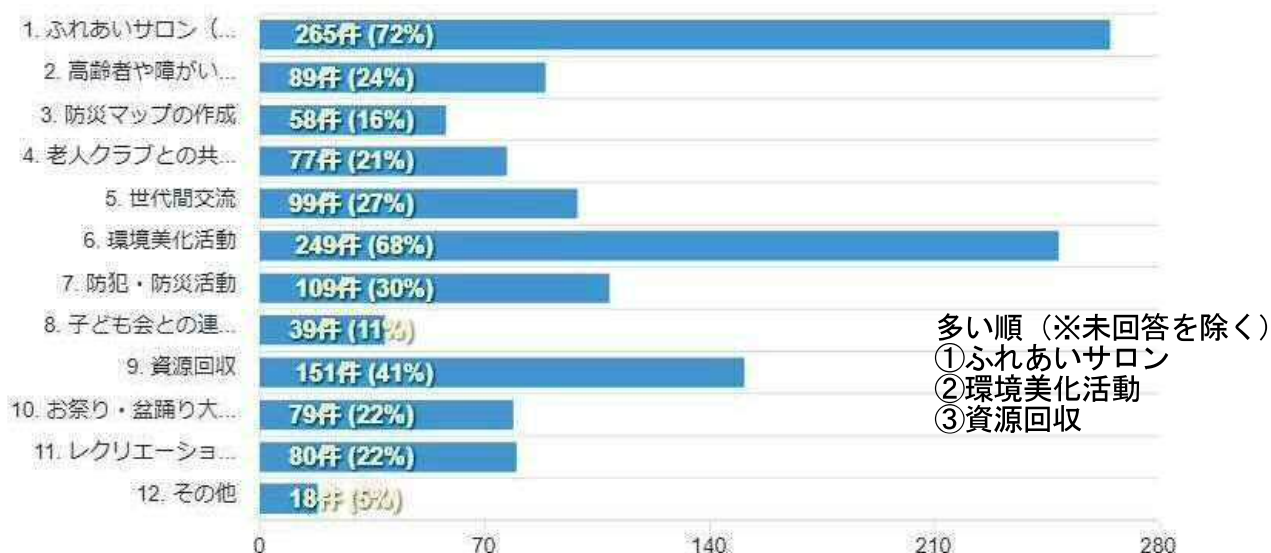
問8で「情報交換会（相談会）」を「開催していない」「開催の予定がある」と答えた方にお聞きします。
[今後、「情報交換会（相談会）」の開催は必要であると思いますか。あなたの考えに最も近いものを選びお答えください。]



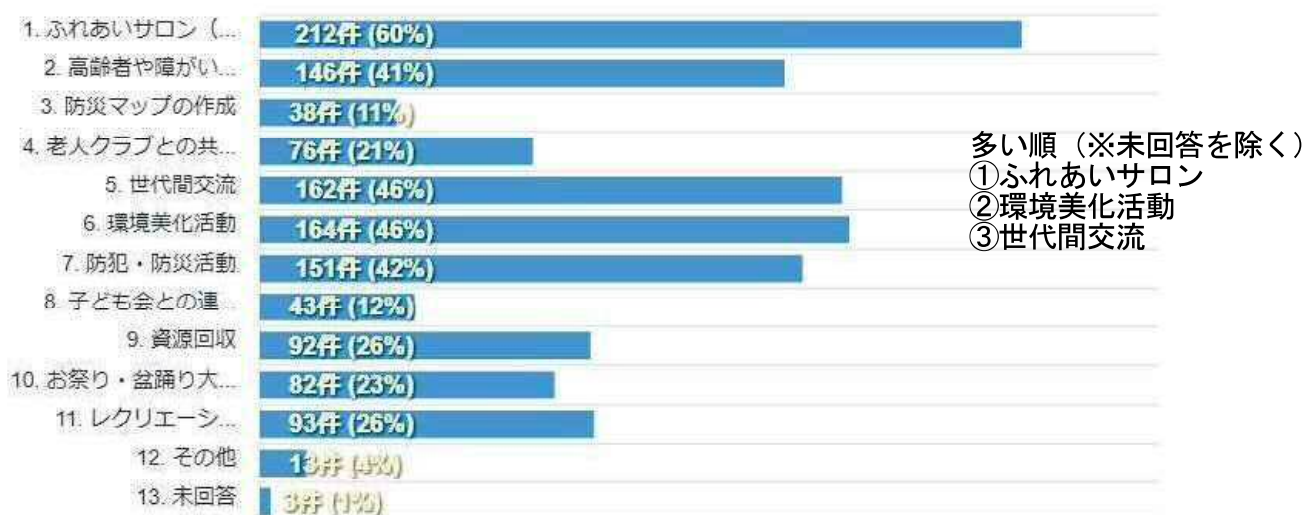
[開催していない主な理由は何ですか。最も近いものを2つまで選びお答えください。]



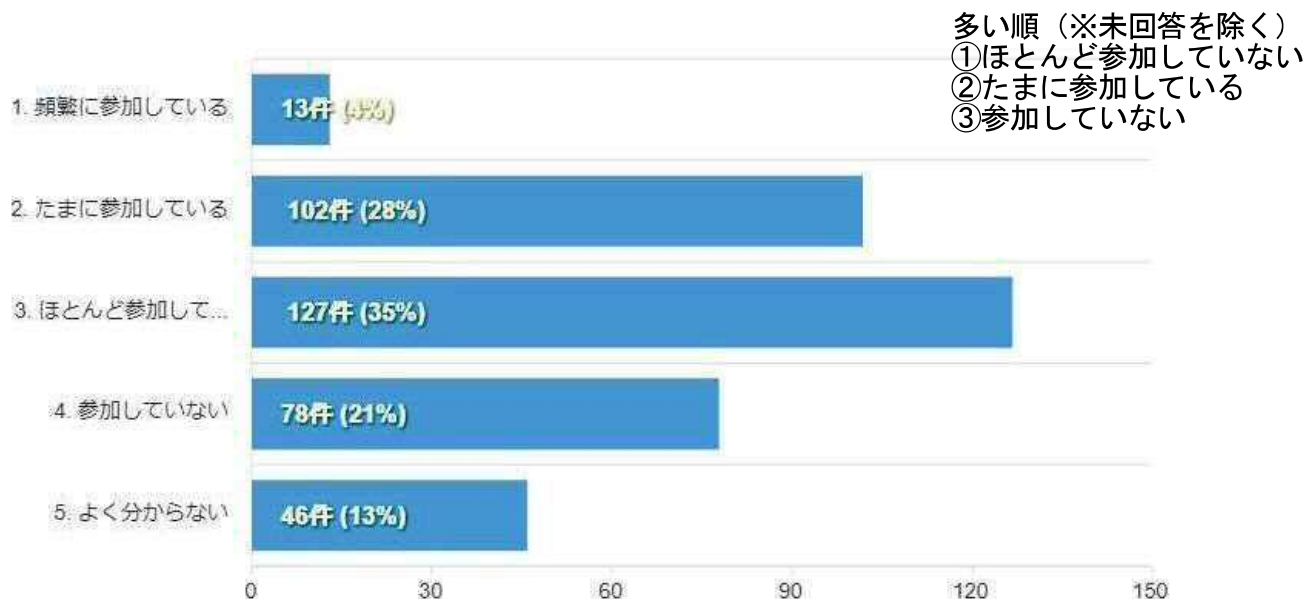
地域（行政区）で実施している事業についてお聞きます。その実施している事業内容はどのようなものですか、主なものを4つまで選びお答えください。



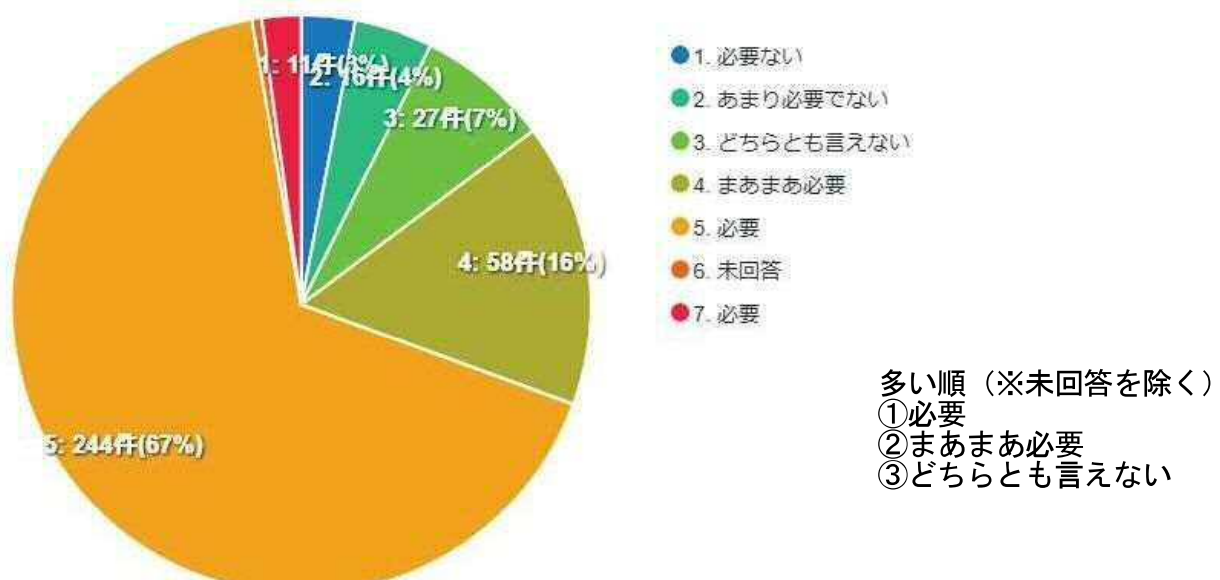
今後、地域（行政区）で特に力を入れていきたい事業を教えてください。あなたの考えに最も近いものを4つまで選びお答えください。



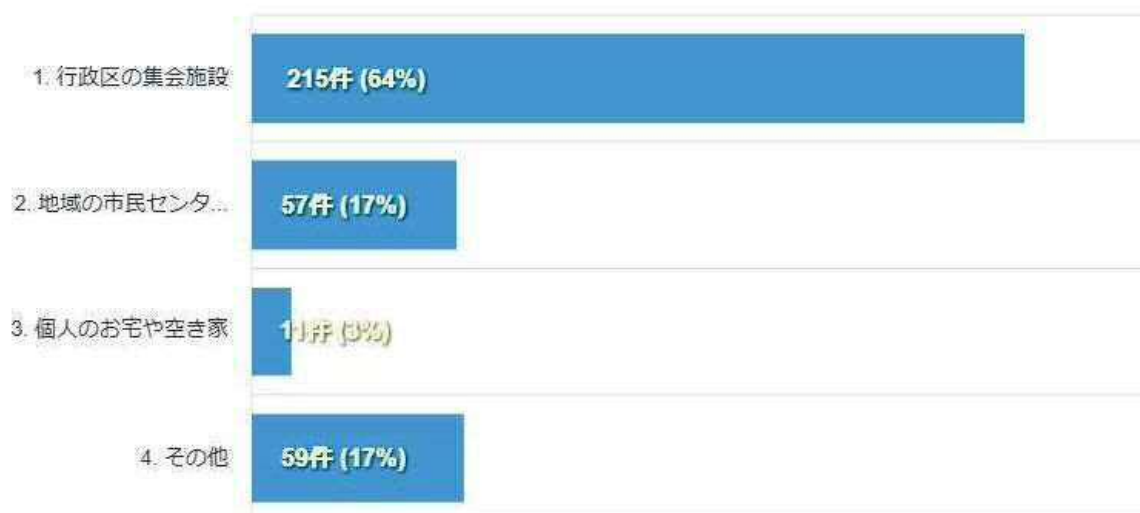
地域の「要支援者」の福祉活動への参加の状況を教えてください。



地域の福祉活動を進めるための拠点（例：公民館、集会所など）は必要だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを選びお答えください。



問11で「ふれあいサロンを開催している」と答えた方にお聞きます。[主にどのような場所で開催していますか。]



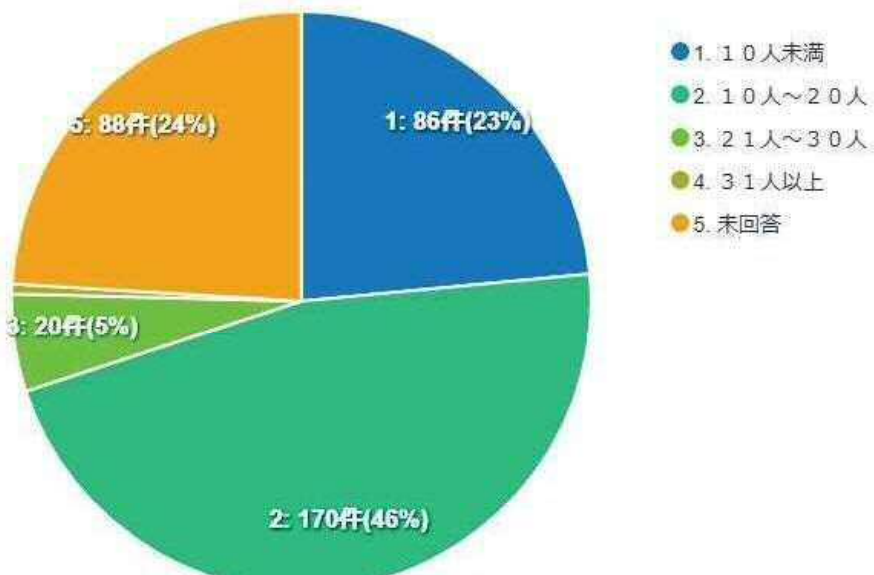
[どのくらいの頻度で開催していますか。(令和6年度の実績でお答えください。)]



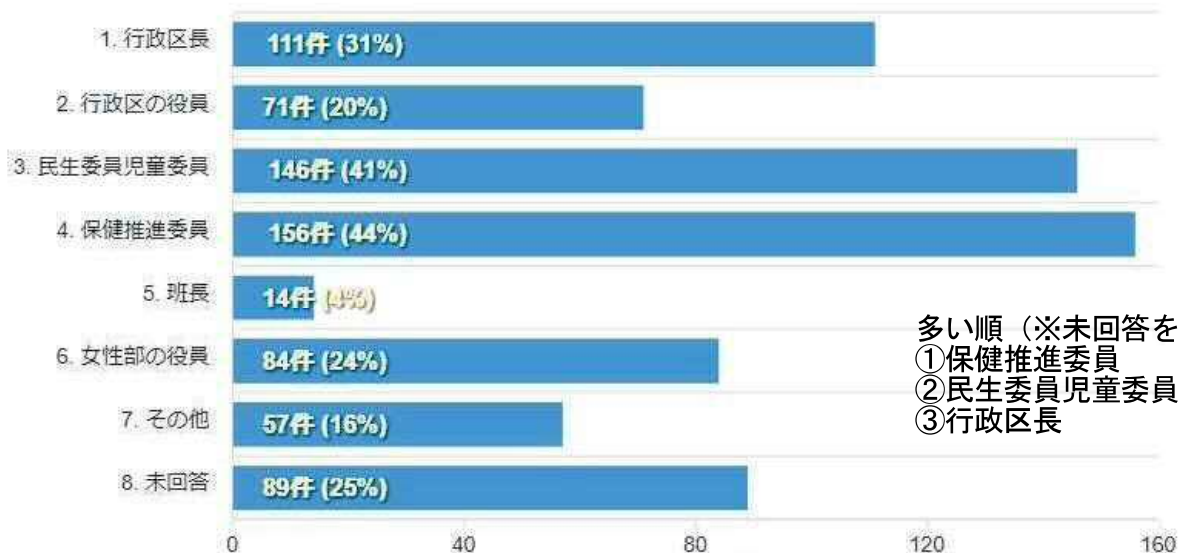
多い順 (※未回答を除く)

- ①月に1度
- ②3か月に1回程度
- ③年に1~2回

[1回当たりの参加者は何人くらいですか。]



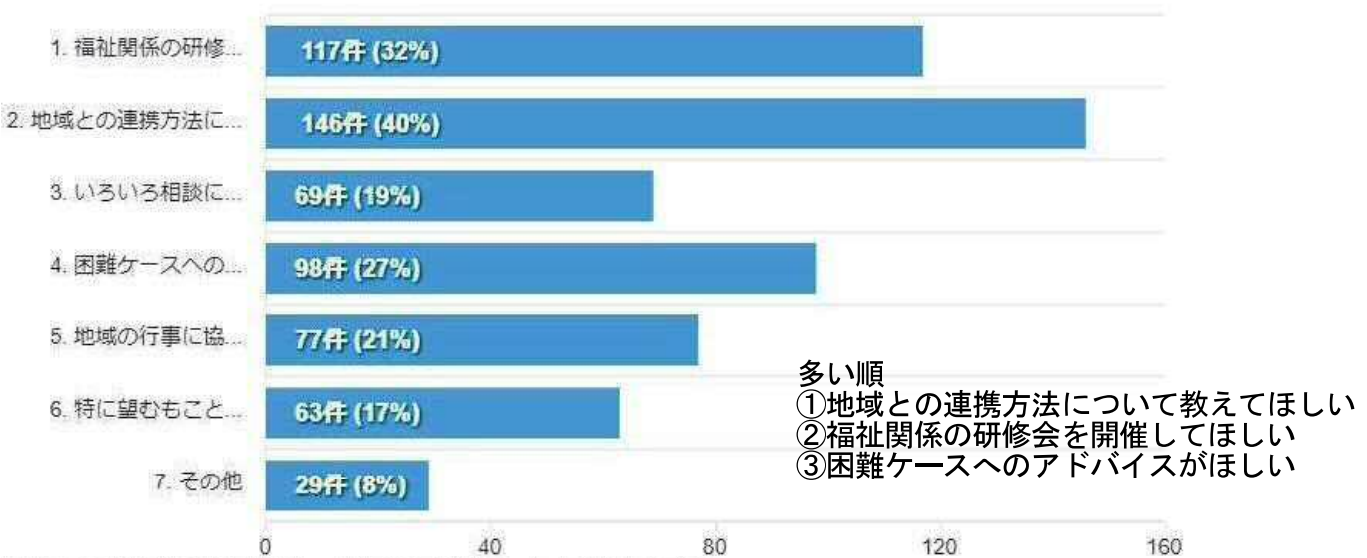
[ふれあいサロンの運営にはどのような方がたずさわっていますか。(複数回答可)]



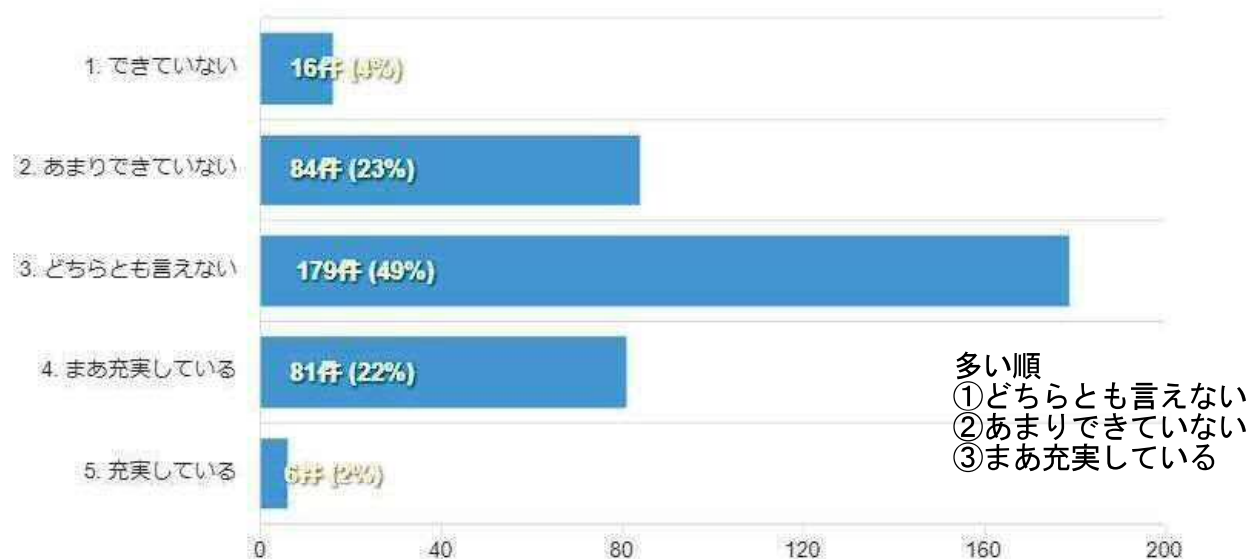
多い順 (※未回答を除く)

- ①保健推進委員
- ②民生委員児童委員
- ③行政区域長

地域の福祉活動を行っていく上で、市や社会福祉協議会に望むことはありますか。2つまで選びお答えください。



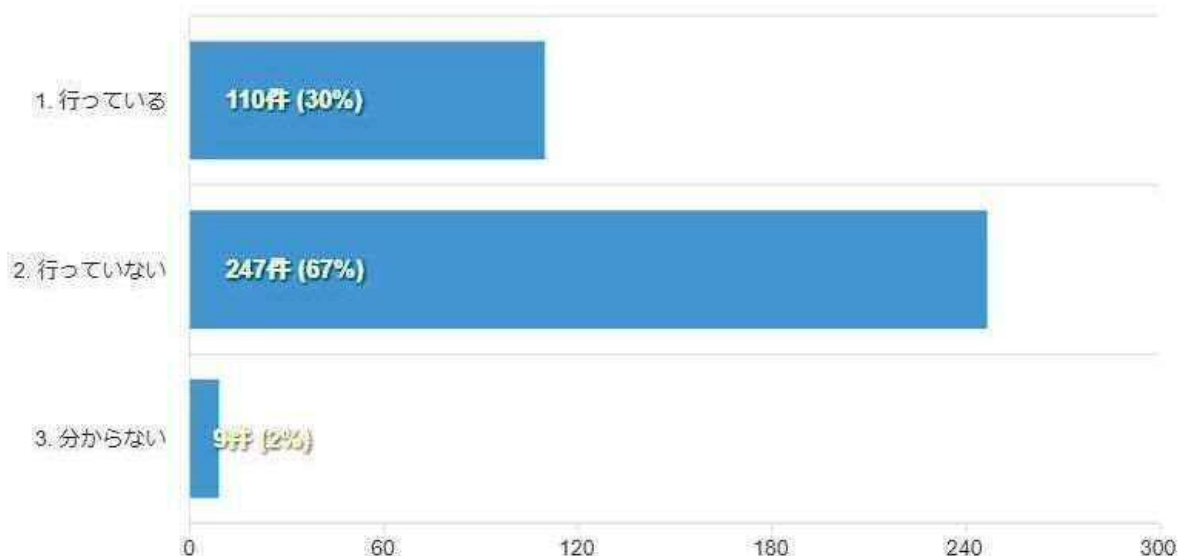
行政区の地域福祉活動は、どこまで充実したと思いますか。



今後、地域福祉活動をどうするべきだと思いますか。



あなたの地域では、避難訓練が行われていますか。



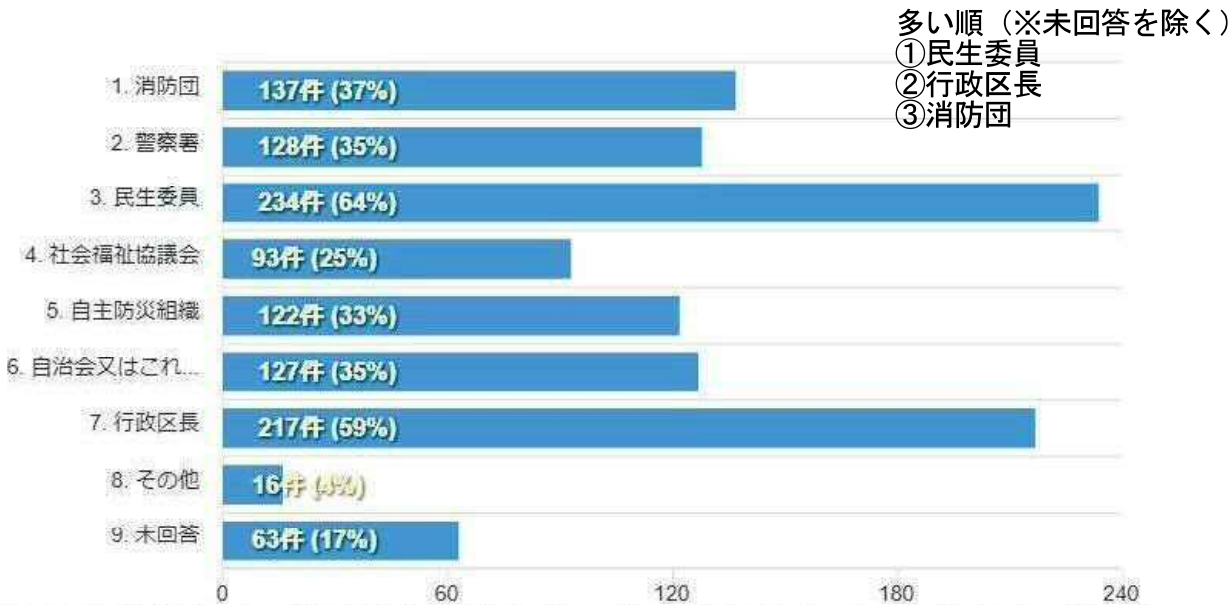
災害時避難行動要支援者（障がい者や要介護者など災害時に支援が必要な人）の情報を地域に提供することについて、どのような考えをお持ちですか。あなたの考えに最も近いものを1つ選びお答えください。



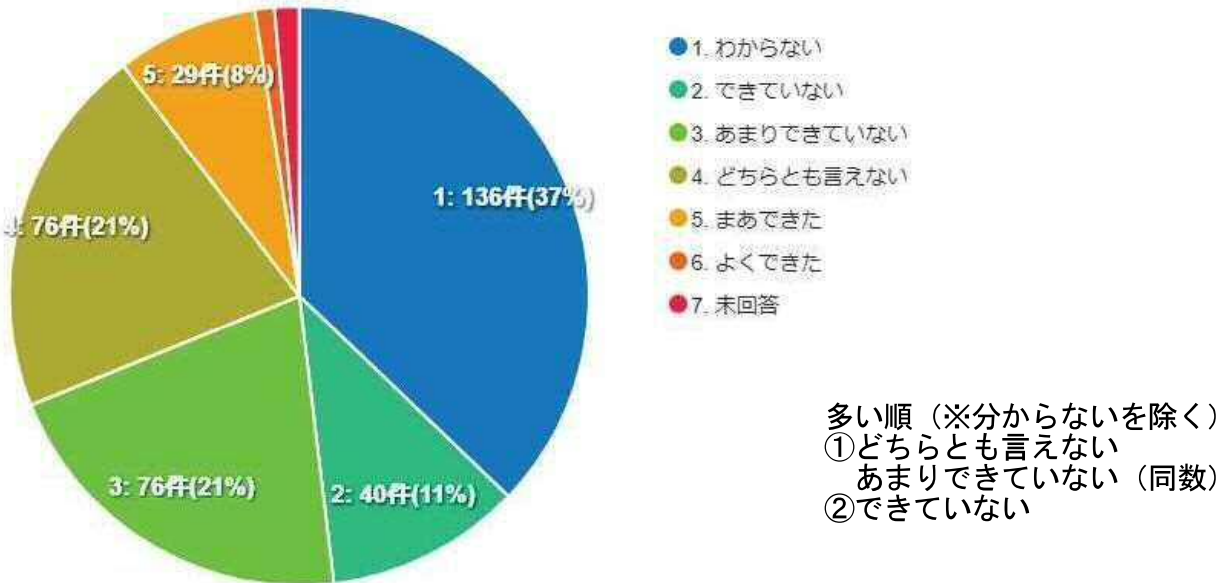
問22で1または2と答えた方にお聞きます。市では本人が同意した場合に限り、避難支援等関係者の「消防団、一関・千厩警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織の長、自治会又はこれに準ずる組織の長、行政区長」に個人情報を提供しています。個人情報を提供する避難支援等関係者の範囲について、あなたの考えに最も近いもの1つ選び番号でお答えください。



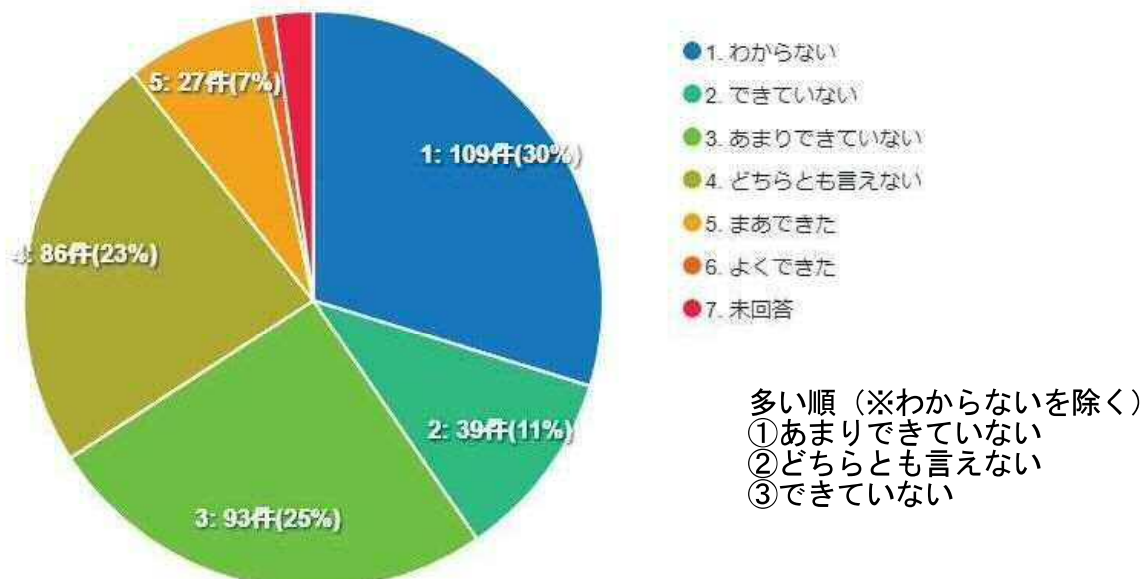
問23で1または2と答えた方にお聞きします。個人情報を提供する避難支援等関係者はどなたが良いと思いますか。あなたの考えに近いものを全て選んでください。また、これ以外にも必要と思う避難支援等関係者がある場合は記入して下さい。



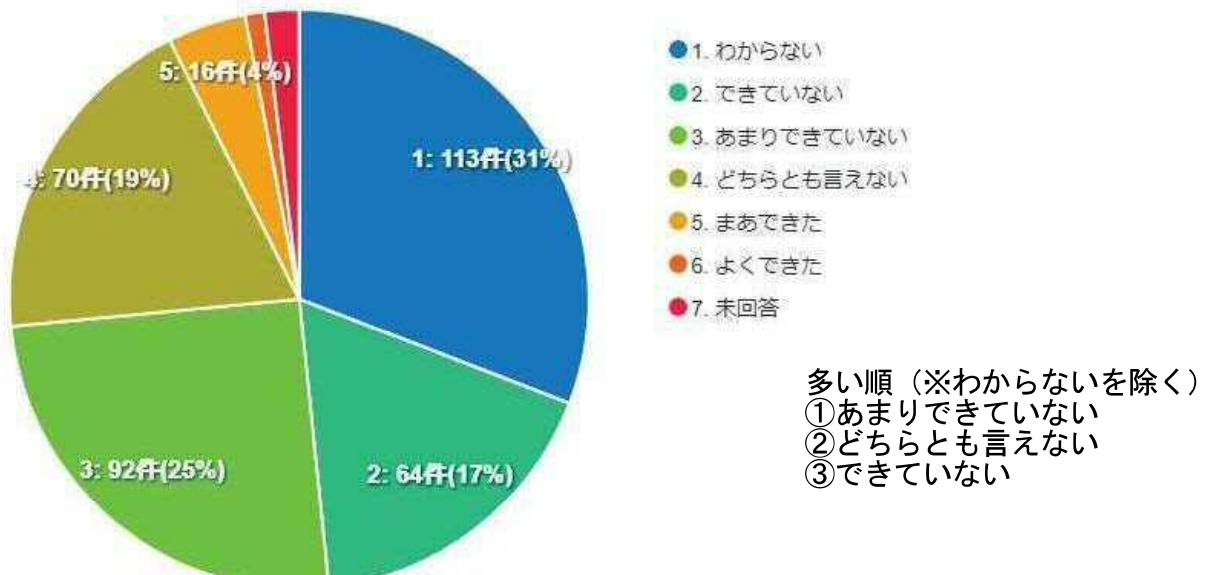
令和3年3月に策定した一関市地域福祉計画では、「誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、14の施策展開の方向性を設定しました。その施策展開の方向性のこれまでの評価として、あなたの考えにもっとも近いものを1つ選びお答えください。[基本目標：地域福祉を担う人づくり ①福祉教育の推進]



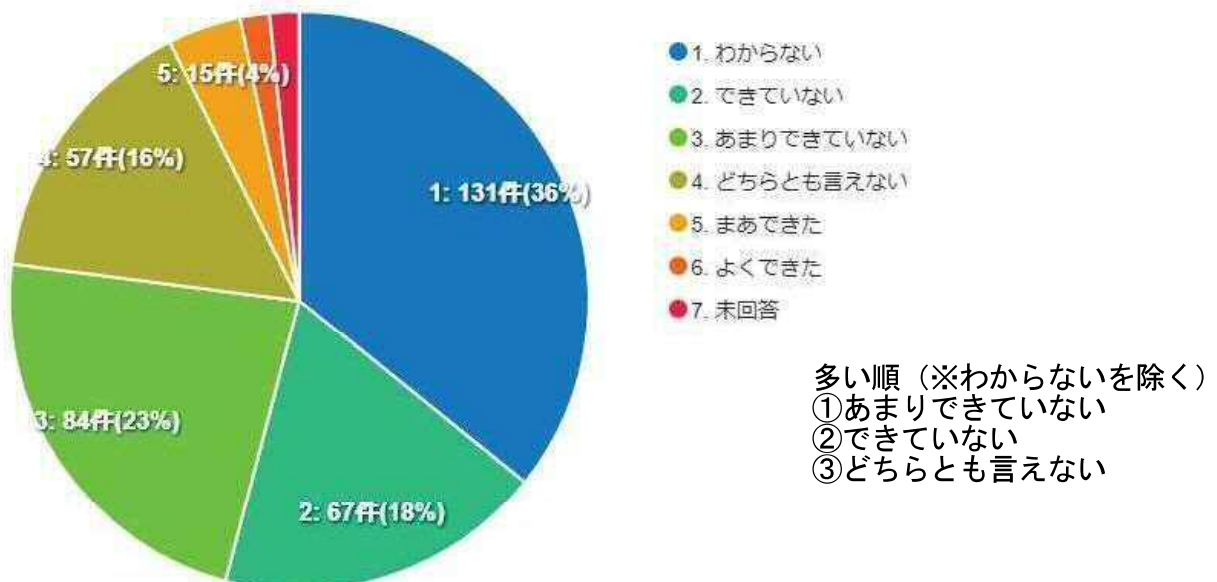
[基本目標：地域福祉を担う人づくり ②共に参加する意識の向上]



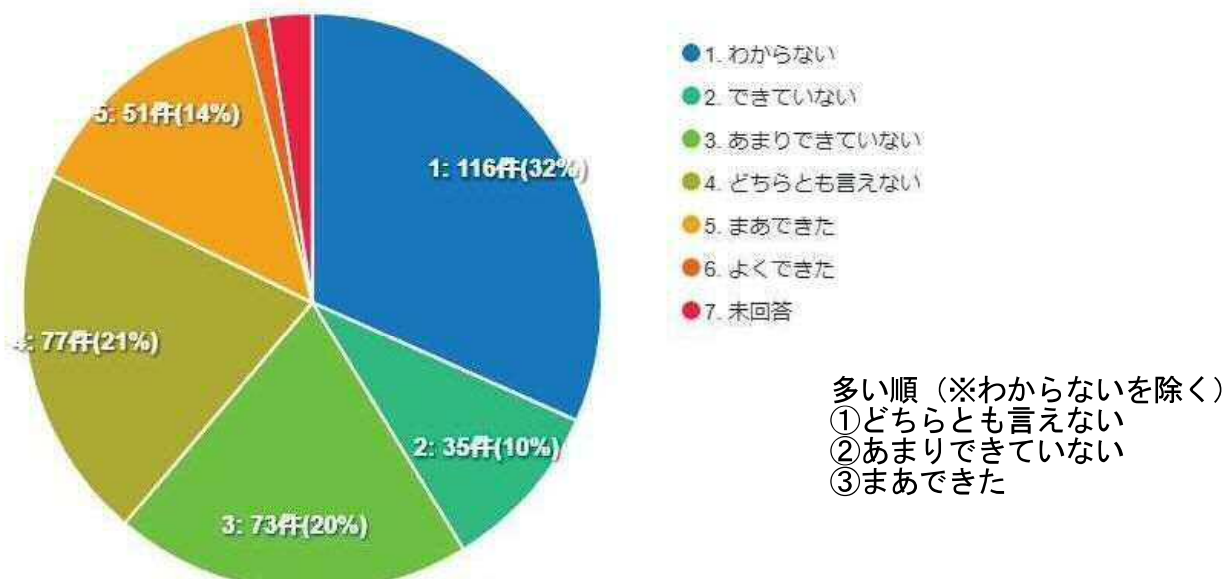
[基本目標：地域福祉を担う人づくり ③地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進]



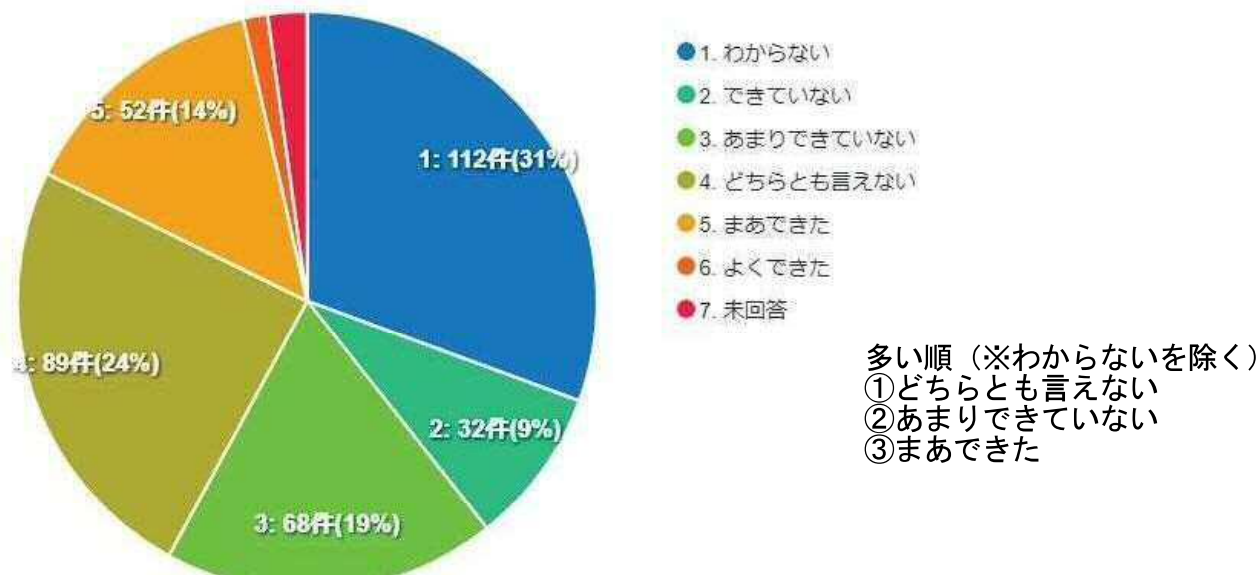
[基本目標：共に支えあう地域づくり ④地域福祉の担い手のネットワークづくり]



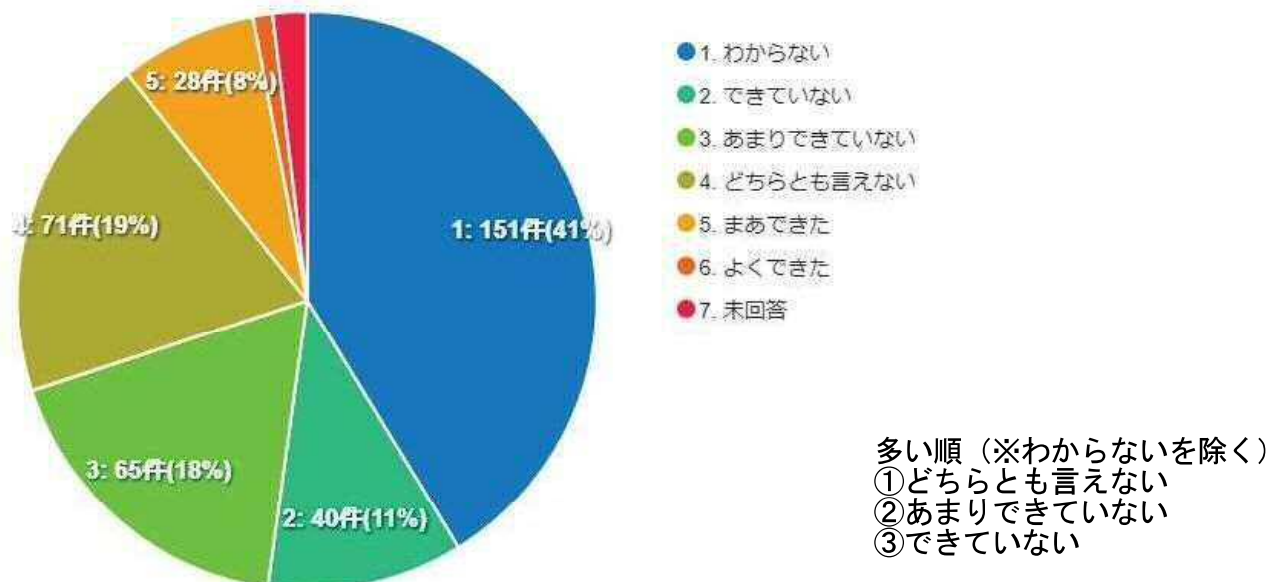
[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑤地域とつながり続ける関係づくり]



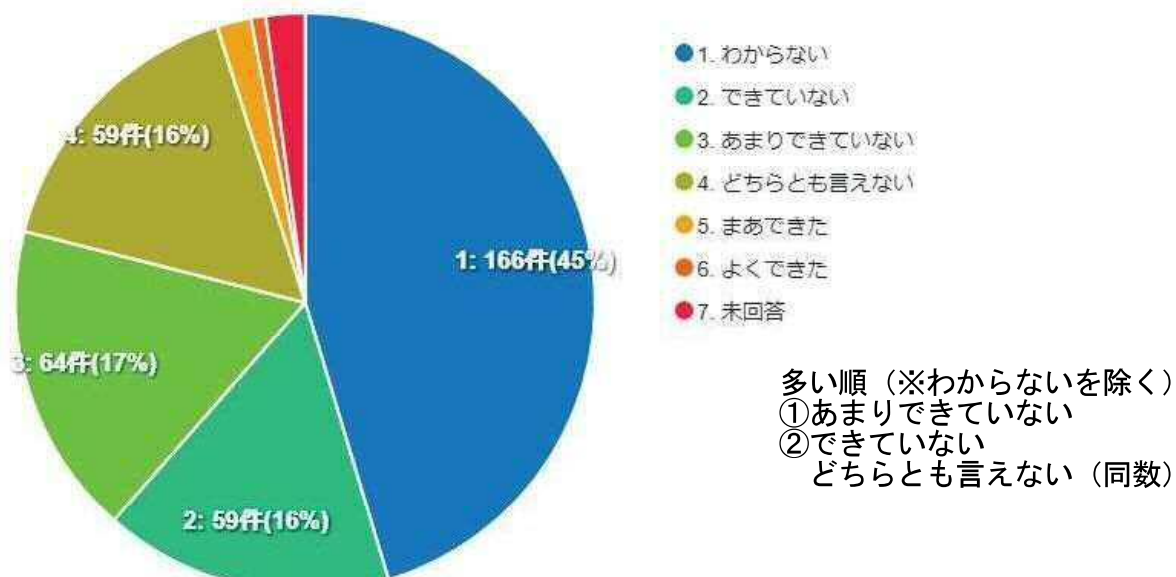
[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑥協働による身近な地域の支え合い]



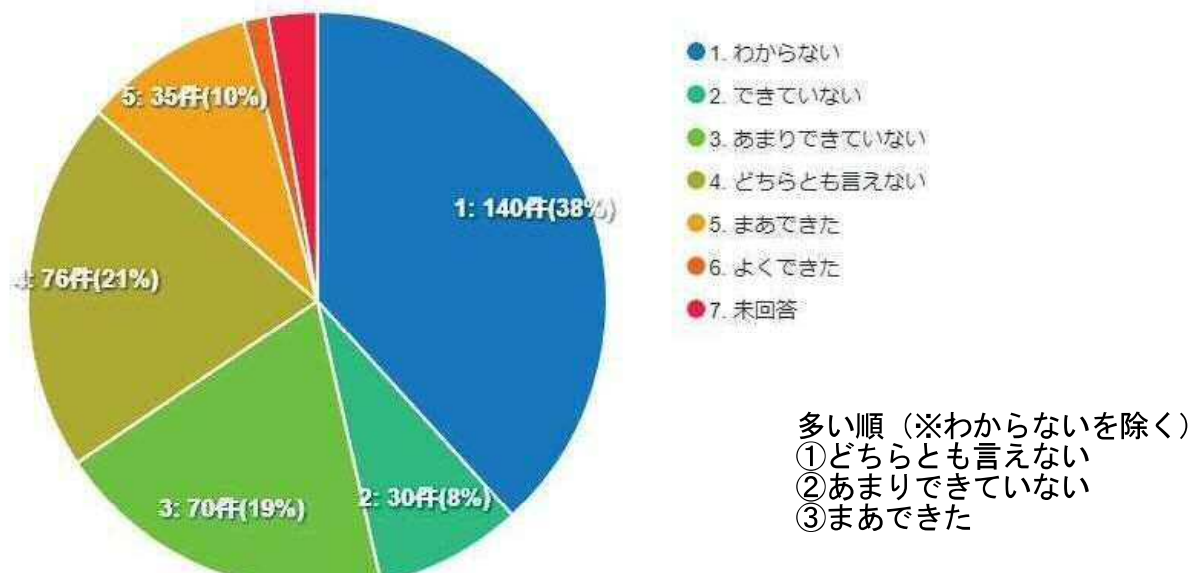
[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑦社会福祉法人間の連携の充実]



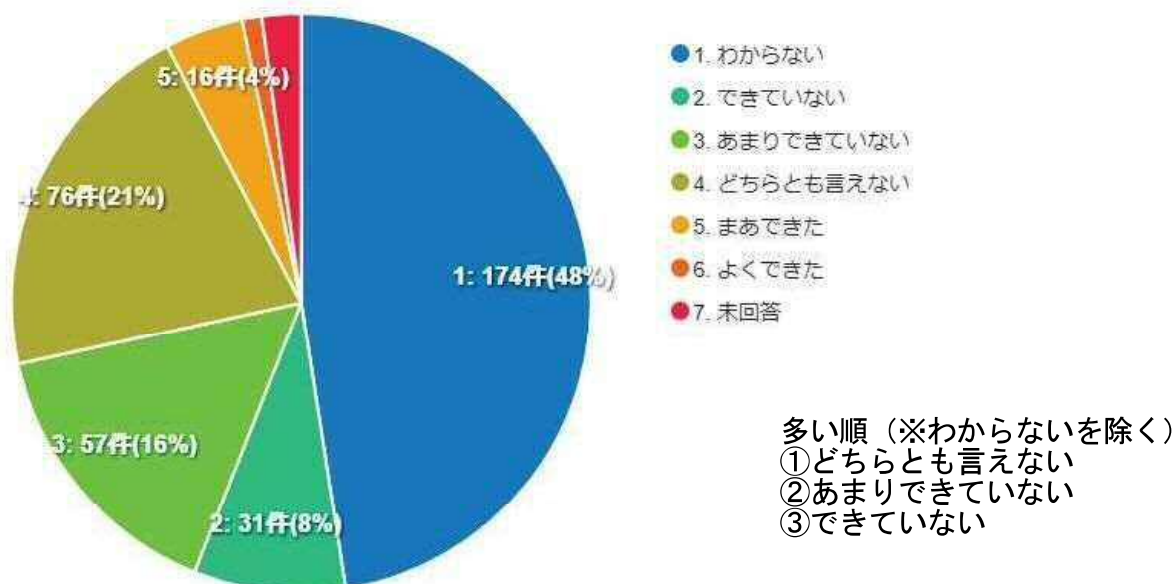
[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑧ ボランティア・NPOの活動支援]



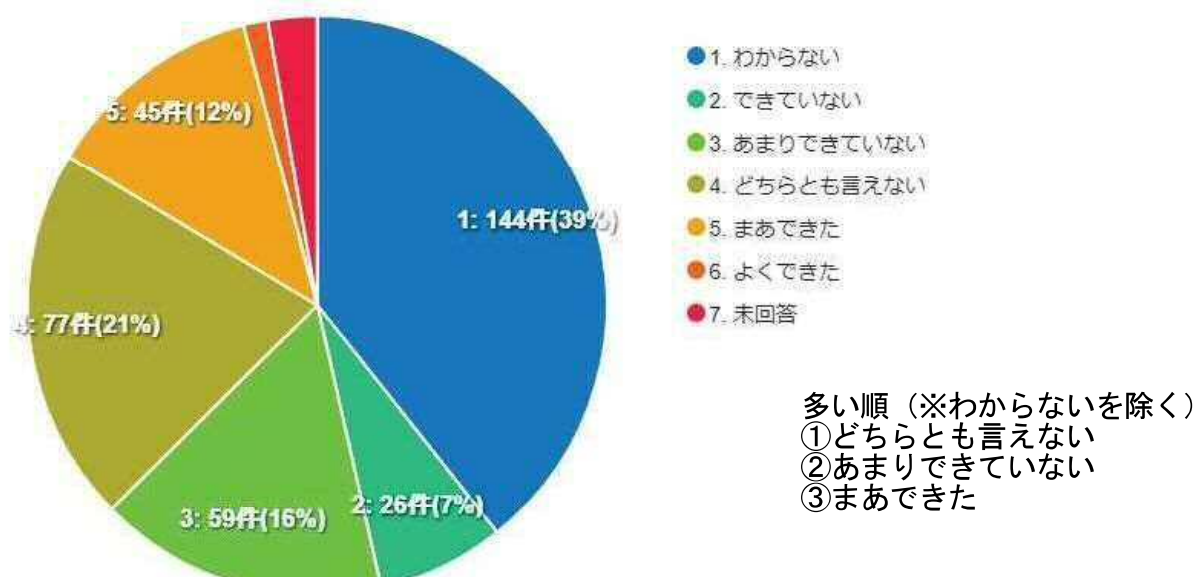
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑨ 相談体制の充実]



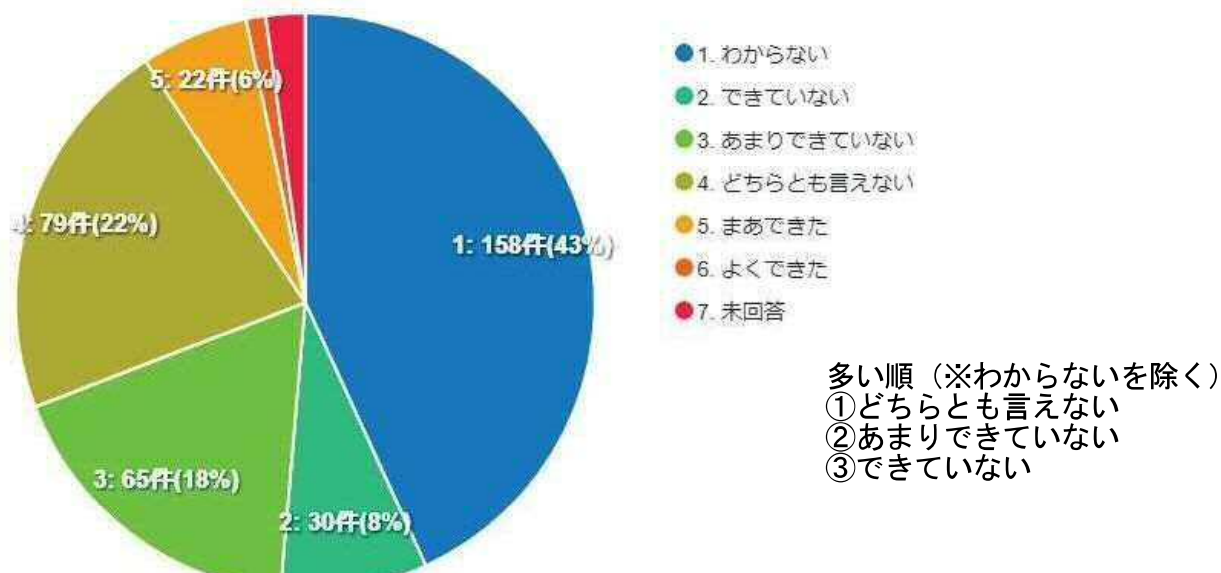
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑩ 権利擁護の充実]



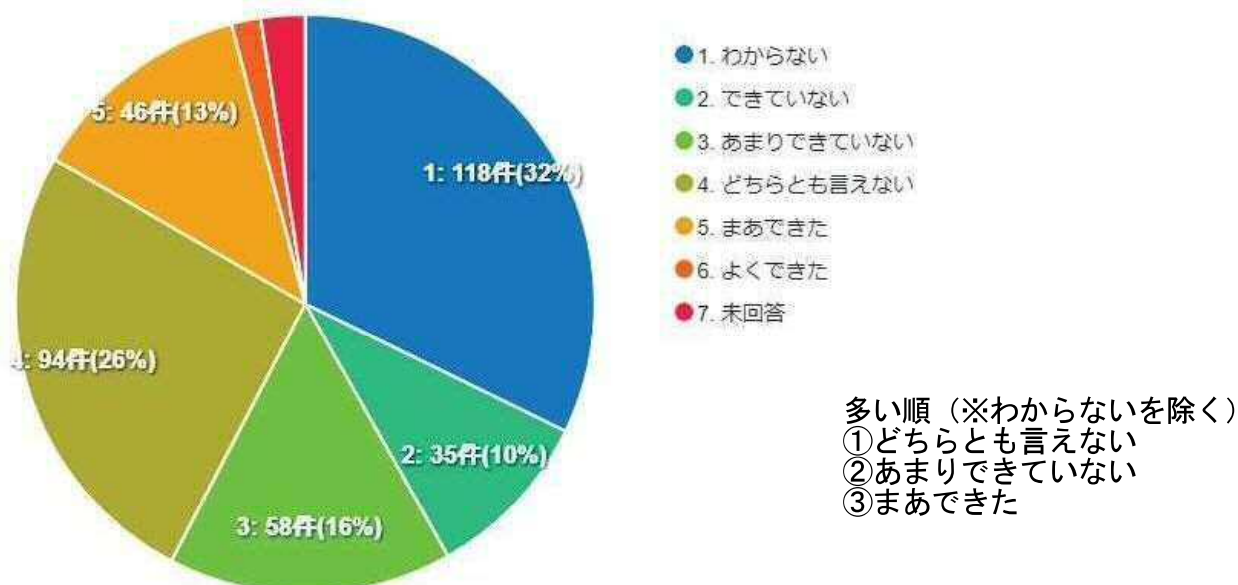
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑪保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進]



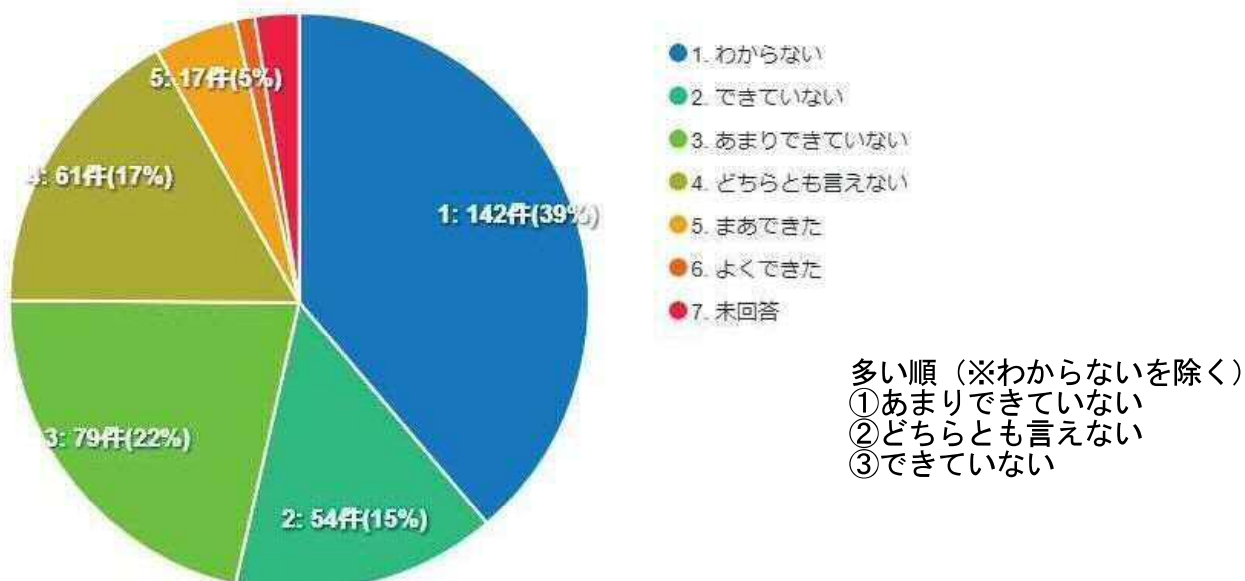
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑫生活困窮世帯への自立支援]



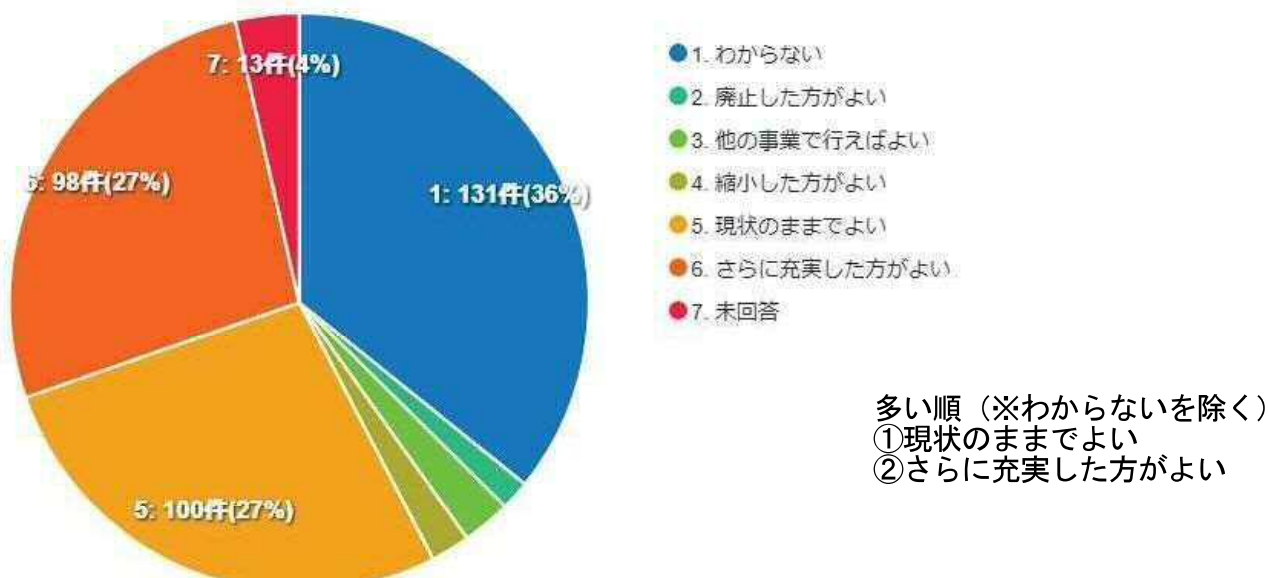
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑬災害時の避難行動要支援者の支援]



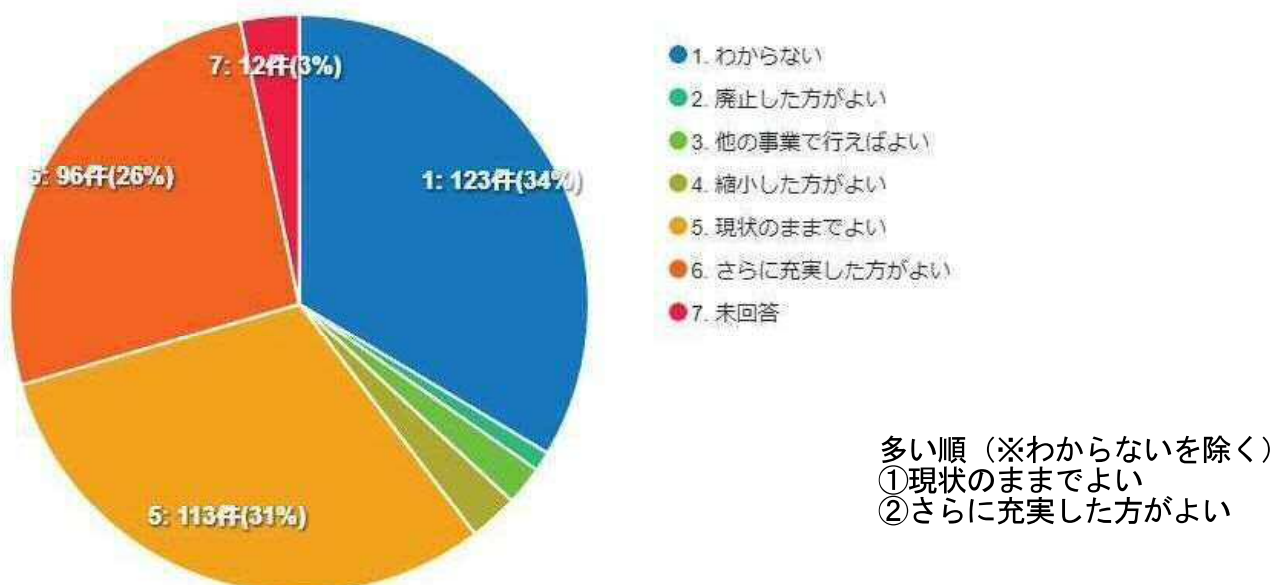
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑭ 社会福祉事業を担う人材の確保・育成]



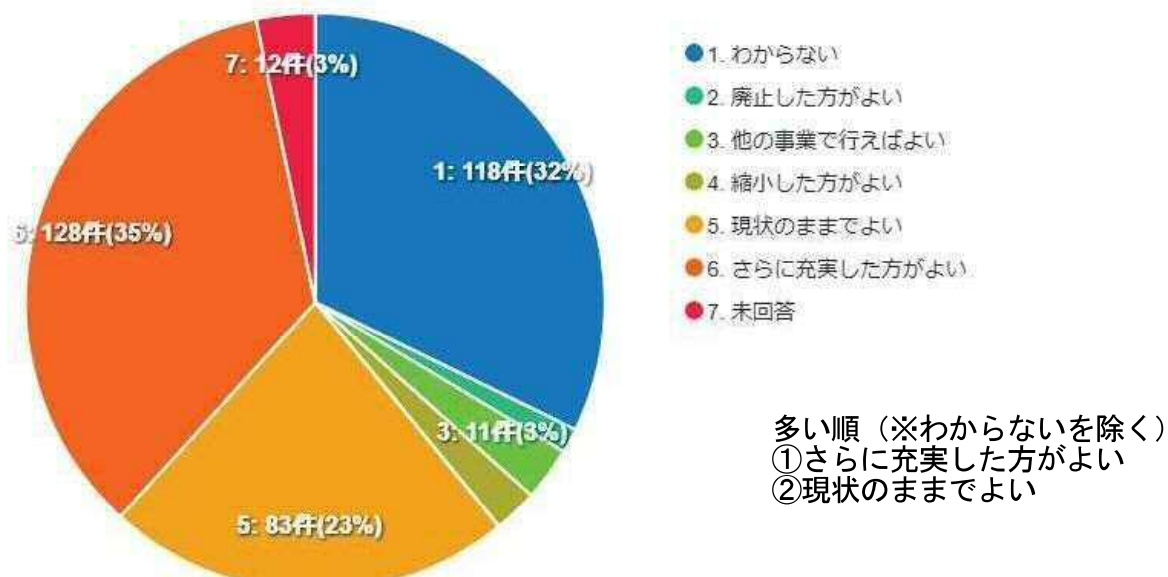
14の施策展開の方向性を今後どのようにすべきか、あなたの考えにもっとも近いものを1つ選びお答えください。[基本目標：地域福祉を担う人づくり ① 福祉教育の推進]



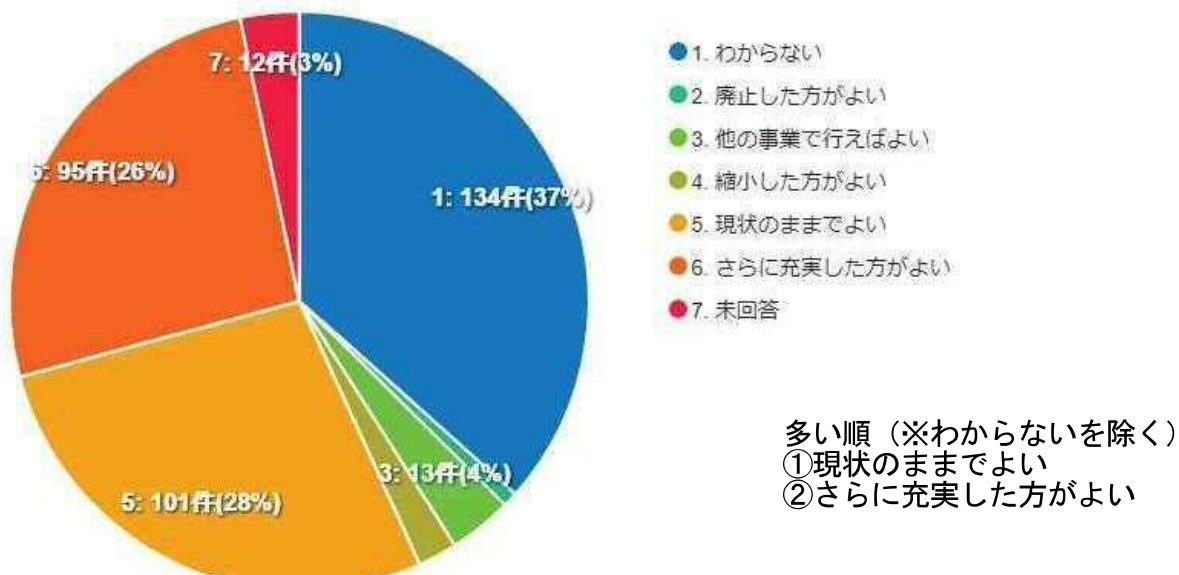
[基本目標：地域福祉を担う人づくり ② 共に参加する意識の向上]



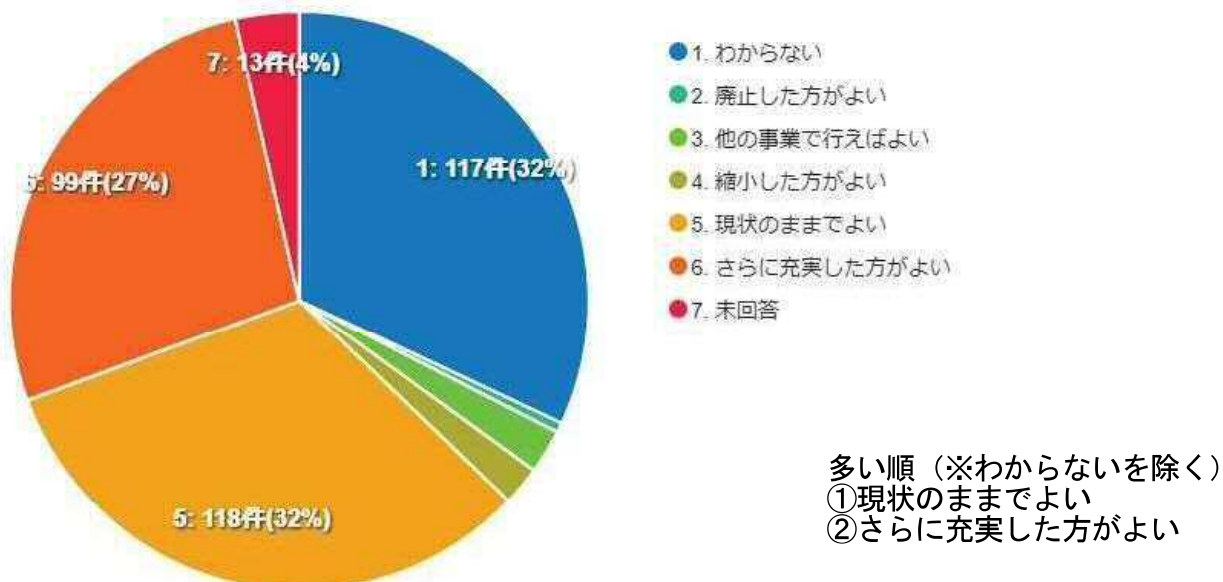
[基本目標：地域福祉を担う人づくり ③地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加推進]



[基本目標：共に支えあう地域づくり ④地域福祉の担い手のネットワークづくり]



[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑤地域とつながり続ける関係づくり]



[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑥協働による身近な地域の支え合い]



多い順（※わからないを除く）

- ①現状のままでよい
- ②さらに充実した方がよい

[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑦社会福祉法人間の連携の充実]



多い順（※わからないを除く）

- ①現状のままでよい
- ②さらに充実した方がよい

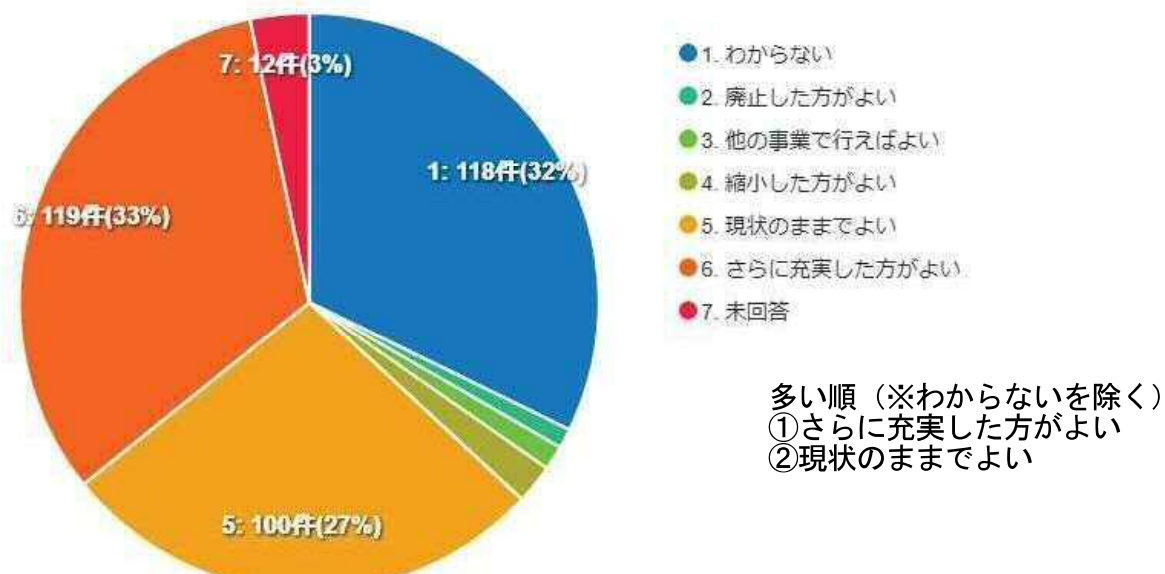
[基本目標：共に支えあう地域づくり ⑧ボランティア・NPOの活動支援]



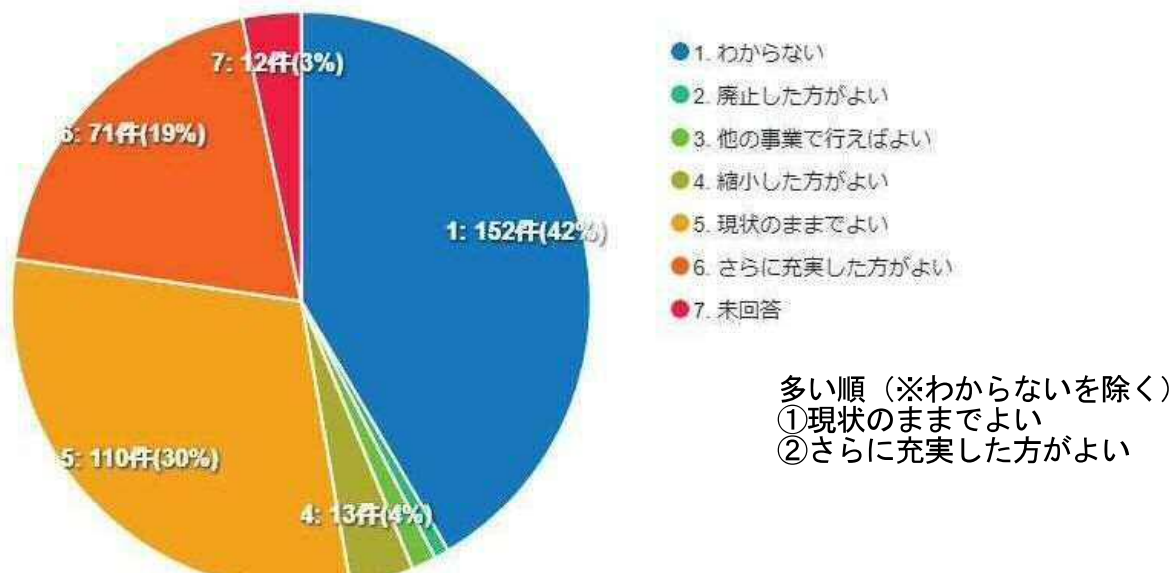
多い順（※わからないを除く）

- ①現状のままでよい
- ②さらに充実した方がよい

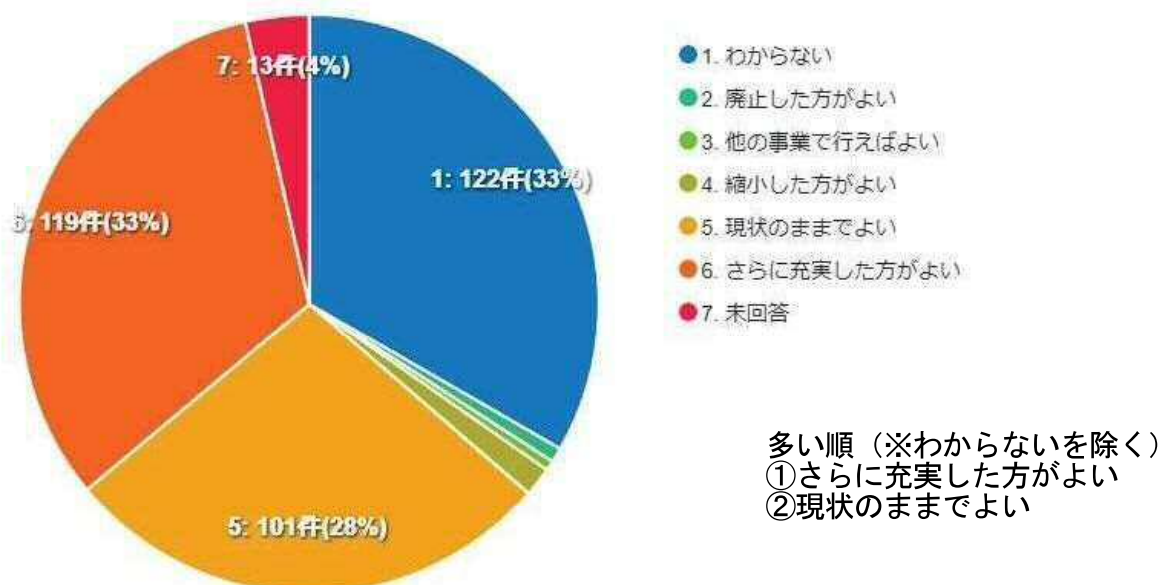
[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑨相談体制の充実]



[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑩権利擁護の充実]



[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑪保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進]

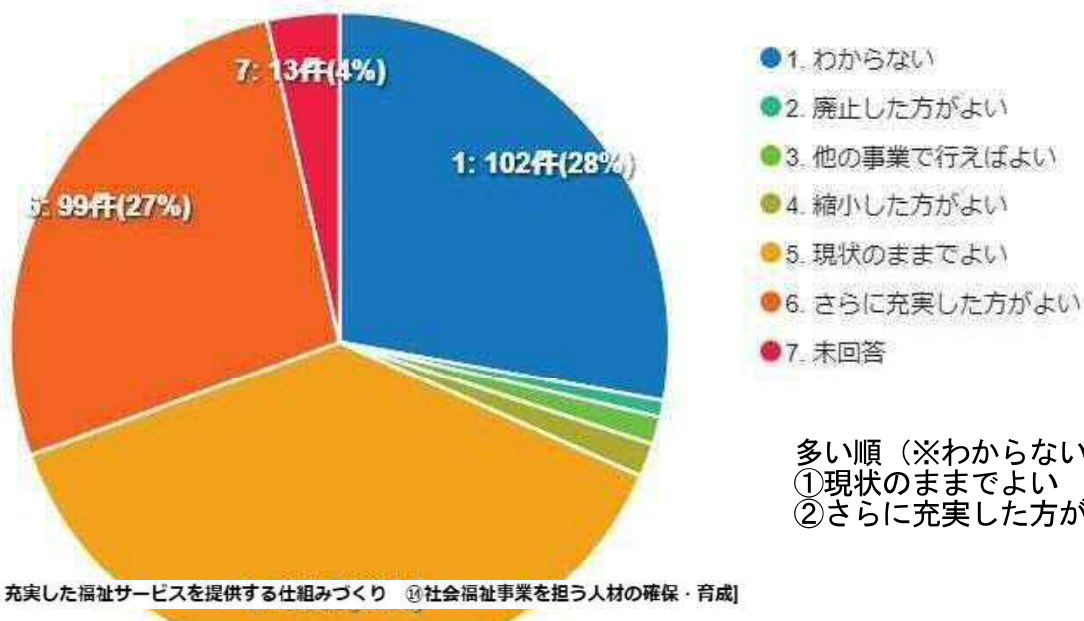


[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑫生活困窮世帯への自立支援]



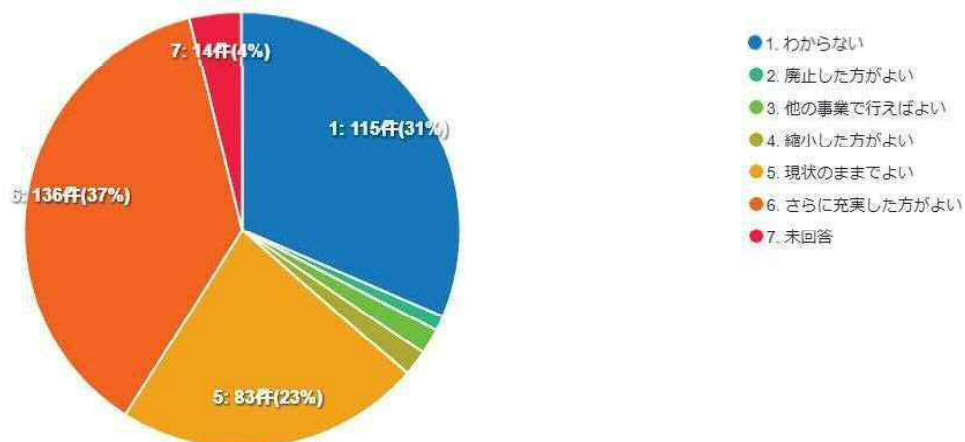
多い順（※わからないを除く）
①現状のままでよい
②さらに充実した方がよい

[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑬災害時の避難行動要支援者の支援]



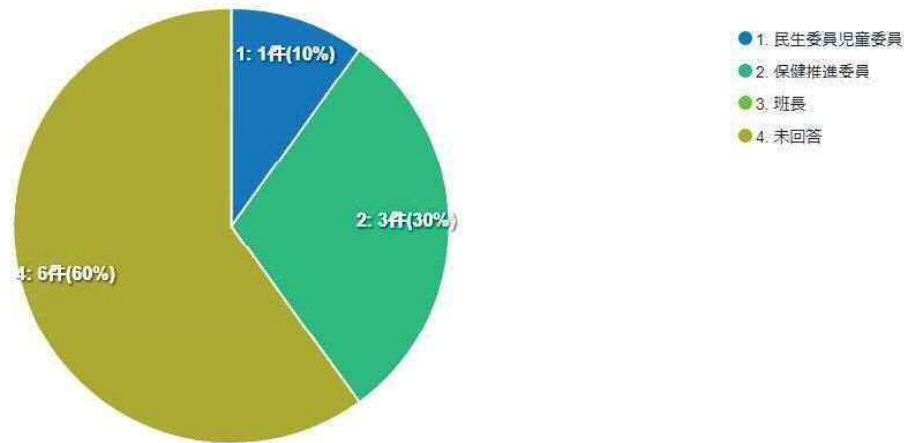
多い順（※わからないを除く）
①現状のままでよい
②さらに充実した方がよい

[基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ⑭社会福祉事業を担う人材の確保・育成]

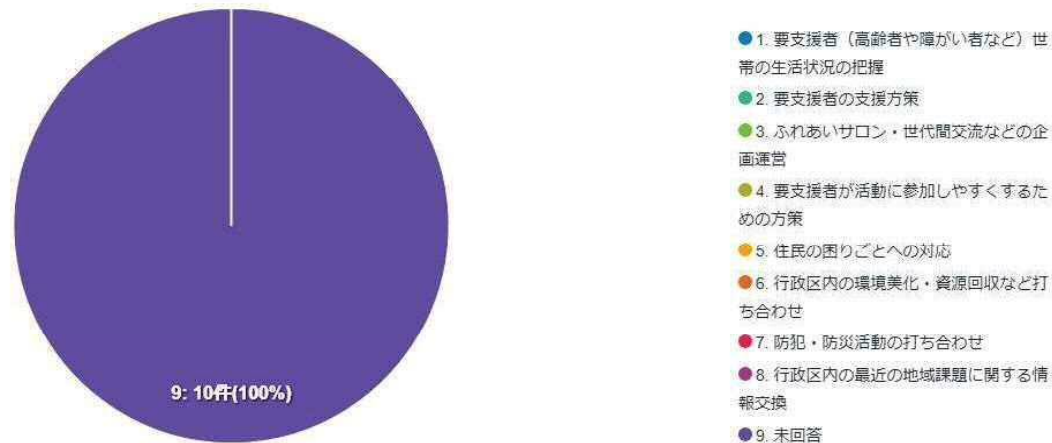


多い順（※わからないを除く）
①さらに充実した方がよい
②現状のままでよい

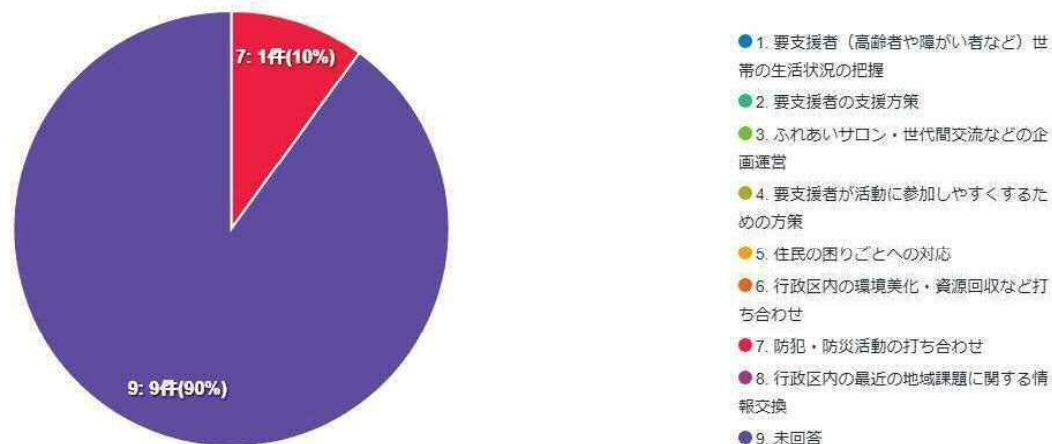
問6で「福祉関係の専門部を設置している」とお答えされた方に伺います。専門部はどのようなメンバーで構成されていますか。（複数回答可）



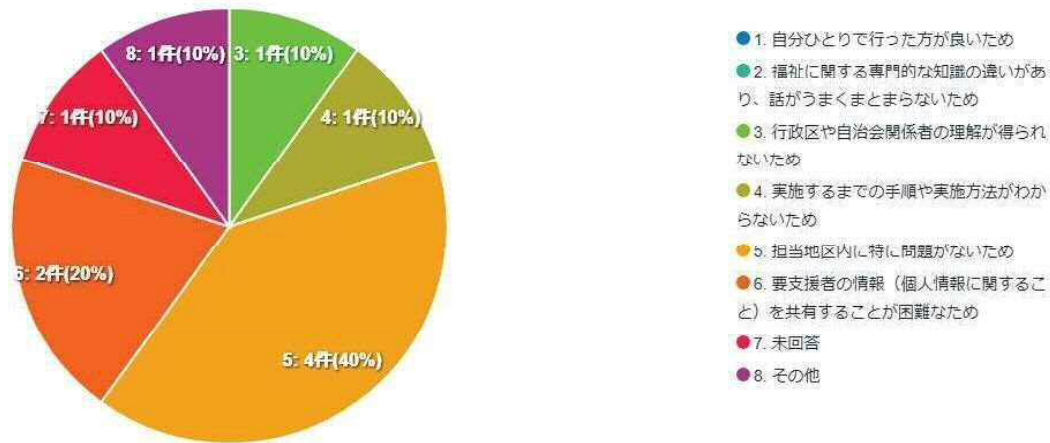
問8で「情報交換会（相談会）」を「開催している」と答えた方にお聞きします。[「情報交換会（相談会）」で話し合われている内容についてお答えください。主なものを3つまで選びお答えください。（※「要支援者」とは、見守りなどの支援が必要な人のほか、災害時要支援者マップ・避難行動要支援者名簿に登録されている人を言います）]



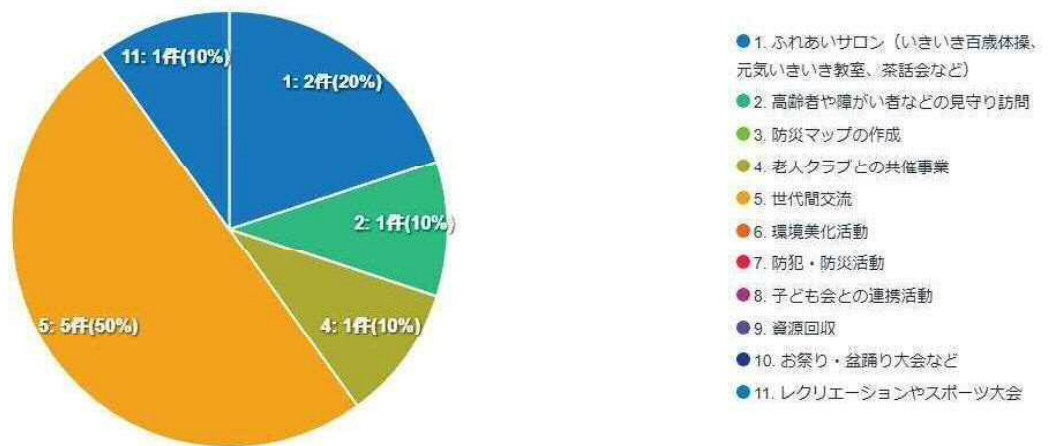
[今後、「情報交換会（相談会）」で力をいれるべき内容は何かあると思いますか。主なものを3つまで選びお答えください。]



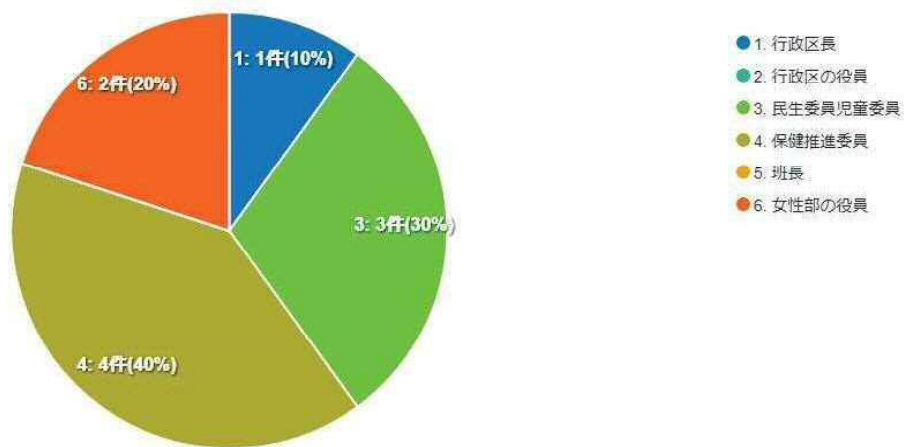
[開催していない主な理由は何ですか。最も近いものを2つまで選びお答えください。]



今後、地域（行政区）で特に力を入れていきたい事業を教えてください。あなたの考えに最も近いものを4つまで選びお答えください。



[ふれあいサロンの運営にはどのような方がたずさわっていますか。（複数回答可）]



○自由記載

Q 7・4 その他

問6で「福祉関係の専門部を設置している」とお答えされた方に伺います。

専門部はどのようなメンバーで構成されていますか。（複数回答可）

1. 自治会役員、全員
2. 行政区長（3）
3. 福祉高齢部
4. 自治会の中に福祉部が有る
5. 自治会員より福祉部長と副部長2名を選出
6. 婦人会・JA女性部・シルバーの各代表 他
7. 運営委員
8. 再春クラブ（敬老会）
9. 福祉委員
10. 社会福祉推進委員
11. 住民の中より選任
12. おたすけ倶楽部立ち上げて一人暮らし高齢者の困りごとに対応している。
13. 行政区内役員経験者、若年者で構成
14. 地区民
15. 高齢部
16. 自治会
17. 福祉保健部として構成員12名
18. 地区民にて
19. 女性ボランティア部と班長(運営委員)で組織している
20. 自治会役員が部長となっている

Q 9・(1)9 その他

問8で「情報交換会（相談会）」を「開催している」と答えた方にお聞きします。【「情報交換会（相談会）」で話し合われている内容についてお答えください。主なものを3つまで選びお答えください。（※「要支援者」とは、見守りなどの支援が必要な人のほか、災害時要援護者マップ・避難行動要支援者名簿に登載されている人を言います）】

1. 要支援者はいないが、高齢者への支援などについて、自治会役員会の中で話している
2. 保健センター支援の健康相談、講話
3. 民区役員会、年10回程度に民生委員、保健推進委員をオブザーバーとして参加、情報交換、行事の協力得ている。
4. 見守り

Q 9-(3) 9 その他

【今後、「情報交換会（相談会）」で力をいれるべき内容は何であると思いますか。主なものを3つまで選びお答えください。】

1. 見守り活動

Q10-(2) 7 その他

【開催していない主な理由は何ですか。最も近いものを2つまで選びお答えください。】
地区福祉活動推進協議会で話し合う機会が確保されている。個別事案が発生する度に対応している。

1. 相談会が無いが、日頃の交流で共有されているところもある
2. 地域内の情報が共有されている。
3. 実績がないため
4. 民生委員は地区を代表する立場ではあるが、自治会役員組織上別段になっているため、民生委員、区長が同世帯であり、そこで情報の共有化を図っている。
5. 全て一人で兼務している。
6. わからない
7. 自治会で開催しているので、行政区としては必要なし
8. 市・福祉協議会へ問題提起をしても受け止め改善してくれない。市は、行政区長へ何をどこまで求めたいのか。
9. 世帯数が少なく、情報共有が普段から容易。
10. 自治会長と常に情報交換ができるから
11. 今まで開催していないため、1年目なのでそこまではまだ頭が回らないため。
12. 情報の公開は行政により禁じられている。
13. 地域包括支援センターとの連携である程度解決しているため。
14. 民生委員と情報交換している。
15. 相談会を行うとすれば誰が企画するのか。自治会か区長か？
16. 毎月1回サロンを行っている。
17. 考えてなかった、必要なことですね。
18. 自治会の副会長も担当しているため、連携している。
19. 当地区民生委員、私（区長）にしろ、別組織の役員も担っていて、なかなか対応できない。
20. 必要に応じ、民生委員との情報交換会に限定しないで自治会役員等で総体的に協議・意見交換を実施。
21. 必要な時、電話連絡している。
22. 必要に応じて情報交換している。

23. 必要なつど連絡を取っているため
24. 行政側が民生委員側と行政区長との情報連絡の機会を積極的に作ろうとしていない
25. 情報共有の範囲の難しさあり
26. これまで開催してこなかった。
27. 民生委員とは情報交換しているし要支援者支援方法講義
28. 今までそのような組織は全くなかった。考えてもいなかった。
29. 情報の保護に不安
30. 会を催さなくても問題が発生した時は情報を集め対応している。
31. 理解が得られない
32. 必要に応じて、個別に情報交換を実施している。
33. 今までもそのような会を開催してこなかった（歴史的に）ようであるし、第一現在の行政区長にそのような権限があるのか？
34. 誰が主体となって行うものなのか？
35. 自治会に福祉専門部がない
36. 全員参加で相談できる集まりが、全員が集まる活動が年数回あるためができるため。
37. 行政区内に民生委員がいない。一皿運動や避難行動計画書作成時等はしている。
38. 民生委員からの情報が全く伝わってこない。自治会の役員会にも出席してもらっているが、民生業務についての発言は一切なし。
39. 区内で頻繁に会う為、そこである程度情報交している。
40. 毎月のふれあいサロンなどで情報収集しており、改めて会を開くことで役員の負担が増えるのではないかと思い、開催に至っていない。
41. 我が地域だけ集会施設が無く、その都度場所を選定し苦慮している。

Q11・12 その他

地域（行政区）で実施している事業についてお聞きします。その実施している事業内容はどうのようなものですか、主なものを4つまで選びお答えください。

1. さなぶり、忘年会
2. ふれあい巡回訪問年1回、防災だよりの発行、防災（避難）訓練年1回、民区敬老事業実施、（民区親睦会及び新年会はコロナ以降中止）
3. 花見・収穫祭・新年会等
4. 日帰り旅行、新年会
5. 交流会
6. 自治会でほとんど実施しているので、区長としては特に何もしていない。そもそも行政区での組織がない。
7. 日帰り温泉旅行
8. 敬老会

9. 病院職員のため、医療サービスの提供
10. 地域で、自然に集まる様、カラオケ・各クラブ単位に実施している。基本は、無料だが強制はしない、茶菓子・飲料は、区長が負担している。
11. 新年会の開催
12. 研修旅行
13. 映画上映会

Q12-12 その他

今後、地域（行政区）で特に力を入れていきたい事業を教えてください。あなたの考えに最も近いものを4つまで選びお答えください。

ふれあいサロンの会員は女性がほとんどであり、男性高齢者集る場の確保が必要と思われる。

1. 健康作り方に関する事
2. 日帰り旅行、新年会
3. 地域内の中心部に気軽に立ち寄れる談話ができる場所を（施設又は広場）確保したい。
（ウォーキング途中などで立ち寄れる休憩所的なもの）
4. 交流会
5. 自治会まかせ
6. 熊対策
7. 地区収穫感謝祭
8. 獣害対策
9. 空き家が増える事による環境整備 害獣居住環境の防止
10. 一人暮らし高齢者、特に男性の集まり
11. ごみ集積所のカラス対策

Q15-(1)4 その他

問 11 で「ふれあいサロンを開催している」と答えた方にお聞きします。【主にどのような場所で開催していますか。】

1. 消防コミュニティーセンター
2. 4月～10月まで地域の清掃活動
3. 学習交流館
4. 介護予防センター
5. 屯所
6. 高倉介護予防センター
7. 他民区の集会所（当民区には集会所は無い）
8. その都度場所を選定している。

Q15・(2)4 その他_5

【どのくらいの頻度で開催していますか。(令和6年度の実績でお答えください。)】

1. 年6回
2. 年間計画を作り、7～8回
3. 2ヶ月に1回(6・10・11・12・1・2月の6回)
4. 4月～10月まで7回
5. 2か月
6. 月に1～2回
7. 1年間に8回実施。
8. 10回
9. 毎日
10. 8回

Q15・(4)7 その他

【ふれあいサロンの運営にはどのような方がたずさわっていますか。(複数回答可)】

1. 自治会役員
2. レクインストラクター
3. 自治区、サロン会
4. 高齢部
5. サロンの代表、事務局
6. 世話好きな方
7. 元自治会長
8. ボランティア
9. 自治会役員・老人クラブ役員・保健推進委員・民生委員・女性部
10. 老人クラブと共催
11. それぞれです
12. 全世帯
13. 女性部有志
14. 協力員
15. お世話を希望している方達が自主的に世話をしている。
16. お世話人
17. 女性の有志の方々
18. 赤十字役員
19. 自由参加
20. 集落の女性

21. 有志
22. 会館に近い方々
23. 老人クラブ役員と参加者の代表者
24. 老人クラブ会長
25. 文化福祉係
26. サロン会長
27. 元行政区長 元婦人会
28. 女性部 OG の有志
29. 一般有志の方
30. 元公民館長がリーダー的に活動
31. お世話人 3 名を配置
32. 有志
33. 老人クラブ役員
34. 自治会役員
35. 行政区の自治会長が主体
36. イキイキクラブ
37. 有志
38. 婦人会
39. 有志
40. 老人クラブの長
41. 行政区内の老人クラブ役員
42. 推選による
43. 老人クラブ単独で開催している。
44. 食生活改善推進委員
45. 有志
46. 準備に全戸から交代で参加している
47. 自治会役員
48. 食生活改善推進委員
49. 老人会
50. 世話人
51. 自治会の担当者
52. その会の代表世話人
53. サロン代表者

Q16・7 その他

地域の福祉活動を行っていく上で、市や社会福祉協議会に望むことはありますか。2 つま

で選びお答えください。

1. 地域リーダー育成必要、何も区長だけが責を職する事なかれ
2. 金銭面
3. 金（資金面）
4. 地域共同体や自治会と一緒にあって真剣に考えていきましょう！地域福祉は「地域づくり」だと思います
5. 社会的に孤立している人の対応策
6. さまざまなケールなど情報が欲しい
7. 資金面の支援
8. 民区内の皆さんの活動に対して、協力が得られなくなっている。
9. 福祉活動に携わる職員を増やしてほしい。専門知識を修得してほしい。
10. 行政や社福協が事務局の各種募金の取りまとめをミンクにまる投げしないでほしい。
11. 参加する人が限られている。
12. 予算補助
13. 色々、問題に直面するが、行政も福祉協議会も、聞くけど具体的に何もしない。これは、意味が無いので余り当てにしない
14. 社協が地域や地域活動に積極的に向いているようには思えない。行政区への依頼が多く、現状に向いて状況や情報を収集して、行政区にアドバイスを積極的に発信するべきだと思う
15. 講師、指導者の派遣と補助金のような活動を資金的に支える支援
16. 個人情報保護が優先しているため、必要な情報が得られない。誰が要支援者かすらわからない。
17. 元気いきいき教室の活動費について社協から助成金交付を受けているが、更に増額を求めたい。
18. 祭りイベントの協力も福祉活動と理解していいのでは。
19. 社会福祉協議会の職員が地域を訪問などすべきでしょうが、職員の少なく手がまわらないでしょう。
20. 参加者の移動手段の確保
21. 現時点で問題点は出ていない
22. 活動費のさらなる支援
23. 個人情報の壁に阻まれ必要な情報が入手できない。
24. 現在の公民館では、今行っている世代間交流会は規模的にも絶対に継続して行けない?? 高倉介護予防センターがあるからこそその事業です。冷暖房設備がしっかりしていて、且つ収容人数がある程度確保できないとなりません。どんな事があっても高倉介護予防センターを廃止することがあるなら、永井 3 区 4 区総力あげて断固阻止します。福祉をどう捉えているのか市長にもしっかりと説明を求めます。

25. 補助金の増額

Q19

高齢者や障がい者の方を住民同士の手助けで支えていく「ちょっとした支援活動」を地域や団体などで行っていることがあればご記入ください。

地区福祉活動推進協議会や自治会活動の中で個別対応している。

1. 高齢者宅の資源ごみの移動の手伝い
2. 一人暮らしの見守りの実施
3. 区内での生活アンケートの実施
4. 団地住民手作り品のプレゼント（不定期）
5. 団地内（集会所）での映画観賞会（一般も含みます）
6. 隣人間等で買い物など支援している。
7. 軽度の認知症のお宅に近隣の方が週2～3回、お茶しに行って生活の変化に気を配っている。
8. 一人暮らしの老人への声掛け
9. サロン参加者の送迎"
10. 行政区としての取り組みなし
11. 軽トラでの（販売、食品雑貨）で個々訪問している。
12. 集落でも中々忙しくて隣同士まで気遣う余裕が失われている。
※ 役のなり手がいない
13. 老人だけでなく、若者への支援活動を。 結婚・子育て
14. 声掛けがある時は手伝っている
15. 現在は家族で充足している。
16. 地域共同体や自治会で検討しながら実施しています
17. 集落が3つあるので、それに集落館長さんも3人いるので館長等に支援活動を頼んでいる。
18. 高齢者宅のゴミ捨ての手伝い、訪問相談
19. ゴミについては、要望、要請がある時に即対応していますが、積極的にはこちらから動いていません。
20. 行政区メンバーでの草刈り
21. 送迎のボランティア支援、資源回収の手伝い等
22. 私は民生委員もやっているので、区長としてほとんど福祉活動はしていない。
23. 逆に区別がつかない部分もある。
24. 行政区で一人世帯の見守りを年1回行っている。
25. 世帯毎の様子などの把握につとめています。
26. 地域でやっている。

27. 広報配布時や市道草刈り時に近くを通った時、安否確認や変わった事がないか声掛けしている。
28. 一人暮らしの高齢者については、自治会等でも気を配っている。今のところ支障なく過ごしています。
29. 今のところ、支援を要する高齢者はいない。
30. 高齢者に声掛けをしている。
31. 今後必要になると思います。
32. 通りすがりの時は声をかける。
33. 行政区のメンバーで高齢者宅などのゴミ捨てを手伝っている。
34. カーシェアリングで免許のない人の買い物や通院等の手伝いをしている。
35. 近所の声掛け、門口の雪かき、草刈り、生存確認
36. いきいき教室での自宅から集会所間の送迎。
37. 行政区内の 80 歳になられる方のお祝い会開催。
38. 地域の課題として、交通の足等があげられる。
39. 近隣等で、通院や買い物などの援をしている方がいる。
40. 景観保全組合のメンバーで、住宅周辺の草刈り作業を支援している。
41. 住民有志が積雪時に門口などの除雪作業を自主的に行っている。
42. 集落センター玄関スロープが欲しい。
43. 車椅子があると良い。
44. 支援する事は、当たり前で、これは、そこに居住する方々が長い間創り上げた物だと思う。私の行政区は、アパート群の為入れ替えが激しく、特に若い世代は、入・退去が激しく...又海外の方は、それぞれの国のルールが緩い為、いくら指導しても、習慣は、直らないこの様な人の集合体で支援の前に、自分達の事でいっぱいなのです。
※ 高齢者の買い物・病院等は、日常実施しているし、仕事が無いと言えば世話するしている日常です。
45. 自治会活動の一環として一人暮らしの方へボランティア活動として「雪かきや草刈」などの支援をすすめていますが、中々具体的行動になっていません
46. 例に挙げられた活動については既に近隣、親類、自治会等が自主的に対応している
47. 集会会場への送迎
48. 隣近所で歩行が困難な方のゴミ捨てを手伝っている
49. 高齢者及び要支援者の生活サポート「買い物、給水、通院、ゴミ出し等」
50. 近所の一人暮らしの安否確認
51. 自家用車所有者が独居高齢者と集団で買い物を行なっている。
52. 担当メンバーで手土産を持って訪問している。
※ あらゆる機会を捉えた声かけの徹底
53. 行政区のメンバーで高齢者などのゴミ捨てを手伝っている。

54. 行政区のメンバーで高齢者や遠方の留守宅の草刈りを行っている。有償ボランティア
「13 区お助け隊」
55. 行政区のメンバーで、通院や買い物などの支援をしている。
56. 私自身が簡易にできるニュースポーツを指導実践しています。
57. 家の周りの草刈り支援をしている
58. 高齢の独居宅への情報、状態等を近隣から得、その状況により対応している。又近隣の
方も協力してくれている。
59. 様子を伺う、声掛け程度
60. 菜の花のバス停の移動した
61. 高齢者の方への日頃からの気遣いをお願いしている。それにより手助けなどへの対応
を行っている。
62. 特に活動はしていませんが、行政区内で顔を見かけたら声掛けをする様にしています。
63. ごみ停そうじ当番の免除
64. 近隣同士で声がけをしている。
65. まだ、親類隣家の関係が有り、地域で行っていない。
66. ケースバイケースで対応
67. 高齢者宅への友愛訪問
68. お茶会参加者経の送迎支援
※ 高齢者の 1 人世帯の見守り
→夜間、電灯等の確認方"
69. 高齢者はプライバシーを気にするため、買い物等は親戚が支援している。
70. 行政区内に老人クラブが管理していた花壇を、自治会が引き受け管理しています。
71. 特に雑草が大変で、各班が毎月会館清掃の時、除草、水やり等しています。
72. 徐々に理解が得られ、花を植える人も現れ定着しています。
73. ゴミ当番免除、「足」のない人の送迎"
74. 高齢者の通院や買い物の送迎、ゴミ出し、冬の雪掻き
75. 冬場の雪かき程度。
76. 敬老会が永井全体としては無くなり、集落で行っています。高齢者のみならず集落全体
での交流会として行うことで、高齢者にもそうでない人たちにも活性化していけたら
と思い、交流会を開き獅子舞やゲーム、マジックショーなど企画して行っています。
77. 行政区のメンバーが交代で通院の支援をしている。
78. 近所の人が買物や用足しをお手伝いしている
79. ライドシェアによる病院、買い物の支援
80. 要支援者の送り迎え

地域での生活課題の解決に向けて、具体的な方策や提案がありましたらご記入ください。
(実際に取り組んでいなくても、こう考えているという内容でも構いません)

1. 自治会での広報活動の活性化が必要
住宅同士の繋がりを築くため、サロンのように気軽に集まる機会をつくる
広報紙などによる、事業の周知を図る"
2. アンケートを実施した際に寄せられた希望事項を調査し、回答を示すと共に可能な限り対応している。
3. 一関市を神楽の里として思っています。
4. 老人クラブと一緒に行動で参加人数増を図る。
5. サロン会は女性がほとんど、男性も加入するよう進めて行きたい。
6. ①住民が楽しく交流する自治活動の支援（活動資金補助等実施中）
（グラウンドゴルフ、吹矢、麻雀、カラオケ等）
②自治会広報誌の発行（毎月）実施中
7. 一人世帯を対象にした、シェアハウスの提供
（共同生活による相互見守りする。）
8. 地域の見守り
9. 地域行事に参加する人が高齢化の為、集合人数が少ない。若い人の参加があまりない。
10. 日曜開催行事にしないと参加者がいないので、市の職員も対応できるようにしてほしい。
11. 例えば健康づくりなど。
12. 昔の地域内外の交流、コミュニケーションの機会が激変している。
13. 個人ファーストの風潮になりつつある。
14. このままでは地域コミュニティがなくなる時がくる。
15. この様な問題を乗り越えれた地域、例があれば学びたい。
16. 自治会報を発行し自治会活動の衆知を図っている（花壇鉢植え、会館草刈り、ちょっといっぷく、他）
17. 行政区単独の活動に限界有
18. まちづくり協議会で毎月1回のおしゃべりサロン開催、参加声掛け
19. ・世話役するリーダー育成が必要、難しいが。
・緊急時の連絡表（行政・家族・病院）を作って電話器など目の届く所に張っている各世帯に、区長より住民世帯に（我家のサンプル同封）
20. 自治会の役員会で話し合ったことや様子を自治会報（年5～6回）で周知している。
21. 住民から意見や要望を聞き、自治会などで検討する
22. 区内情報共有のため、区報を発行している。
23. 年4回の資源回収・夏祭り・新年会を行っている。
24. 行政区長が老人クラブの役員、または会員であるので、毎日1回老人クラブの会報を

発行している。

25. 自治会の部長会議や役員会の中で課題を共有し話し合いの場を増やしていきます
26. 毎月、区報を発行し全戸に配付している。(行政区内の活動等)
27. 親睦、交流を図るため、サロンを月1回開催している。
不定期であるが、高齢者宅の巡回活動を実施している。
28. 自治会広報を毎月発行
29. 住民同士の繋がりを築くためサロンのように住民が気軽に集まる機会を設けている。
30. 清掃活動に高齢者は任意の参加として強制はしていない。
31. 住民同士の繋がりを築くため茶会を実施している。
32. ・月に3回位は個別に訪問して話をしている。
・区広報紙を訪問しても居ないお宅があるので、箇条書きを念頭に入れて実施。
33. 住民同士の活動する場として自治会館などを整備し、活動しやすい場にしてほしい。
34. 地域活動を皆さんに知ってもらうため、年4回のペースで広報紙発行してます。
35. 地区活動のミンクだよりを発行。
36. 組織としての取り組みは行っていません。隣組どうしの忽那は辛うじてつながっています。
37. 世代間交流を企画し、幼児から高齢者が触れ合い親睦を深められるような内容を考え設定している。
38. 毎月一回広報紙を発行し、情報共有を図っている。
39. 地域の交流を促進したいのですが、資金面参加者の確保が極めて大変である。
40. 真の要支援者の生活課題には、バス停まで遠く歩いて行けない病院・買い物などタクシー利用で片道10km、4,000円位かかる。
41. サロンに来てほしいが足がない。私も送り迎えをしたが、「区長がそこまですることはない」と言われ、近い人にも頼めない実態。
42. 本当に来てほしい人には厚い壁があり断念中。
43. ①住民同士の繋がりを築くため、2区カフェ（高齢者中心の集い）を行っている。
②開催にあたりチラシ（開催案内）を発行している。
③開催にあたり、高齢者宅に訪問している。
44. 自治会報により、地域活動状況を広報にてお知らせしている。
45. これから考えていきたいと思います。
46. 戸数70戸でサロン36名、ふれあい会51名で活動している。
47. 活動支援補助金の創設
48. サロン設けている。
49. 気軽に声掛けする。
50. 高齢になるとサロン等行っても出かけてこれない。足腰が悪いため。
51. 住民同士の繋がりを築くためサロンのように住民が気軽に集まる機会を設けている。

52. 市民センターを地域の交流の場として居酒屋風に利用させて欲しい。
53. 本年度に入っても区内の指導補修をお願いした経過があります。
54. 区内には、色々な意見、要望があると思います。日常的に市民の声を聞いて要望実現の場を設定していただきたいと考えています。
55. 地域全体で捉える問題もあるが、それ以前に問題（悩み事等）を吸い上げる事も必要と思われる。
56. ホットサロンを開催して、ゲーム、体操、食事（昼食）を提供したり交流を図っている。
57. 専門部（お祭り実行委員会）を設けて、あんどん祭り等を行い、地域の活性化を図っている。
58. ①世代間交流のグラウンドゴルフ大会を開催している。
59. ②区長がほとんど毎日区内を見回り、出会った高齢者の方々にお困りごとがないかを聞いている。
60. ①クマの出没やイノシシ被害などの情報を、その都度ゴミステーションの掲示板に貼って住民に注意を喚起している。
②住民を対象として新年会、春花を愛でる会、納涼盆踊り、春と秋の温泉交流会、アウトドア体験会、収穫祭、忘年会、きんこ成らしなどの行事を行いながら、コミュニケーションの機会を設けている。
61. 春と秋に、花見と芋煮会を兼ねた懇親会を開催。
62. 毎年1月末に新年会を実施してコミュニケーションを図る。
63. 上記（例）①と同様の機会を月1回設けている。
64. 地域活動の一環として、毎月広報誌（三関4区だより）を発行している。
65. 地域の活動を「民区だより」で区民に広報活動をしている。
66. 岩手病院勤務している住民のため、医療について、ご相談お願いいたします。
67. 少しでも住民同士の繋がりを持つ為、カラオケ・絵手紙・飲み会とか、日常実施している。この為、大きなトラブルは、めったに無い
68. 空き家、農地の荒廃が増えている。クマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカなどの獣害を防ぐためにも自治会、近隣などによる空き家周辺の草刈りと、活動への支援が必要
69. 今後 地域の課題です。
70. 免許返納による自由に出かけられる足の確保
71. 隔月に自治会役員会を開き課題の検討を行なっている。
72. また、毎月住民にチラシで出来事や依頼情報を周知している。
73. 自治会、老人クラブの皆さんのふれあいを深め、市民センター事業並びに自治会及び老人クラブの皆さんに声掛けをおこない、ふれあいを深める。
74. 行政区内の親睦を深めることが種々の活動の出発点と考えており、そのために当行政区内でグラウンドゴルフ大会、お茶会、芋煮会、小運動会（綱引き、玉入れ、他）を実施している。（特に子供たちの「いい思い出」が出来ればと、区PTA会と協力し小運動会

を計画したが雨天で実施出来なかったが)

75. 月 1 回程度いきいきサロンを開催、20 人前後出席し楽しくやっています。
76. 日常の近所付き合いが気薄になっているが定期的な訪問ができる関係性の維持が課題。
77. 一人暮らしや高齢世帯が増える中、勤労者が近所を確認する負担を減らすため外部組織の協力が欲しい。
78. 自治会等による高齢者宅のゴミ出し支援
79. 近所での助け合い
80. 敬老会
81. 民区単位では、人員不足、能力や経験不足と思うので、市民センター単位(地域協働体)での取り組みが必要と思う。
82. いきいき百歳体操、茶話会を週 1 回開催している。市広報配布日に合わせ、行政区広報を発行している。
 - ①サロンを開催してきがるに集まる機会を設けている。
 - ②地域活動を知ってもらうため、広報紙を作成し活動内容を掲載している。年間 2 回程
83. 移動販売や運転代行など
84. 住民同士の繋がりを築くためサロンのように住民が気軽に集まる機会を設けている。
85. 地域活動を皆さんに知ってもらうために広報誌
86. 若い世代を増やすため、移住の受け入れを積極的に進める。
87. 気軽に声がけし集まることが出来ていると思う。
88. 高齢者家庭（1、2 名暮らし）を月に一度は訪問し、たまっている話を聞くよう、時間を確保したいです。
89. 民区行事に参加を促すための案内を回覧または、各戸に配布している。
90. また、行われた行事の写真を紹介したり、行事予定などを広報する『民区だより』を年 4、5 回発行している。
91. サロンを開き住民が気軽に集まる機会を設けている。
92. 区長が毎月区長たよりを発行し、地域活動等を知らせている。
93. 年に数回の班長、役員会議で案件を取り上げ問題解決に取り組んでいる。
94. 自閉症で攻撃的な一人住まいの人が数名居住しており、対応して欲しい。
95. 近隣への迷惑行為があり近づけない。
96. 住民同士の繋がりのためのサロンを開催している。
97. かわら版を定期的に発行し、現在地域での行事を紹介し参加を促している。
98. 当地区（5，6）の墓の草刈り、2 民区で
99. 環境整備活動に集まる機会に地域課題等に関して情報交換を行なっている。

移動手段の確保方法の前提の行事開催
100. サロン会があり老人クラブがあるがそれぞれ別々に活動していて組織としての接点がない。老人クラブは高齢化で人数が少なくなって先細り状態。

- 101.自治会の広報紙を年10回程度発行して情報交換に役立てている。
- 102.自治会班長は毎月の市広報配布時、困り事など情報収集に努める。
- 103.市街地から遠隔地に位置するので買い物や病院に行く際の公共交通の確保は必須です。
- 104.住民同士の情報を共有するため交流の場を作る。
- 105.区長会議の様子を報告しながら、その中で関係するような内容を広報している（広報誌発行ごと）
- 106.特に男性の一人暮らし高齢者対策を積極的に考えてほしい（男性だけのサロンとか）
- 107.福祉支援活動の啓蒙が出来ていない。知らない人が多い。若い世代を誘っても共稼ぎが多く参加者が殆どなし。サロン等も高齢化が進んでメンバーに変わりが無い。
- 108.民生委員からの情報を受けて、行政側で生活困窮者への救済方法を紹介したりしています。
- 109.月1回程度地域の広報紙発行
- 110.本地域は山間部で、高齢化が進んでおり、集会所への交通手段の確保が難しく気軽に集まれる手段を考える必要がある。
- 111.地域内行事等の周知のため、地域内配布の広報を年4回発行し配布している。
- 112.高齢部でサロン風の例会を開催しているが、ディーサービスに行く人は参加されず、また、女性の参加がないことなどが問題で今後の対応を検討してる。
- 113.毎月サロンを開いて合流しています。
- 114.月に2回程度気軽に集まれるサロンを実施さらに必要に応じて広報誌の代わりに[お知らせ]を配布している。
- ・毎月第3火曜日に元気いきいきサロン開催している。
 - ・毎月25日元気いきいきサロン開催の回覧発行しています。
 - ・年1回日帰り旅行を実施しています。
- 115.困っている方への支援、声がけ。本人は困っていないという方への対応。地域包括支援センターの対応には大変感謝しております。些細な事でも訪問し、支援に向けた行動をしていただいています。
- 116.元気いきいき教室を継続的に開催。
- 開催した内容を機関紙に写真入りで掲載している。
- 117.元気いきいきサロンを展開しているが、高齢者の方は体調を気にかけており参加にためらう事がある。
- 118.住民同士の繋がりを強めるため気軽に集まる機会をより多く女設定する、女性は近所等でお茶飲みするのに対し、男性は家に閉じこもりがちである。
- 119.意見を述べると、言い出しっぺになったりしてと、消極的です。
- 120.子供の為、年寄りの為、誰かの為と、思いを語れば以外に協力してくれるような気がします。
- 121.活動内容を広報紙に載せ参加しやすい工夫を行なっている

122.自治会だより等で、地域活動などを、連絡して、参加協力をしてもらっている。

①毎月、民区通信を発行して区民の元気な姿をお知らせしています。

②集会所がなくなったことから、70歳以上の一人暮らしの方を訪問しています。

【足で稼いで心で繋ぐ活動】

123.住民同士の繋がりを築くため、サロンの充実

124.サロンの場で、幅広い層の方々と情報交換している。

125.自治会内で福祉に限らず色々な問題が噴出している。自治会は行政の下請けでは無い
もっと自治会を助けるべき（例えば、自治会ごとに担当市職員を配置する）

126.サロンの定期開催により高齢者との交流、情報交換、視察研修などを実施している。こ
の際に参加されない高齢者の現状の生活状況等の情報収集も合わせて行っている。

127.自治会 OB などを中心となり、地域づくりを応援する形でサロン活動を行なっている

128.市等の助成金の増額

129.地域には若者が少ないが、外人が多く地域との関わりについて今後の課題になる。市か
らアドバイスを得て参考にしたい。

130.住民が気軽に集まる機会を作りたい。

131.国民年金だけの高齢者への生活保護をおこなってほしい

Q24・8 その他

問 23 で 1 または 2 と答えた方にお聞きします。個人情報を提供する避難支援等関係者は
どなたが良いと思いますか。あなたの考えに近いものを全て選んでください。また、これ
以外にも必要と思う避難支援等関係者がある場合は記入して下さい。

1. 要支援者の属する隣組班長
2. 隣組班長
3. 集落館長
4. 消防団
5. 小集落なので本人の同意を得て、集落全体で情報を共有した方が良い。
6. 保健推進委員
7. 災害時は、要支援者宅に近い家隣
8. 支援対象者が借家住まいの場合が大家さんにも。
9. 隣組長
10. 地域みんなで知っているべきなので、自治会を通して周知すべき内容と考える。
11. 近隣で信頼出来る人
12. 保健推進員
13. 近隣、いち早く駆けつけ手助け出来る方
14. 近隣が第一だと思います。
15. 行政区長は今は業務委託員なので今後はどういう方になるかわからないので、情報を

提供することには慎重を期さなければならないと思います。

Q27

地域福祉の推進に関してご意見などがありましたらお聞かせください。

1. 各地区とも世話をいただく人が少ない。
2. 地域での高齢化や人口減少の中で、年々空家が増えていく中での担い手確保や人材育成を思うと解決策が無く、今までの枠組みの中での地域の存続に不安を感じています。
3. 行政区単位だけでは限度があるので、必要に応じて今まで以上に自治体からの支援をお願いしたい。
4. お金がなくても生活できる町にしたいです。
5. 有償ボランティア活動を充実してはどうか。
6. 尚実施の為の補助制度の充実を望む。
7. 意義は解るが、今ひとつの動き方がわかりにくいよう感じてます。
8. 福祉活動について研修会等の開催が必要ではないかと思う。
9. 一人高齢者で、連絡先がない状態で、近隣住民が連絡先になっていって、福祉の推進（これからの権利含めて色々の問題にどう対処すべきか）
10. 室根の社協職員の方々はとても良く支援、助言してくれており助かっております。残念なのはその職員数が足りないと思う事です。
11. 以前より要望していますが、民区ごとの児童民生委員の配置していただき密な活動に行きたい。
12. 地域福祉計画を十分理解し日常の活動を行っていない事がわかった。
13. 再度PRしてほしい。
14. 福祉は幼児から老人までの認知が不足、さすれば高齢者、弱者に片寄った見方は正しい方向とは言いがたい
15. 日常の活動の活動、ご苦労様です。
 - ・ 子供が少なく、人口減少が一番きく。
 - ・ 市役所の中に人口減少課がなく残念です。
16. 市長に一関市の中で一番の課題は人口減少です。各課での取り組みは？みえませんか？"
17. 私の地域で特に問題はないですが、今後一人暮らしの高齢者が増える事についての対策をお願いします。
18. 第2期福祉計画が難しく良く理解できない。従って的確な回答が出来ません。
19. 地域に根ざした具体的な取組みを積極的に推進してほしい。
20. 行政区長に対して、地域福祉づくり、地域づくりの多岐にわたる設問には閉口しました。私も地域福祉の意味を確かめたいと思います。
21. 一関市における「行政区」の意味も含めて勉強します。
22. 本アンケート調査は、行政区長の業務内容からの状況下で回答が難しく思われます。ア

ンケート項目は、行政区長が実施していない事が多く、市民センター長・公民館長へのアンケートが適していると思われる。地域で実施している活動等は、市民センターで、年間計画を主催し、各部会で様々な活動をしている。

23. 福祉推進計画の成果や問題点等の開示がなく、一区長としての評価は厳しいと思います。長期的な計画であるので、項目ごとの情報交換等が必要と考えます。
24. 「困ったら地域の誰に相談したら良いか」をもっと PR したら良いと思う。市役所、社協よりもっと身近にいないと高齢化が進む地域では不便。
25. とにかく後継者
26. 移住してくる方が少ないけどもいる。そんな人が何を求めて小猪岡に来るのか、おせっかいにならないように、いざという時は安全に、そんな事を考えて行動している。
27. 2 か月 1 回はお茶っこ飲み会を開催しています。
28. 地域福祉の視点から考えると、「地域包括支援センター」の存在が一番大きいと思います。家族の事で悩みがあったら先ず支援センターと一緒に試してみませんかとお話しています。地域包括支援センターは、福祉の最後の砦として最も重要な役割を發揮していただいております。
29. 高齢化の進展に伴い人材が極めて不足、人的資源の範囲で実施できるものにしていく必要があるのでは。
30. 本当に困っている人（一人暮らしで体の不自由な人）が居ても支援にも限度があり、置き去りにされている気がする。
 - ・ 送迎問題・公共交通利用問題・金銭問題など"
31. 少子高齢化に伴いどのようにして地域を守っていったらいいのか？
32. 常に思っているが、結局いる人たちで頑張るしかないのが実情ではないですか？"
33. 集落の人口が減少していく中で、組織・行事が負担に感じられています。シンプルな体制の構築を願います。
34. 情報提供の充実
支援者の情報は個人情報だから取り扱いには気を付けるようにと言われてますが、サロンに参加する時の足がない。
35. 同乗させると何かあったらと二の足を踏む傾向にある。
36. 書面に「棚ぼた見たいなもの」をかかげても全然出来ていないと思う。基本理念・基本目標この通り出来ていますか？
37. 増々地域で高齢者が増えている状況で、医療・福祉の連携などとれていない、包括システムの充実していない。
38. ネットワーク構築出来ていない。生活困窮者、誰なのかわからない。
39. 独居老人が増えてきているので、その対策と支援方法
40. 一関地域福祉協議会が良くわからない。
41. 今後増々高齢化が進む一方なので、若者を取り入れる活動イベントなどがあれば良い

のでは。

42. 先日、近所の独居老人が自宅で死んでいたのですが、隣家の住人が昼夜とわず明かりが点いている事を気にかけていて、死後数日経過していたところを発見されました。亡くなった老人は、ここ数カ月のところで週に複数回救急車を呼んだりして病院に搬送されても、その日のうちに帰宅したり、処方薬があるのに服用しなかったり、ご自身が看護師だったので、知識が豊富だったため、民生委員を通じて包括センターの職員さんなどのお話なども聞き入れることなく、一人ぼっちで死んでしまいました。

私も広報誌の配付等に顔を合わせて声を掛けたりしておりましたが、もっと何かできたのではないかと後悔や反省を抱いています。

このようなケースにおいての最善の対応とは何でしょうか。

43. 保健、福祉分野は皆さん関心はあると思うが、具体的にになると何をすればよいか行動には至っていないと思われる。
44. 人口が減り、高齢化が進み、クマ、シカ、イノシシ、カモシカ、ハクビシンが増え、熊の出没に怯え、社会福祉が成り立たない地域になりつつある様に思う。
45. 安心して暮らせる町作り向上の為、更なる努力をお願いします。
46. 具体的な計画を早期に策定が重要！
47. 実施計画、アクションプラン、役割を明確に
48. 取り組みに対する評価とのことですが、「一関市地域福祉計画」概要版だけでは、問 245 以降の評価は難しい。実践盤的なものがあれば理解しやすかった。理解できている条件での評価でしたか？
49. 令和3年3月策定の一関市地域福祉計画の内容がわからないので、回答できない。
50. 価値観の相違やジェネレーションギャップにより、挨拶や声掛けがしにくい社会になったような気がします。人口減少と高齢化が進み、地域の活性化や安心安全を担う人が少なくなり、特定の人への負担が多くなると懸念しています。
51. 高齢者を支えているのは、ほとんど同じ高齢者であるという状態ではないだろうか。少しでも改善されたらいいと思う。
52. 保健推進委員及び民生委員の共同体制の確立及び指導体制の強化。
53. 行政でも方針を決定して指示指導した方が良いのでは。
54. 一関市、社会福祉協議会の事業等について、広報誌や新聞等で見っていますが、その具体的な内容を市民に今後わかりやすく、市民が相談しやすいようにしていただきたい。
55. 地域福祉の推進を行う人の高齢化により、今後活動を担う人の育成が心配です。
56. 災害時の避難行動要支援者の支援において、どのように避難すればよいか、その行動体制の構築が進んでいないので、関係者への説明会なり研修会での推進が必要と感じております。
57. 高齢化により人材確保が難しくなってきた。
58. 現状、市福祉課・社会福祉協議会等、本来きちっと全体像を検討し、話を聞くが、対

処しない様な状態は、少し考えれば誰でも出来る事も、手続き上の問題で尻切れトンボに成っている。

- ・ 直接今起きて居る事に、直視し、対応するけど、それを全体の問題と考え無い事を修正する事が先だと思う。
- ・ 上に立つ者が、何かに縛られ、修正する処は、全体で修正する考え方を取り入れなければ、先が、見えるよ。

59. 地域のコミュニティ作りが必要

60. コロナが以降、さらにコミュニティが希薄になり、どんなコミュニティのつくりかたや関係性を再構築するために、何をしていたらいいか？社協にリードして貰えたらありがたい。

61. 1 人暮らしの世帯が増加傾向に有り最近熊による被害が増加しているなか我々はどんな役割をすれば良いですか？

62. 地域活動の主幹となる自治会、区長に対する研修会や事例発表会が欲しい。

63. 当地域は中山間地なこともあり高齢化が顕著ですが自立の感覚傾向が強く地域に頼ると言った行動・依頼がほとんどなく昔からの親類近隣で支え合う風習が強いと感じています。自治会組織で福祉部を構成していますが、プライバシー保護も含めどう活動を進めて行くか議題にしても中々進まないのが現状です。是非、福祉活動アドバイザー等を自治会等の集会（役員会・福祉部会等）に派遣して頂き一緒に今後の福祉活動について支援活動や意識を深める機会をお願いします。

64. 地域内だとプライバシー感で、社協や行政相談等は敷居高い感で。支援側・支援を求める側との相互の情報交換が難しいと感じています。民生委員の負担軽減の考慮も感じます、気軽に相談できる手段・窓口が必要かと思えます。

65. 例えば、訪問ヘルパー(的)な)さんに何らかの行政支援(報酬)を付加し困りごと相談的情報を収集→福祉行政→民生委員・区長・自治会へ情報提供→支援策対処。等の循環の輪があればと思います。

66. 計画を進めるには地域の参加が肝要。高齢化、人口減少による地域コミュニティの存在が課題であり、地域にこだわらない支援の構築がのぞまれる。

67. 当行政区では要支援者がおりません

68. 行政側は個人情報保護を意識しすぎているため、人命救助に必要な情報さえもタイムリーに集まらない。災害避難時の要支援リストについて、確認から出来上がりまで一年も掛かるようでは、何のためのリストかわからない。結局のところ住民主体で取り組んでいただきたいと言う内容で、行政は掛け声だけの役割しか果たさないのか！

69. 福祉事業に関して、関係者及び予算が削減されている現実を心配している。

70. 策定されている一関市福祉計画そのものを知らずにいたため、問 25 以降について答えようがない。一般論として高齢化、少子化が進行する現実では福祉問題が題在化

71. するだろうから、基本目標、施策展開の方向性は必要なものとする。特に福祉への参

加意識が重要であると考える。

72. 各分野への案内が不足。
73. 「人権擁護」相談のみ防災無線で高らかな案内は違和感あり。
74. 今回のアンケートの記入の仕方がわかりづらい。
75. 行政区長として、認識不足を反省させられた。
76. 地域福祉計画への取組みについての研修会や情報交換の場へ、行政区長として参加の機会があると良いと思った。
77. 令和 3 年の地域福祉推進計画は、まだ区長になっておらず内容を知らなかった。そのため計画評価はすべて「わからない」としました。
78. 高齢化の現代、地域福祉推進の重要性がメディア等で強く提唱されております。誰しもお互い助けたり助けられたりで生活しておりますので皆んな異見は無いと思いますが、当事者にならないとまだ他人事と捉え、行政・メディアが唱えるほど深刻に考えない地域福祉に対する関心が低い方が多いのではと感じます。
79. 行政区単位での困りごとの把握と情報の共有
80. 組織や担当者を割り当てても中々動かない、人がいない、働く人がいない。
81. 高齢者が多くて動けない、一人の人が多くの担当を兼ねていくだけになってしまう。
82. 役員が高齢化しており、役員の負担が大きく対応しきれない。
83. 各個人で福祉施設等の係わりが大半かと思いますが、個人情報等の制約等があり、余り踏み込めないと思いますが、その辺の保健推進委員さんの活動にかかっているのかと思います。
84. 当地域では住民の多数が高齢世帯のため、各種事業に加担できる人材の確保が難しい現状です。
85. 高齢者になる前から、福祉推進教育が必要
86. 実態が不明にものがあるので、周知を図る。
87. 若い世代に金銭的に負担をかけない（残さない）体制を考えないと、将来の財政が難しくなると思います。
88. 福祉活動を充実するためにも地域での交流を活発にし、社会の繋がりを強くしなければならぬと思う。当民区では、その様な趣旨からも民区の住民に行事への参加を粘り強く働きかけ、そして行事開催の継続をできる限り後世に引き継いで行く事を行なっていきたい。現に当民区では、ほとんどの行事が昔から変わらず継続して行われている。
89. 高齢者同士が支えあって生きる時代となってしまったので、それに見合った市・行政区との対応連携が必要と思われます。
90. 過度な個人情報保護を是正して欲しい。
91. 今後高齢化が進む中、高齢者のみの家庭が益々増えるのが現状。いろいろな分野でのデジタル化も必要だが、もっと高齢者に寄り添う社会であってほしい。
92. 一関市は無駄な税金を使っている。ILC などあてにならない誘致活動、ガールズ何とか

は高齢者には全く無縁、NEC跡地としても目的がない etc

93. 災害時の要支援者の支援を行事区長がどのようにしたらいいか良く分からない。
94. 個々の福祉の問題に 遭遇しないのでなかなか考える機会が無いので
95. 今後検討していきたい
96. 先日、一関市社会福祉大会に案内をいただき出席しましたが、区長も民生委員も出席者はわずかでした。内容によるのかもしれませんが、このような状態が福祉に対する取り組み意識ではないでしょうか。残念です。
97. 現状を把握できていないので、かなり細かいアンケートの回答はとても困難でした。
98. 現状把握ができていないので、『わからない』という評価が多くなってしまいました。
99. 情報が少ない。
100. 取組み方法を具体的に教えてほしい。
101. まだ1年目で勉強不足、よく把握出来ていない。
102. 福祉と言う大切だけど、デリケートな事柄について、個人差も有って身近なコミュニティで対応するのがベストだと思いますが、高齢化も有って若い方々の参加を積極的に進める事が大切だと思います。
103. 重点取組項目や基本目標で努めますと有るが、(務めます)(遂行)の方が一步前進する表現でそれぞれの責任が明確になると感じます、
104. 自治会、民生委員、保健推進委員、区長等の連携した福祉づくりに定期的に意見交換等の交流が必要です。
105. 区長をしても、内容、効果が見えないところが多く、そのためのアンケートとは思いますが、分かりやすく実効性のあるものにして頂きたい。
106. 若者が少なく老人社会になりつつあり、今までの福祉活動のあり方も検討する必要があるそうです。
107. サロン開催の年間補助金の増額をお願いします。
108. 区長が広報等の配布に行っても玄関の鍵をかけて会話をしようとならない人達が増えています。限界集落に近づいている過疎地でさえこういう状況であり、隣近所の付き合いが求められなくなってきています、そういう時代に「支えあい、助け合い」という言葉は死語に近づいている気がします。行政がどうこうする問題でもないと思うので、難しい問題だと思います。
109. 地域によっては、年齢構成にムラがあり、ボランティア等がやりにくい地域もある。いわゆる農村部では、老老状態が多くなり、一般的なボランティアが難しくなって来ている。また、個人情報の保護ということで、隣でも状況がつかめないのも、手が出しにくいという側面もある。
110. 高齢化により地域コミュが弱体化しており、事業を推進する上では市、社協、関係機関が今まで以上に地域に出向いて活動支援をする必用があるのではと感じております。
111. 民生委員のなり手がいない。

- 112.地域にとって、重要な役割を担って頂いているが物価高騰の折、活動費の抜本的な見直しを図るべきではないか。
- 113.今回の狙いは何か、福祉計画推進会議の内容を冊子にして公開すべきと思うがいかがでしょうか。
- 114.要支援者、福祉サービスを受けたい人等どこまで踏み込んでいいのか、公開して良いのか悩みます。
- 115.そっとして置いた方が良いかもしれません。
- 116.まだまだPR 不足が否めない
- 117.PR 方法の工夫が必要
- 118.①施策の評価、方向性アンケートについては、日常、福祉所管業務に直接、関わってないことから難しいです。
- ②区民事業を推進する上で、 困っている人の情報がない。
民生委員からの情報は一切なし。
- ③コロナ後にふれあいサロンを再会しようとしたら、その事業は民区役員がやるもので、民生委員がするものではないと一蹴されました。
- 119.高齢者の一人住まいのゴミ出しや雪掻きなど行政のお力をお借りして、孤独死等を防いでいきたいです。
- 120.2030 年以降人口減少加速による多死社会となり、今まであったものなくなり、出来ることが出来なくなるまた、南海トラフなどのさまざまな災害が起こるといわれる社会となるため、過去を前提とせず現実を見て未来を考えることが重要では。市民が意識を変えて健康に生きて、福祉にお世話にならないよう社会になれば、福祉が福祉の働きをすると考えるが、現実全く逆の福祉が機能しない社会になるのではと考えている。
- そのため、お世話なるのではなく、お世話できる側になるように健康の重要性に気づいてほしいと願っているが一関市の未来は明るいとはいえないと考えている、
- 121.施策展開数がありにも多い。お題目だけでなくメリハリをつけるべきです。
- 122.このアンケートは行政区長宛じゃなく自治会長宛てでは？
- 123.区長としての地域福祉推進の位置付けが初めて見えた気がします。
- 124.民生委員と社協代議員と保健推進委員の方と連携し地域の高齢者のサロンや要支援者の見守りは行っていますがアンケートの内容のような一関市と社会福祉協議会との連携は無かったように思います。区長は協力金納付程度の役割と思っていました。要支援承諾者の一関市取り扱い及び対応がアンケート内容と合わない事に地域福祉推進に疑問が湧き上がります。
- 125.推進している状況が、なかなか地域民には見えていない。事業展開、方針等を周知すべく発行配布する数回の公報では他の配布物の中に紛れ目に届きにくい。市広報等の区長配布は月末であるが、あえて配布物の少ない月初めに配布し確実に見てもらえるような工夫が必要と思われる。市の公報でさえも最後まで見ない世帯が大半である。まず

は、実際に見ているかどうかの検証が必要ではないか！

126.評価については、令和3年からの実績とか対比が分からないので、評価できない。

127.目標も施策も必要で推進すべきものと思うので、引き続き検証し改善、実践していくことだと思います。

128.当行政区は高齢者世帯が多くなり、社会福祉の推進に積極的に関わる方々やボランティアの参加を含めた行事への参加者も少なく、参加者はいつも同じメンバーで若者の参加者が少なく課題が多い。

129.地域福祉といえば、それぞれの分野での関係者が複数で対象者1人を救済するようなイメージを持ってしまう。声を上げた対象者は福祉されすぎの面もあり、声を上げないで頑張り過ぎる、もしくは破綻し最悪の事態に陥る人びとにもっと目を向けるべきではないか？

130.高齢、1人世帯が増えており、より一層の支援が求められるものの若者は見向きもしない。我々も高齢かつ多くの役を任されており手いっぱいな状況であり何ともならない。

131.私にとっては、今後の課題です。

132.室根に我が地域だけ集会施設が無く、会合(総会や敬老会、他、など)をする際は、その都度場所を選定し主催者が困難をきたしている。事業の遂行に支障があり困っている現状です。

第2部 第1章 施策の展開 1 地域福祉を担う「ひとづくり」**(1) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進****第2期計画の評価**

- ① 小中学校では、児童生徒に長期休業中などにおいて世代間交流や地域行事に積極的に参加するよう促しており、総合的な学習の時間などで地域の人材を活用した授業や交流に取り組んでいます。
- ② 学生を対象に施設見学等の体験や地域福祉ワークショップを通じ、社会福祉法人職員とともに自分の住む地域や地域福祉を考える機会を提供しています。
- ③ 市民センターでは、地域の課題やニーズに即した学びの場を提供することで、人材の育成を進めるとともに、地域福祉への参画意識を高める取り組みを行っています。

現状と課題

- ① 地域福祉の主役は市民であり、市民の参画は不可欠なものです。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少、社会構造の変化などにより、地域福祉を担うリーダーの固定化や担い手の不足から、意欲を持つ人を発掘・育成するための仕組みづくりが必要となっています。
- ② 地域や福祉施設に従事する職員等において、担い手が不足しているという意見がある一方、学生など将来を担う世代は、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の一員としてさまざまな方との交流をしたいという意見ももっています。しかし、新型コロナウイルスの流行以降は、地域や福祉活動における高齢者や障がい者等との交流機会が減少し、お互いを理解し、思いやる気持ちを育む機会が少なくなっています。このことから、地域・関係機関等と若者（学校）とを結びつける仕組みづくりが必要です。

施策の展開

- ① 生活課題の発見や課題解決など、地域福祉活動や地域づくり活動への参加を通じ、意欲を持つ人の発掘と育成に努めます。
- ② 様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。
- ③ 学校と地域や関係団体が結びつき、社会全体で子どもを育む環境を整え、SNS等で広く周知することにより、若い世代が体験・参加しやすい交流機会の創出を支援します。

それぞれの役割

行政	① 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ② シニア活動プラザの活用や関係機関の連携により、高齢者の社会参加を促進します。 ③ 社会福祉協議会や学校・地域・老人クラブ連合会・社会福祉法人等と連携し、高齢者や障がい者等との地域交流を促進します。
社会福祉協議会	① 行政の公的サービスでは対応しきれない「制度の狭間」の課題や複合的な生活課題を抱える市民への支援を担います。 ② 住民の自主的な活動を尊重しつつ、その立ち上げ・運営・継続を専門的に支援します。 ③ 福祉に関わる多様な主体（団体・企業など）を巻き込み、地域全体で支え合う基盤を構築します。
福祉事業者	① 専門的な人材の派遣、情報提供を行い、地域福祉を担う人材の育成に協力します。 ② ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、体験・交流する場所や機会など積極的な受け入れを推進します。
市民	① 自治会など地域で行われる行事等を、メールやSNS、広報紙などで情報発信しましょう。 ② 若者をはじめとする各年代に応じた役割を設けるなど、世代間交流を進めましょう。

(2) 福祉教育の推進

第2期計画の評価

- ① 小中学校では、高齢者や障がい者との交流機会の拡充や福祉教育を推進するため、教育課程及び学校運営計画書に福祉教育の推進を位置付け、高齢者、障がい者との交流や福祉施設への訪問などを行っています。
- ② 教育・保育施設等においては、子どもたちが高齢者や障がい者と交流し、ふれ合う機会を確保することで、支え合う心や他者理解などを育むことができるよう努めています。
- ③ 障がいの種別や特性などの理解促進、合理的配慮の普及啓発、障がいのある方の社会参加の促進を図るため、スポーツ、文化活動及び福祉まつり等の各種事業を実施しています。

現状と課題

- ① 近年、少子化や核家族化など家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者等との関わりをもつ機会が少なくなってきました。また、地域社会でも世代間や障がい者などとの交流機会が減少しており、お互いをいたわり思いやる気持ちを育む機会が少なくなっています。
- ② すべての人が年代や属性を問わず、互いの個性や尊厳を認め、思いやる気持ちを育んでいくことが、地域福祉には重要であることから、認知症の人や障がい者など様々な支援を必要とする人を理解するために、成長ステージに応じた福祉教育の取組が必要です。
- ③ 地域福祉の活動を推進していくための人材が不足していることから、新たな人材の確保や育成を図る取り組みが必要です。

施策の展開

- ① 家庭や地域、職場などにおいて、様々な機会を捉え、関係機関と情報を共有し、連携しながら世代間交流や体験機会を充実させ、福祉に関する知識の普及などの福祉教育を推進します。
- ② 子どもたちが高齢者や障がい者等と交流し、ふれ合うことは、お互いを理解し、支え合う心を育むことにつながることから、教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がい者などとの交流機会の充実に努めます。
- ③ 地域福祉活動を持続するため、行政、社会福祉協議会、福祉事業者及び市民が連携して、福祉に関する理解や関心を醸成し、交流と参加を通じた福祉教育の推進に努めます。

それぞれの役割

行政	① 教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がい者などとの交流機会の拡充や福祉教育を推進します。 ② 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ③ 社会福祉協議会等と連携し、各種講演会、学習会などを開催します。 ④ 福祉事業者や関係機関と連携し、体験学習の機会の拡充と福祉の魅力発信に努めます。
社会福祉協議会	① 学校訪問の際に、福祉教育について事例を紹介し、学校と協働して取り組む内容を増やしていくことで、福祉についてのイメージが身近に感じてもらえるようにします。 ② 福祉についての講座等の企画運営について、社会福祉協議会だけでなく他団体と連携を図りながら地域で取り組みを実施していきます。 ③ 大学や専門学校等の教育機関と専門機関、関係機関と連携、協力して実習生の受け入れや職場体験の受け入れを行います。社会福祉協議会の役割や活動内容を知ってもらい、福祉の仕事の周知と人材確保につなげます。
福祉事業者	① ボランティアの受け入れや学生に体験学習の場を提供し、福祉の仕事や現場の理解の促進に努めます。
市民	① 地域、職場等で、高齢者や障がい者などとの交流を通じた学習機会の充実に努めましょう。 ② 家庭において、福祉について話し合う機会をもちましょう。

(3) 権利擁護の充実

第2期計画の評価

- ① 市子どもセンターと関係機関との連携により、児童虐待の予防と早期発見、子ども・若者の人権尊重に関する周知啓発に取り組んでいます。
- ② 障がい者に対する虐待、差別、不利益な取り扱い及び合理的配慮の提供について、市ホームページなどを活用して防止と普及啓発を図っています。
- ③ 成年後見制度利用促進計画に基づき、判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利や財産を守るため、成年後見支援センターと関係機関との連携により、成年後見制度の普及啓発と利用の支援をしています。

現状と課題

- ① 認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由から、判断能力が十分でないために適切な福祉サービスの利用申請等ができない方や自分の財産を管理できない人がおり、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きへの支援が求められています。
- ② 成年後見制度をはじめとする権利擁護事業については、意思決定支援の難しさがあることに加え、制度の周知が十分でなかったり、手続きの煩雑さや専門的な知識が必要なことから、制度の利用がなかなか進まない状況にあります。
- ③ 虐待や差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）などへの対応が増加しており、地域の中で様々な要因で困難な状態に陥っている方への支援が求められています。

施策の展開

- ① 一人ひとりに寄り添いながら解決に導いていく相談体制を強化し、身近な相談の場づくりと、関係機関・団体のネットワークを最大限に活かした福祉サービスの利用促進に努めます。
- ② こどもの権利条約や子ども基本法にもとづき、すべての子どもが個人として尊重され、適切に養育され、その意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるようにするために、こどもの権利に関する周知啓発に努めます。
- ③ 認知症の人や障がい者などが住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送るためには、財産管理や契約などの法律行為への支援も必要であり、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向け、周知普及・啓発や研修機会の充実に努めます。
- ④ 高齢者や障がい者、子どもなどに対する虐待防止に関する啓発に努め、関係機関と連携して虐待の早期発見と防止を推進します。
- ⑤ 成年後見支援センターを中核機関として、地域ネットワークの連携をさらに推進します。

それぞれの役割

行政	① 一関市成年後見制度利用促進計画を基本として、成年後見制度の利用に関する総合支援機関（中核機関）の設置、関係機関・団体とのネットワークの構築を進め、必要な人が適切なタイミングで成年後見制度を利用できる体制の構築に努めます。 ② 市民後見人等の育成について、検討を進めます。 ③ 自分だけでは権利擁護事業の利用が難しい方の支援を進めます。 ④ 社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の研修会を開催するなど周知に努めます。 ⑤ 民生委員・児童委員、福祉事業者等との連携強化により、支援を必要としている方の情報共有を図ります。 ⑥ 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待については、虐待に関する知識と理解の啓発に努めるとともに、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図ります。 ⑦ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消や合理的な配慮の提供に関する啓発に努めます。
社会福祉協議会	① 各相談機関において、判断能力が不十分な方、虐待を受けている方などの権利擁護を必要とする方が、必要な支援につながるよう、適切な権利擁護支援に努めます。 ② 日常生活自立支援事業に期待される役割の変化を見定め、より必要度の高い権利擁護支援に取り組んでいきます。 ③ 行政と連携し、意思決定支援や成年後見制度等の権利擁護に関する周知啓発や研修等を行い、権利擁護やその支援の理解を進めます。
福祉事業者	① 成年後見制度の研修の受講などを通じ、制度理解に努めます。 ② 関係機関と連携を図り、制度利用の支援に努めます。 ③ 日常の活動を通じて、虐待の防止と早期発見に努めます。 ④ 高齢者や障がい者など利用者の意思決定を円滑に進むよう努めます。
市民	① 自分の意思をはっきりと伝えられなかったり、様々な手続きを行えない方の情報を関係機関に連絡しましょう。 ② 虐待と思われる事象を見つけたら、迷わず市役所や警察、児童相談所などの関係機関に通報しましょう。 ③ 研修会等に積極的に参加し、権利擁護の理解に努めましょう。

(4) 地域福祉の担い手のネットワークづくり

第2期計画の評価

- ① 地域協働体を中心に、地域内及び地域間のネットワークづくりは一定の進展を見せています。今後は、こうしたネットワークを効果的に活用し、地域福祉を担う団体・組織間の情報共有や連携を促進するとともに、課題解決に向けた実効性のある仕組みづくりが求められています。
- ② 民生委員児童委員連絡協議会や障がい者地域自立支援協議会などと情報共有を図っています。

現状と課題

- ① 地域福祉を推進する各団体、各組織における情報共有や連携について、より一層の推進が必要です。
- ② 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えるためには、地域福祉を担う多様な団体・組織が日頃から交流し、情報を共有しながら地域課題の解決に向けて連携するネットワークの構築が必要です。

施策の展開

- ① 活動内容や目的に応じて地域福祉を推進するため、福祉事業所や地域福祉を担う団体・組織間の交流をさらに促進し、地域住民や自治会などとの連携を深めながら、情報や社会資源の共有を図るとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

それぞれの役割

行政	① 社会福祉協議会や地域協働体と連携し、地域の情報共有や課題解決を図るため、福祉事業所や地域福祉団体などの担い手同士によるネットワークづくりを支援します。
社会福祉協議会	① 高齢化や後継者不足でも横断的な支援体制を維持、構築できるよう、既存のネットワークを強化します。 ② 地域における福祉の取り組みについて、周知を強化し、関心・興味を醸成することで、多様な世代や福祉分野以外の団体等からも協力がもらえるように努めます。
福祉事業者	① 積極的に他の事業所、活動団体との交流、情報共有を図り、地域福祉の担い手によるネットワークの構築に努めます。
市民	① 自治会活動及び地域協働体で実施する事業などに積極的に参加しましょう。

(5) 生活困窮世帯への自立支援

第2期計画の評価

- ① 市では、社会福祉協議会に「生活困窮者自立相談支援窓口」を委託して設置し、生活困窮者の相談支援を行っています。相談件数は減少傾向にありますが、従来の「自立相談支援事業」、「家計相談支援事業」、「住居確保給付金事業」の3つの事業に令和7年度から新たに「居住支援事業」を加え、4つの事業を展開し支援の充実を図っています。

現状と課題

- ① 社会福祉協議会に自立相談支援窓口を設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施していますが、生活に困窮している人を早期に発見し、困窮状態の悪化防止と自立に向けた手立てや取組が求められます。
- ② 様々な事情により生活に困窮している方、あるいは困窮するおそれのある方に対し、生活課題に応じた自立のための支援や関係機関との連携による支援が必要です。
- ③ 相談数は減少傾向にありますが、コロナ関連の貸付制度が終了し、その返済相談やフォローアップの対応が増加しています。また、相談者は複合的で複雑な課題を抱えている人が多いことから、包括的な支援体制の構築が必要です。

施策の展開

- ① 広く相談窓口の周知を行うほか、民生委員・児童委員をはじめハローワークなどの関係機関、行政の関係部署が連携し、課題解決を包括的に行い、支援が必要な人の把握に努め、生活が困窮している世帯を適切な相談機関へつなげます。
- ② 生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、就労・家計相談支援など、自立に向けた支援を関係機関と連携し推進します。

それぞれの役割

行政	① 市が社会福祉協議会に委託し設置している「生活困窮者自立相談支援窓口」について、ホームページや広報、FMあすもなどにより複合的な周知を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ② 生活保護担当課及び関係部署、ハローワーク、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者からの相談・情報を共有します。 ③ 複雑化、困難化した課題については、市の関係部署や関係機関等で構成する「支援調整会議」で協議し、自立を支援します。 ④ 支援制度や生活困窮者への支援事例の紹介により、関係機関との連携を強化するとともに、自立支援に必要な地域づくりを推進します。
社会福祉協議会	① 行政、関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要と思われる方の把握と情報共有を図り、適切な相談機関につなげます。 ② 市から受託する「生活困窮者自立相談支援窓口」を中心に、窓口に来ることができない事情を抱える方には訪問しての支援を行い、行政や地域を含めた関係機関とのチーム支援によって、生活困窮者の自立に向けた支援を推進します。 ③ 地域住民・団体・企業に食品の寄付を呼びかけ、ひとり親世帯や生活に困っている方に無償で提供する「食料支援事業」を継続して行います。
福祉事業者	① 支援が必要と思われる方に対し、自立相談支援窓口に相談するよう勧めます。
市民	① 支援が必要と思われる方に対し、民生委員・児童委員や自立相談支援窓口に相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう地域住民同士で見守りましょう。

第2部 第1章 施策の展開 2 ともに支え合う「まちづくり」

(1) 地域とつながり続ける関係づくり

第2期計画の評価

- ① 人口減少や高齢化により地域活動の担い手不足が深刻化し、役割の偏りが課題となっています。地域の実情に応じた柔軟な役割分担や多様な主体の参画を促す仕組みづくりを通じて、地域が継続的に活動できる体制の構築が求められます。
- ② 集まる機会や通いの場づくりを支援することで、世代や国籍を超えて多様な人々が交流し、地域全体で子育て世帯への関心と理解を深めています。
- ③ ~~新たな通いの場を増やすことや既存の通いの場の支援も必要であり、お世話人を対象とした介護予防レクレーション研修会を継続して実施しています。~~
- ④ 障がい者や高齢者など、誰もが希望する地域でその人らしい自立した生活ができるよう、また、信頼と安らぎを互いに受けることができる人間関係を構築するため、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所及び社会福祉協議会などの関係機関が連携して支援しています。

現状と課題

- ① 少子高齢化、核家族化等により地域のつながりが希薄化し、地域内でのコミュニケーションがとりにくくなっていることから、個人が抱える深刻な課題が周りの人に伝わらず、その情報がどこにも届かないまま事例があります。
- ② 年齢、障がいなど、様々な要因により社会的に孤立することのないよう、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。
- ③ 人口減少が進行する中、地域では役員のなり手が不足しており、一人で複数の役員を兼任している場合があります。

施策の展開

- ① 高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える障がい者や子どもが地域において自立した生活を送ることができるよう、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を越えて支え合う仕組みを目指します。
- ② 福祉事業者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民間事業所などと連携して、誰もが参加できる居場所づくりを進めるとともに、日常的な「見守り」活動を通じて地域での孤立防止を図ります。

それぞれの役割

行政	① 「ふれあいサロン」や「子ども食堂」、「子育てサロン」など、誰もが気兼ねなく集まれる機会や通いの場づくりを支援します。 ② 社会福祉協議会や市民、福祉事業者や民生委員・児童委員、企業等と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めます。 ③ 地域のつながりを強化するため、多様な交流機会の創出と参加の促進に努めます。
社会福祉協議会	① 「ふれあいサロン」や「子ども食堂」、「子育てサロン」など地域の居場所づくり、人と人が繋がる機会の提供や活動を支援します。 ② 孤立や孤独の解消に向けて関係機関と協力し、生活支援の仕組み作りに取り組みます。 ③ 日頃から地域で見守り活動が継続的に行なえるよう支援します。
福祉事業者	① 課題を抱え、孤立しそうな高齢者や障がい者、こどもの情報を、行政や関係機関で共有を図ります。
市民	① 普段からコミュニケーションを深め、あいさつ、声がけ、見守りなどを行います。 ② 地域での自主的な支えあい活動に取り組み、お互いの助け合い、支え合いを推進しましょう。

(2) 協働による身近な地域の支え合い

第2期計画の評価

- ① 自治会や地域協働体を中心に、地域課題の把握と解決に向けた取り組みが継続的に行われています。身近な課題に対して住民自らが話し合い、実践する機会が増加し、地域の主体性と協働意識の向上が見られます。
- ② 高齢者を支援する活動や高齢者の活動の場の情報を収集することができています。また、定期発行の広報誌などを通して、社会資源や支えあいの仕組みづくりを周知することができています。

現状と課題

- ① 地域が抱える課題は、地域ごとに異なります。そこに住む市民が自らの地域の現状を把握し、課題を発見し、地域で話し合い解決に向けた取組を推進する必要があります。
- ② ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加え、地域全体の人口減少や高齢化により、支え手の減少と人間関係の希薄化が進んでいます。家事や通院や買い物の際の移動手段の確保、除雪など、生活上の困りごとが発生していることから、その解決に向けた取組が必要となっています。
- ③ 核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むなか、介護、子育て、生活困窮などの生活に悩みを抱える方や、障害がいのある方や高齢者、孤独・孤立といった感覚を抱いたり、生きづらさを感じる人もいます。そういった人々が自ら周囲に助けを求めることや、周知がその存在に気づき、寄り添うことの大切さを共有する必要があります。

施策の展開

- ① 地域の個性や自然、文化などの資源を生かしながら、地域で実践されている自主的な活動を支援し、住民主体の地域づくりの取組を促進します。
- ② ひとり暮らし高齢者の増加などにより多様化する福祉課題に対応するため、課題の把握とその解決に向けて、多様な主体の参画による話し合いの場をつくります。
- ③ 地域の人たちが子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。
- ④ 市民一人ひとりが「生きる」を支え、生きづらさ等の解消に向けた様々な働きかけや社会資源の創出などを支援者、地域住民、支援機関等と連携しながら取組を推進します。

それぞれの役割

行政	① 市民、福祉事業者、社会福祉協議会と連携し、課題の発見と課題解決について話し合う場を市全域につくります。 ② 生活支援コーディネーターが、地域福祉コーディネーターなどの多職種と連携し、各地区の話し合いの場において、地域での互助の仕組みや様々な地域資源を活かした支え合いの地域づくりについて話し合いがされるよう支援します。 ③ 教育・保育施設等における地域行事への積極的な参加や文化伝承活動の取組などを通じ、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。 ④ 子育て経験者、高齢者、子育てボランティアなどと子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て支援力の向上に努めます。 ⑤ 地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者が互いにふれあい、仲間づくりを行う場である子育てサロンを支援します。
社会福祉協議会	① 各種団体の連携のコーディネートなど、地域での協力体制の促進を行います。 ② 地域の人材の発掘、生きがいづくり、仲間づくりのため交流の場や機会の提供を行います。 ③ 福祉への関心・理解が深められるような機会の提供を行います。 ④ 課題解決に向けた相談支援を行います。
福祉事業者	① これまでのノウハウを活用しながら、地域の生活課題の早期発見、早期解決に協力します。 ② 新たな地域福祉活動に協力し、施設や人材、技能などの社会資源（サービス）の開発と提供に努めます。
市民	① 自治会や地域協働体などを通じて、地域課題の発見や解決に向けた取組に主体的に関わりましょう。 ② 子どもたちが地域において、人との関わり方や社会性等を身につけられるよう、地域の方が率先して子どもたちと関わる気運の醸成に努めましょう。。 ③ 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動の機会を提供しましょう。

(3) 相談体制の充実

第2期計画の評価

- ① 諸手続きや相談の場を捉えて各種相談窓口を周知し、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるよう取り組んでいます。
- ② 障がい者の相談支援事業等の円滑な実施に向け、自立支援協議会の部会での研修などを通じて、圏域全体での基本的な対応力向上に取り組むなど、相談支援体制の充実を図っています。
- ③ 基幹相談支援センターが実施する相談ミーティングにおいて、個々のケースに基づく地域課題について関係機関で情報共有を図るなど、課題解決に向けたネットワークを構築するため、障がい者支援の体制づくりに取り組んでいます。
- ④ 民生委員・児童委員の相談活動がしやすいよう事例集の提供や活動内容の周知を図り、ついています。

現状と課題

- ① 介護、育児、生活困窮など生活課題の多様化、複雑化に対応し、行政や関係機関で設置している高齢、障がい、子育て等の各分野の相談窓口の連携や、専門機関との連携強化が必要です。
- ② 相談窓口につながっていない人を早期に発見するとともに、全ての人が気軽に相談できる体制や必要な情報を容易に入手できるよう、相談窓口のより一層の周知を図ることが必要です。
- ③ 生活相談は、身近な相談者である民生委員・児童委員などにより担われている部分が多く、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境整備が求められています。
- ④ 地域内でのコミュニケーションが希薄化している場合、個人が抱える深刻な課題が周りに伝わらず、その情報がどこにも届かないことがあることから、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。
- ⑤ 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制により受け止める仕組みが必要です。
- ⑥ 相談窓口や抱えた問題の解決策を知る機会を得られない人、支援に繋がらない既存制度の“はざま”にいる人もおり、支援対象になりにくいといった現状があります。関係機関等の連携や情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさない、切れ目のない適切な対応が重要です。

施策の展開

- ① 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制により受け止める体制の整備に努めます。
- ② 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を推進し、個々の事情に合わせた情報の共有や適切なサービスが提供されるよう努めます。
- ③ SNS等の活用や様々な機会を捉え各相談窓口の周知を図り、市民にわかりやすい情報提供に努めます。
- ④ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくとともに、活動内容の周知を図り、支援が必要な人の情報収集に努めます。

それぞれの役割

行政	① 住民が抱える複雑化・複合化する課題に対して、より実効性のある形でのサービスの向上につながるように、包括的な相談支援体制の構築を推進します。 ② 身近なところでの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。 ③ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催し、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図ります。 ④ 各相談窓口について、広報やホームページなどで積極的に情報発信を行います。 ⑤ 民生委員児童委員連絡協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知します。
社会福祉協議会	① 複雑化・複合化する相談に対応するため、相談を「丸ごと」受けとめ、適切な支援機関につなげる体制の検討を行います。 ② 行政が進める包括的な支援体制の整備に協力し、属性や世代を問わない相談体制づくりに取り組みます。 ③ 電話やメールの相談など多様な方法による相談体制とすることで、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ④ 様々な広報ツールを活用して、各年代に合わせた分かりやすい情報提供に努めます。
福祉事業者	① 広く相談を受け付け、課題解決に向け取り組むとともに、専門外の相談については、関係機関との連携を図ります。 ② 各相談窓口の連絡会議に参加するなど課題の解決に向けて積極的に役割を果たしていきます。
市民	① 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる方に対して、民生委員・児童委員や各相談窓口相談するよう勧めましょう。 ② 介護、育児、生活困窮など、生活における悩みごとや困りごとは、一人で抱え込まず、家族、地域の方、民生委員・児童委員、各分野の相談窓口相談しましょう。

(4) 災害時の避難行動要支援者の支援

第2期計画の評価

- ① 災害発生時に自ら避難することが難しく、迅速な避難支援を要する避難行動要支援者の名簿を行政区長や民生委員等の避難支援等関係者に提供していますが、災害に備え、個人情報の提供に同意する方が増え、支援体制の取組強化が求められています。
- ② 避難行動要支援者名簿の具体的な避難支援方法を定めた個別計画の作成の周知に努めています。
- ③ 災害時避難行動要支援者の避難所などへの立退き避難訓練の実施を進めています。

現状と課題

- ① 自ら避難が難しい方（避難行動要支援者）の名簿作成と避難支援を行う関係者（避難支援等関係者）への情報提供を行っていますが、災害時に支援が必要な方に必要な支援が届くよう、平常時から避難行動要支援者とともに名簿の詳細情報の確認を行い、一人ひとりの避難に応じた個別計画を作成し、地域住民による見守りと安全に避難できる仕組みづくりを構築する必要があります。
- ② 災害時の避難支援について、誰もが取り残されることなく、みんなが被害を受けないようにするためには、隣近所などの地域の協力が不可欠です。そのためには、要支援者と地域住民が交流する機会を増やし、日頃から良好な関係を築いていくことが大切です。
また、要支援者やその家族自身も、普段から災害への備えを行っておくことも必要です。
- ③ 災害時において、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの受け入れなどを行い、支援を必要とする避難者への対応が求められています。
- ④ 福祉避難所の開設や運営を円滑に行うことができるように、定期的な訓練などにより確認しておく必要があります。
- ⑤ 避難所などへの立退き避難訓練の実施は、避難支援者となる方々に理解をいただけるよう、継続的な取組が必要です。

施策の展開

- ① 災害時における避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。
- ② 避難行動要支援者は行政区長、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者などと平常時から連携を密にして、地域住民との関係づくりや災害時の避難支援体制を構築します。
- ③ 災害ボランティアセンターの開設に向け社会福祉協議会との連携を図ります。
- ④ 福祉避難所の円滑な設置・運営ができるよう社会福祉法人等との連携強化を図ります。

それぞれの役割

行政	① 災害時の避難支援が円滑に行われるよう避難支援を行う関係者へ平常時から名簿の情報を共有し、地域住民の避難支援体制づくりの構築を推進します。 ② 災害時に支援が必要な方の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、本人の意思を尊重しながら、要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を推進します。 ③ 自主防災組織等や要支援者が参加する防災訓練の実施を推進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取組を推進します。 ④ 災害時の被害状況により社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを開設します。 ⑤ 災害時における被災者支援や、二次災害の予防を図るため、社会福祉協議会や福祉事業者、岩手県災害派遣福祉チーム等の関係機関との連携を強化します。 ⑥ 福祉避難所の開設や運営を円滑に行うことができるよう災害を想定した訓練を実施します。
社会福祉協議会	① 地域での防災に活用されるよう、自治会または班単位での支え合いマップの作成を支援します。また、行政と共に、防災訓練等の実施を支援し、地域での防災力の向上に努めます。 ② 大規模災害時には、協定に基づき行政や関係団体等と連携し、災害ボランティアセンターを開設し、早期に生活再建ができるよう被災者を支援します。 ③ 避難行動要支援者の把握のためのツールについて行政と共に整理し、平常時から災害時に支援が必要な方の情報把握に努めます。
福祉事業者	① 福祉避難所の設置に協力するとともに、円滑な運営ができるよう行政や社会福祉協議会と連携を強化します。
市民	① 災害時に支援が必要と思われる方に対して、日頃から声がけを行いましょう。 ② 災害に備えた準備を行うとともに、どのようなサポートを必要としているか支援者や地域住民に理解してもらいましょう。 ③ 要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を進めましょう。 ④ 防災学習会や防災訓練を企画・参加し、防災意識の高揚と知識の普及に努めましょう。

(5) 再犯防止の推進

一関市再犯防止推進計画（令和6年度～7年度）の評価

- ① 就労・住居の場の確保について、各種制度の利用及び関係機関との連携のもと、個々の状況に応じた支援を行い、生活基盤の安定を図っています。
- ② 保健医療・福祉サービス利用の促進について、関係機関等との適切な連携のもと、その心身の状況に応じた支援を行っています。
- ③ 学校等と連携した就学支援について、各種事業を通じた支援を行い、経済的負担の軽減、相談窓口の充実及び非行・学校不適応等の未然防止に努めています。
- ④ 民間協力者の活動促進について、各種補助金交付により支援しています。
- ⑤ 国・県・関係機関及び団体等との連携強化について、保護司会と連携し、地域ごとに社会を明るくする運動啓発活動を行い、更生保護活動に関する理解促進及び犯罪や非行のない明るい地域社会の構築に努めています。

現状と課題

- ① 犯罪検挙者の約半数が再犯者となっています。
- ② 再犯防止に直接的に繋がる取り組みが少ないことから、取組内容が再犯率に直結しがたい状況となっています。

施策の展開

- ① 関係団体や地域の障がい者相談支援事業所や就労継続支援事業所等と連携を強化し、就職希望者に対して個々のニーズ・特性に応じた就職・就労支援を行います。
- ② 市営住宅を整備し、住居に困窮する低所得者等に対して提供することで、住居の確保を支援します。
- ③ 生活困窮者、高齢者、障がいのある人等がその特性や状況に応じて安心して生活できるよう体制を整備し、相談・情報提供を行います。
- ④ 民間ボランティアや民間団体等の活動内容の広報・啓発活動の推進を強化します。
- ⑤ 再犯防止に向け、国や県、関係団体等が各々の枠組みの中で必要な支援を行いながら、互いに連携し一体となって切れ目のない支援を行います。

それぞれの役割

行 政	① 刑務所出所後の就労・住居の確保について、関係機関と連携し、生活基盤の安定を図ります。 ② 薬物依存や心身の不調について相談支援を行うほか、医療機関や保健所等と連携し、適切な関係機関へ繋がります。 ③ 保護司会等の民間ボランティア・団体の活動を支援します。 ④ 部署を横断した連携・協議の場を設け、情報共有や理解促進を図り、各部署の事業が適切に活用されるよう支援します。
社会福祉協議会	① 福祉教育の推進により福祉の心を育み、未成年者の非行防止に繋がります。 ② 社会を明るくする運動に協力し、犯罪防止と更生保護の啓発を共に行います。 ③ 罪を犯した者が、再び罪を犯さないように関係機関、支援団体、地域と連携し、継続的に地域生活を送れるよう支援します。 ④ 更生保護団体などの活動が円滑に行なえるよう支援します。
福祉事業者	① 関係機関との適切な連携のもと、心身及び生活環境等の状況に応じた支援を行います。
市 民	① 自治会や民生委員等と連携しながら、地域で見守りや支え合い活動に取り組み、再犯防止や更生保護の理解に努めましょう。 ② 行政等の支援が必要と思われる場合には、必要な機関へ情報提供しましょう。

(6) ともに参加する意識の向上

第2期計画の評価

- ① 住民が地域の一員であることを認識して、地域行事に参加し、地域住民との交流がありますが、参加者は固定化されています。
- ② 就労継続支援事業所による製品の販売や作業の受託のほか、各事業所が開催するイベント等により、利用者、保護者、地域住民、関係団体、企業等との交流、連携が図られています。

現状と課題

- ① 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識の醸成と、地域での支え合いが重要ですが、地域との交流を望まない市民もいるため、価値観の多様化に配慮しながら、市民、関係機関、行政等が連携して、協働による地域福祉を推進していく必要があります。
- ② 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが社会参加できるよう、市民それぞれが互いを尊重し相互理解を深める必要があります。
- ③ 地域福祉計画や各種事業について、市や社会福祉協議会のホームページなどで周知しているが、より一層市民の理解が深まるよう取組む必要があります。

施策の展開

- ① それぞれが抱える課題について、自分のこととして考える気持ちを育むことが大切であり、当事者や関係団体等を交えて、お互いを理解し、社会参加する意識を高めます。
- ② 高齢者や障がい者の社会参加の促進に向けて、物理的、制度的、文化・情報及び意識上のバリアを取り除きながら交流活動を推進し、誰もが地域で役割を担える関係づくりを支援します。

それぞれの役割

行政	① 地域福祉計画の趣旨について、広報やホームページ等で広く周知します。 ② 福祉まつり等の交流の機会を充実します。 ③ 障がい者においては、一関地区障害者地域自立支援協議会の場合などを通じ、各種バリア解消の啓発に努めます。
社会福祉協議会	① 福祉に関する情報について、広報での周知の他、ホームページやSNSをさらに積極的に活用し、効果的な情報発信に努めます。 ② 関係機関と連携を密に行い、ふくし祭りや健康講座について、住民同士がつながり合うきっかけを絶やさないよう推進します。
福祉事業者	① 利用者と市民が相互に触れ合う機会の創出に努めます。
市民	① 障がいの有無や年齢に関わりなく、お互いを尊重する気持ちを持ち、すべての人が交流できるように努めましょう。

第2部 第1章 施策の展開 3 充実した福祉サービスの提供と多機関の協働による社会参加の

「しくみづくり」

(1) ボランティア・NPOの活動支援

第2期計画の評価

- ① いちのせき市民活動センターを通じて、地域で活動するNPOへの支援を行い、相談対応や情報提供、団体間の交流促進などに取り組むことで、地域課題の解決に向けた多様な主体の参画が進んでいます。
- ② 市民センターでは、学習の機会の提供や交流の場の創出を通じて、ボランティアやNPOと連携しながら、地域課題の解決に資するしくみづくりを推進しています。

現状と課題

- ① 自治会などによるボランティア活動や、新たな地域課題に対応したNPOなどのテーマ型ボランティア活動には、会員の高齢化や会員数の減少が進んでいるところもあり、若年層・勤労者層の参加が求められています。
- ② ボランティアの育成を目的とした各種講座の参加者の中には、実際の活動に結びついていない状況も見受けられるため、具体的な役割や活動に結びつけることが求められています。
- ③ これまでのボランティア活動が、多様化する課題やボランティアニーズの期待に十分に答えられていないとの声もあることから、ニーズの把握と活動のコーディネートが必要です。

施策の展開

- ① 市民のボランティア活動に対する関心を高めるため、ボランティアセンターの周知や、ボランティア養成講座の開催を通じ、ボランティア登録を推進するなど、あらゆる年代層がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。
- ② ボランティアニーズの把握や地域課題の解決に向け、ボランティア団体や福祉活動を行うNPOの育成を支援します。
- ③ ボランティアセンターと連携し、ボランティアニーズと活動のコーディネートを推進します。

それぞれの役割

行政	① 社会福祉協議会と連携し、学校、市民センターなどで、ボランティアに関する研修、講座を開催します。 ② 社会福祉協議会と連携し、地域課題等の解決などに対応したボランティアやNPOの育成を支援します。 ③ ボランティアニーズの把握など、ボランティアセンターの運営を支援します。
社会福祉協議会	① SNSや広報誌等で情報発信を行い、地域住民とボランティアやNPO活動を繋げるコーディネート機能を強化します。 ② 地域住民がボランティア活動へ参加しやすく、親しみやすくなるよう環境づくりを行います。 ③ ボランティア講座や研修会を開催し、ボランティアリーダーやコーディネーターの人材育成、地域団体や学校、関係団体とのネットワーク強化を図ります。
福祉事業者	① ボランティアの受入や体験学習の場を提供します。
市民	① ボランティア体験学習に積極的に参加し、活動への理解を深めましょう。 ② 様々なボランティア活動に積極的に参加しましょう。

(2) 社会福祉法人間の連携推進

第2期計画の評価

- ① 社会福祉法人の公益的な取組の連携推進を目的に社会福祉法人懇談会を開催し、実際行っている取組事例や地域課題等の意見交換を行っています。
- ② 高校生が地域福祉に参画できる内容についてともに話し合い、社会福祉法人間で協力し、交流や体験する場等の提供を行っています。

現状と課題

- ① 公益性の高い社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすことに加え、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」を通じ、地域の関係機関との連携や役割分担を図りつつ、積極的に地域へ貢献していくことが期待されています。
- ② 社会福祉法人は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能などを有しており、そのノウハウを地域福祉の推進に活用されることが期待されています。
- ③ 社会福祉法人の公益的な活動の取り組みについて、地域への周知が不十分であることから、内容など広く周知する工夫が必要です。

施策の展開

- ① 社会福祉法人の創意工夫による「地域における公益的な取組」を推進し、広く周知します。
- ② 地域の課題等を情報共有し、解決に向け社会福祉法人が共同して対応するため、法人間の連携を推進します。

それぞれの役割

行政	① 社会福祉法人を対象とした会議や研修会を開催して、社会福祉法人の連携を推進する機会を提供します。 ② 社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組」の事例を紹介します。 ③ 社会福祉法人と地域の課題の共有を図り、解決に向けた取組を進めます。
社会福祉協議会	① 地域で課題となっている生活上の問題を社会福祉法人へつなげ、さらには公益的な取り組みへとつなげられるよう、地域と社会福祉法人とのつなぎ役として取り組みます。 ② 市が行う「社会福祉法人懇談会」の開催に協力し、社会福祉法人間の連携を促進します。
福祉事業者	① 福祉に関する専門的な知識・技能を活かし、地域の実情に即した多様な福祉サービスの提供に取組みます。 ② 社会福祉法人や関係機関との連携や役割分担を図りつつ、「地域における公益的な取組」により、積極的に地域貢献に努めます。
市民	① 福祉サービスの内容について理解を深めましょう。

(3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進

第2期計画の評価

- ① 関係機関、職種を越えて参加する研修会や事例検討会、支援会議などを開催し、各機関との情報交換・連携が図られています。
- ② 多様な障がいへの対応を図るため、保健・医療・福祉・介護など関係機関が連携し、一貫性・継続性のある適切な支援の提供に努めています。

現状と課題

- ① 高齢者や障がい者が長年住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」の充実が必要となっています。
- ② 障がいや発達に不安や心配がある子どもに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、早期に必要な支援を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- ③ 悩みを抱える人の背景には精神的な悩みだけではなく、貧困・生活困窮など多くの社会問題が顕在化し、様々なリスクが連鎖・複合することで生きづらさを増大していることもあります。そのため、関係機関、企業、市民等の役割を明確に共有した上で相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。
- ④ 地域包括ケアシステムが上手く機能するためには、自助、互助、共助、公助の4つの「助」が相互に連携し、補完することが重要です。

施策の展開

- ① 高齢者や障がい者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉・介護等に関するサービスが総合的・継続的に提供できるようネットワークの構築に努め、圏域の特性を活かした地域包括ケアシステムの充実を目指します。
- ② 他職種間の連携により、各種サービスが適切に利用でき、一人ひとりが希望する生活を送れるよう、総合的なケアマネジメントの実施を推進します。
- ③ 様々な分野の課題が絡み合うことにより「複雑化」し、また、複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」していることから、各種支援機関等が連携を図り支援を行います。
- ④ 保健・医療・福祉・介護・教育・産業、労働等の様々な分野の機関とのネットワークを強化し、様々な機関や支援者がチームになり、情報共有を図りながら支援体制の充実を目指します。

それぞれの役割

行政	① 保健・医療・福祉・介護などの関係機関・団体と連携して地域包括ケアシステムの充実を目指します。 ② 保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連絡会議や研修会の開催を通じて、各分野との連携強化を推進します。 ③ 地域の課題に対応した、総合的なケアマネジメントが提供できるよう、関係機関・団体との連携を推進します。 ④ 関係機関と連携しながら、早期発見、早期療育の場の拡充を進めるとともに、家族の不安や負担の軽減を図るため、相談支援事業の充実に努めます。
社会福祉協議会	① 「複雑化」「複合化」する課題を抱える個人・世帯に対し、多機関でのチームによる包括的支援を行政と共に取り組みます。 ② 「多機関での支援チーム」における「指揮者」の必要性を行政と共に検討します。 ③ 地域住民や地域の支援者と、各専門機関とのつながりを、必要に応じて橋渡ししていきます。
福祉事業者	① 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体は地域包括ケアシステムの充実に協力します。 ② 他職種との情報交換・連携を強化するとともに、お互いの業務について理解を深めます。 ③ それぞれの事業所が提供している福祉サービスについて、わかりやすい内容で情報発信します。
市民	① 保健・医療・福祉・介護等に関する講演会等に参加し、援護を必要とする方について理解を深め、助け合い、支え合いを推進しましょう。 ② よりよい在宅生活を送ることができる環境を、社会福祉協議会等と共に検討しましょう。

(4) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

第2期計画の評価

- ① 介護従事者向けの人材の定着とスキルアップを図る研修のほか、介護に関心のある市民を対象とした介護の担い手を育成する講座を開催し、介護の基礎知識及び技術の普及に努めています。
- ② 中学校では、社会体験学習事業の中において福祉分野の就労体験が行われており、そこでの興味関心が将来の就労のきっかけづくりに繋がっています。
- ③ 市民センターでは、地域の課題やニーズに即した学びの場を提供することで、人材の育成を進めるとともに、地域福祉への参画意識を高める取り組みを行っています。

現状と課題

- ① 少子高齢化の進行に伴い、福祉サービス対象者が増加する一方、介護職など福祉職を目指す学生が減少していることから、社会福祉事業を担う人材の確保や定着を図ることが求められています。
- ② 充実した福祉サービスを提供するためには、従事する人材の育成を図るための支援が必要です。

施策の展開

- ① 中高生をはじめとする市民に、介護職等の魅力ややりがいなどを発信し、将来の社会福祉事業を担う人材の確保を推進します。
- ② 子どもの頃からの高齢者との触れ合いや、医療や介護の現場を体験する機会を持つなど、医療や介護の仕事を様々な世代に知ってもらい、興味を持ってもらうよう、関係機関と連携し、ワークショップや職場体験、出前講座に取り組みます。
- ③ 医療・介護職の人材確保、育成・定着に向けた支援、就労のきっかけづくりに取り組みます。

それぞれの役割

行政	① 社会福祉事業の魅力ややりがい伝えるため、市民向けの講座や、学校等と連携した職場体験、福祉職セミナーや高校生学生、高校生ワークショップ等を開催し、若い世代の福祉の仕事を考える機会を創出します。 ② 医療・介護職を目指す学生等に対し、資格取得のための支援を実施します。 ③ 医療・介護職の人材確保に向け、修学資金の貸し付けや就職奨励金の交付を行い人材の確保に努めるとともに、地元事業所への定着を図ります。 ④ 介護福祉施設の職員を対象に各種研修や交流会等を開催します。 ⑤ ハローワークや岩手県福祉人材センターと連携し、福祉人材の確保に努めます。
社会福祉協議会	① 学校訪問の際に、福祉教育について事例を紹介し、学校と協働して取り組む内容を増やしていくことで、福祉についてのイメージが身近に感じてもらえるようにします。 ② 福祉についての講座等の企画運営について、社会福祉協議会だけでなく他団体との連携を図りながら地域で取り組みを実施していきます。 ③ 大学や専門学校等の教育機関と専門機関、関係機関と連携、協力して実習生の受け入れや職場体験の受け入れを行います。社会福祉協議会の役割や活動内容を知ってもらい、福祉の仕事の周知と人材確保につなげます。
福祉事業者	① 将来のキャリアが見通せる職場環境の整備と、職員の意欲を向上させる取組を推進します。 ② 中高生の職業選択の観点から、ボランティアや就労体験などを積極的に受け入れます。
市民	① 福祉施設での就労体験やボランティア活動等を通じ、福祉の仕事に対する理解を深めましょう。